

地域づくりオールガイド

(令和8年4月時点)

鹿児島県総合政策部地域政策課

● 目 的

地域づくりオールガイドは、県内市町村や各種団体等（地域づくり団体、NPO 法人、コミュニティ協議会等）が行う地域振興・地域活性化等への取組を支援し、地域づくりを推進することを目的に、国や県等の地域づくりに関する各種助成制度等を情報提供するものです。

● 事業区分別

1	生活交通の確保	1
2	交通体系の整備	3
3	情報通信基盤整備・利活用	5
4	医療の確保	11
5	各種産業の振興	13
6	生活環境の整備	21
7	保健及び福祉の向上	28
8	教育・スポーツの振興	34
9	地域文化の保全・振興	39
10	交流・定住の促進	51
11	国土保全・防災対策	55
12	住民参加による地域運営	57
13	環境・資源・自然保護対策	66
14	景観	74
15	その他	77
16	総合対策事業	86

● 参考

事業一覧（所管課毎）	127
------------	-----

1 生活交通の確保

1 生活交通の確保

事業名	肥薩おれんじ鉄道利用促進対策事業(H18～)		
事業内容	地域に密着した地元のNPO等が、肥薩おれんじ鉄道の利用促進等を目的に実施する事業を支援することにより、同鉄道のPRや利用促進等を図るとともに、同鉄道の活性化に協力できるNPO等の育成を図る。 肥薩おれんじ鉄道を利用して、小中高等学校等が社会見学、文化スポーツ交流を行う事に対し、肥薩おれんじ鉄道区間の乗車運賃を支援することにより、同鉄道の利用促進を図る。 「列車レンタル」を利用してイベント等を行う団体に対し、利用料金の一部を助成することにより、同鉄道の利用促進を図る。		
助成等の要件	・NPO法人等の団体が一般から広く参加者を募って実施するイベント等で、肥薩おれんじ鉄道への多数の乗車もしくは、同鉄道のPR・利用が見込めるもの。 助成額は原則として1事業につき3万円を上限とする。 ・県内に存立する小中高等学校等が実施する下記活動 (1) 社会見学(遠足等) (2) 文化(展覧会鑑賞、大会等)・スポーツ交流(試合、合宿、試合観戦等) 助成額は肥薩おれんじ鉄道区間の乗車運賃とし、1団体5万円を上限とする。ただし、団体割引等の割引を利用する際は、当該運賃とする。 ・学校等、団体等が実施するイベント列車、社会見学、修学旅行、又は旅行者等による企画旅行、手配旅行などの団体列車貸し切りを行うこと 助成額は1車両につき3万円を上限とする(学校等が利用する場合は5万円を上限とする)。		
助成対象	集落・自治会・町村会など、民間企業、NPOボランティア団体など、地域産業団体(農協、商工会議所等)、協議会、実行委員会など		
その他補足	肥薩おれんじ鉄道の利用促進につながる活動を実施する団体であること。		
予算額			
集落対策関連		所管団体	鹿児島県肥薩おれんじ鉄道利用促進協議会
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部交通政策課幹線交通係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2465
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.pref.kagoshima.jp/ac08/infra/kotu/tetudo/orange-iosei00.html

事業名	鹿児島県地方公共交通特別対策事業(H8～)		
事業内容	市町村が地域の実情に応じて実施する廃止路線代替バス等の運行を支援し、過疎地域における地域住民の日常生活の交通手段の確保を図る。 市町村が、貸切バス事業者、乗合タクシー事業者、乗合バス事業者に補助又は委託して実施、又は市町村直営により実施する廃止路線代替バス、廃止路線代替乗合タクシーの運行に要する経費を補助する。 (1) 運行費補助: 廃止路線代替バス等の運行に係る運行欠損額の一部補助(1/2) (2) 車両購入費: 廃止路線代替バス等の運行の用に供する車両購入費の一部補助(1/2) (3) 初度開設費: 廃止路線代替バス等の運行に必要なバス停留所等の整備費の一部補助(1/2)		
助成等の要件	(1) 複数市町村にまたがる路線(離島は除く、平成13年3月31日現在の市町村) (2) 平均乗車密度15人以下 (3) 地域バス対策協議会で維持存続が必要と認められた路線 (4) 収支率1/6未満又は平均乗車密度1.0未満は対象外		
助成対象	市町村		
その他補足			
予算額	261,240千円		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連	○		
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	総合政策部交通政策課陸上交通係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2455
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

2 交通体系の整備

2 交通体系の整備

事業名	島原・天草・長島架橋建設促進交流連携事業		
事業内容	長島・出水地域、天草地域、島原地域のうち2以上の地域を含む交流・連携の取組を行う団体に対して、その取組に必要な経費の一部を助成する。		
助成等の要件	(1)所在地を鹿児島県・熊本県・長崎県のいずれかに置く団体が行うものであること。 (2)架橋構想の推進に資するもので、広報性を有すること。 (地域間交流・連携を促進すると認められる取り組みで、例えば、大会の横断幕に「島原・天草・長島架橋構想推進」の文言を入れるなど) (3)営利を目的としないものであること。 (4)政治活動または宗教活動を目的としないものであること。		
助成対象	集落・自治会・町村会など、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体（農協、商工会議所等）、協議会、実行委員会など、その他個人、団体など		
その他補足	島原・天草・長島架橋構想の推進に資する事業で、長島・出水地域、天草地域、島原地域のうち2以上の地域を含む交流連携事業を行う団体に限る。		
予算額			
集落対策関連		所管団体	島原・天草・長島架橋建設促進協議会 ※R8～9年度の事務局は長崎県地域づくり推進課
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部交通政策課幹線交通係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-2465
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.3ken-kakyou.jp/jigyo.html

3 情報通信基盤整備・利活用

3 情報通信基盤整備・利活用

事業名	携帯電話等エリア整備事業(H4～)		
事業内容	携帯電話等の無線システムによるサービスを利用できないエリアにおいて地方公共団体が携帯電話等の基地局施設、伝送路施設を整備する場合や、無線通信事業者等が高度化施設や基地局開設に必要な伝送路施設を整備する場合に、国がその整備費用の一部を補助する。 1 事業主体:市町村、無線通信事業者、インフラシェアリング事業者 2 補助対象:(市町村)基地局施設(鉄塔、局舎、無線設備等)、伝送路の整備 (事業者)高度化施設(5G等の無線設備等)や基地局の開設に必要な伝送路施設整備 3 補助率:(基地局施設整備)国1/2、県1/5以内、市町村3/10以上 (複数社参画の場合:国2/3、県2/15以内、市町村1/5以上) (離島地域の場合(複数社参画):国3/4、県1/10、市町村3/20) (高度化施設整備)国1/2、事業者1/2 (複数社参画の場合:国2/3、事業者1/3) (離島地域の場合(複数社参画):国3/4、県1/10、市町村3/20) (伝送路施設運用)国2/3、事業者1/3(100世帯以上の場合は国1/2) (伝送路施設設置)国3/4、離島市町村1/4 (財政力指数0.3未満の有人国境離島市町村は国4/5、 離島以外の市町村の場合は国1/2)		
助成等の要件	- 携帯電話等の無線通信が行えない状態であること。 - 地理的な条件不利地域であり、事業者による整備が困難地域において、市町村が施設を整備すること。		
助成対象	地方公共団体、無線通信事業者等		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	総務省総合通信基盤局電波部移動通信課、電気通信事業部事業政策課ブロードバンド整備推進室
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	総合政策部デジタル推進課情報化推進係
対象地域	過疎地域、特定農山村地域、振興山村地域、奄美地域、離島地域(奄美以外)、離島地域(奄美含む)、半島地域、辺地	連絡先	099-286-2389
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	高度無線環境整備推進事業(R1～)		
事業内容	5G、IoT等の高度無線環境の実現に向けて、地理的に条件不利な地域において、電気通信事業者等が、高速・大容量無線局の前提となる光ファイバ等を整備する場合に、その事業費の一部を補助する。 1 事業主体: (1) 光ファイバの整備補助について ・直接補助事業者: 地方公共団体、第3セクター、一般社団法人等 ・間接補助事業者: 電気通信事業者 (2) 離島向け維持管理補助について ・離島を有する地方公共団体(都道府県、市町村及びそれらの連携主体) 2 対象地域: 過疎地域・離島等の条件不利地域を含む地域 3 補助率: (1) 光ファイバの整備補助について ① 離島: 4/5(地方公共団体)、1/2(第3セクター、電気通信事業者) ② 離島以外の条件不利地域: 1/2(財政力指数0.5未満の地方公共団体) 1/3(財政力指数0.5以上の地方公共団体、第3セクター、電気通信事業者) (2) 離島向け維持管理補助について: 1/2 4 補助対象: (1)伝送路施設、(2)離島伝送用専用設備の維持管理に係る収支差額(赤字の場合のみ)		
助成等の要件	・ 電気通信事業者の局内装置から無線局エントランスまでの整備費が補助対象であり、無線局の開設を条件とする。 ・ 想定される無線局は、5G、LTE、LPWA、Wi-Fi、BWA等		
助成対象	地方公共団体、第3セクター法人、電気通信事業者等		
その他補足			
予算額	1,590,000千円		
集落対策関連	○	所管団体	総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課ブロードバンド整備推進室、情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	総合政策部デジタル推進課情報化推進係
対象地域	過疎地域、特定農山村地域、振興山村地域、奄美地域、離島地域(奄美以外)、離島地域(奄美含む)、半島地域、辺地	連絡先	099-286-2389
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	民放ラジオ難聴解消支援事業(H17～)		
事業内容	平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助する。 1 支援対象: 民間ラジオ放送事業者、地方公共団体等 2 補助対象: 難聴対策としての中継局整備費用 3 補助率: 地理的・地形的難聴、外国波混信 国2/3、都市型難聴 国1/2		
助成等の要件	・ 計画の実施や事業の継続について、一定の確実性があること。 ・ 技術上・制度上実現可能なものであること。 ・ 事業の整備内容等が効率的又は効果的であること。		
助成対象	地方公共団体、民間ラジオ放送事業者等		
その他補足			
予算額	210,000千円		
集落対策関連		所管団体	総務省情報流通行政局地上放送課
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	総合政策部デジタル推進課情報化推進係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2389
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業(H17～)		
事業内容	地上基幹放送等の放送局等の耐災害性強化を図る地上基幹放送事業者等に対して整備費用の一部を補助する。 1 支援対象:地上基幹放送事業者、地方公共団体等 2 補助対象:① 停電対策、② 予備設備の整備、③ 耐震対策 3 補助率:地方公共団体等1/2、地上基幹放送事業者等1/3 受信障害対策用中継局に係る事業を実施する場合において、条件不利地域かつ財政力指数0.5以下の市町村2/3 ③においては、耐震診断:1/2、南海トラフ地震による大規模被害想定地域の中継局等の耐震工事:2/3		
助成等の要件	- 計画の実施や事業の継続について、一定の確実性があること。 - 技術上・制度上実現可能なものであること。 - 事業の整備内容等が効率的又は効果的であること。		
助成対象	地方公共団体、地上基幹放送事業者等		
その他補足			
予算額	160,000千円		
集落対策関連		所管団体	総務省情報流通行政局地上放送課
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	総合政策部デジタル推進課情報化推進係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2389
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	放送ネットワーク整備支援事業(H29～)		
事業内容	災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現するため、放送網の遮断の回避等といった防災上の観点から整備費用の一部を補助する。 1 支援対象:地方公共団体、第三セクター、地上基幹放送事業者等 2 補助対象:①ラジオ等の新規整備に係る予備送信所設備等、災害対策補完送信所等、緊急地震速報設備等の整備費用、 ②ケーブルテレビ幹線の2ルート化等、条件不利地域等における自治体等による共聴施設の耐災害性強化 3 補助率:(地方公共団体等) 国 1/2 (第3セクター、地上基幹放送事業者等) 国 1/3		
助成等の要件	- 計画の実施や事業の継続について、一定の確実性があること。 - 技術上・制度上実現可能なものであること。 - 事業の整備内容等が効率的又は効果的であること。		
助成対象	地方公共団体、第三セクター、地上基幹放送事業者等		
その他補足			
予算額	60,000千円		
集落対策関連		所管団体	総務省情報流通行政局地上放送課、衛星・地域放送課地域放送推進室
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	総合政策部デジタル推進課情報化推進係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2389
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業(H30～)		
事業内容	(R5年度「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業」から名称変更) 災害時に、放送により確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、条件不利地域等に該当する地域におけるケーブルテレビネットワークの光化に要する費用の一部を補助する。 1 支援対象:市町村、第三セクター 2 補助対象:施設・設備費(局舎・センター施設、鉄塔、伝送路設備等) 用地取得・道路費、企画・開発費(ソフトウェア購入費等) 辺地共聴施設のケーブルテレビエリア化のみを行う事業や辺地共聴施設の耐災害性強化に伴う経費 3 補助率:(市町村) 国 1/2、(第三セクター、地上基幹放送事業者) 国 1/3		
助成等の要件	・ ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村であること。 ・ 条件不利地域であること。 ・ 財政力指数が0.8以下の市町村その他特に必要と認める地域であること。 ・ 地方公共団体が策定する国土強靱化地域計画にケーブルテレビネットワークの光化等が記載されていること。		
助成対象	地方公共団体、第三セクター		
その他補足			
予算額	850,000千円		
集落対策関連		所管団体	総務省情報流通行政局地上放送課、衛星・地域放送課地域放送推進室
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	総合政策部デジタル推進課情報化推進係
対象地域	過疎地域、特定農山村地域、振興山村地域、奄美地域、離島地域(奄美以外)、離島地域(奄美含む)、半島地域、辺地	連絡先	099-286-2389
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	地域社会DX推進パッケージ事業(R7～)		
事業内容	デジタル人材/体制の確保支援、AI・自動運転等の先進的ソリューションや先進無線システムの実証、地域の通信インフラ整備の補助等の総合的な施策を通じて、デジタル実装の好事例を創出し、全国における早期実用化を目指す。 【①デジタル人材/体制の確保支援】 1.計画策定支援(デジタル実装に必要な地域課題の整理、導入・運用計画の策定に対する専門家による助言) 2.推進体制構築支援(都道府県を中心とした持続可能な地域のDX推進体制の構築を支援) 3.地域情報化アドバイザー(地域情報化アドバイザーによる人材の育成・供給を支援) 4.人材ハブ機能(デジタル人材を地域外から確保する場合の人材のマッチングを支援) 【②先進的ソリューションの実用化支援(実証)】 1.先進無線システム活用タイプ(ローカル5Gをはじめとする新しい通信技術などを活用した先進的なソリューションの実用化に向けた実証) 2.AI・自動運転等の検証タイプ(社会課題解決に資する通信システムを用いたAI・自動運転等の先進的なソリューションの実証) 【③地域のデジタル基盤の整備支援(補助)】 1.デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るために必要な通信インフラなどの整備を支援		
助成等の要件	助成等の要件等の詳細は、関連HPをご確認ください。		
助成対象	地方公共団体、企業・団体など		
その他補足			
予算額			
集落対策関連		所管団体	総務省
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策、ソフト対策	県の担当部署	総合政策部デジタル推進課情報化推進係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2388
助成等の形態	①補助金・交付金等の交付、 ⑤人的支援	関連HP	https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/digital_kiban/index.html

事業名	地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業		
事業内容	全国の視聴者に対して良質な放送コンテンツの継続的な提供を確保しつつ、電波の能率的な利用を図るため、小規模中継局や辺地共聴施設等のブロードバンド等による代替等を支援 1 事業主体: 代替手法の提供事業者(①)、市町村又は市町村の連携主体(①②)、民間法人・団体(③) 2 補助対象: 送受信施設、伝送路設備 3 補助率: ①共聴施設の代替: 2/3、②共聴施設の高度化を伴う改修: 1/2		
助成等の要件			
助成対象	代替手法の提供事業者、市町村又は市町村の連携主体、民間法人・団体		
その他補足			
予算額	1,000,000千円		
集落対策関連		所管団体	総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード事業	県の担当部署	総合政策部デジタル推進課情報化推進係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2389
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

4 医療の確保

4 医療の確保

事業名	緊急医師確保対策事業(ドクターバンク運営事業)(H20～)		
事業内容	本県における地域医療の確保・充実を図るため、県内での就業を希望する医師の積極的な募集活動及び医療機関への就職斡旋等を行う。 医師・看護人材課内に「ドクターバンクかごしま」を設置し、ホームページや県広報媒体等の有効活用、本県での就業を希望する医師へのアプローチなど、多様な方法による積極的な医師募集活動により、県外在住医師等へのU・Iターンの働きかけを行い、県内の公立医療機関への就職斡旋(無料職業紹介)等を実施する。		
助成等の要件	①求職医師 県内の公立医療機関に就業する希望がある医師 ②求人医療機関 医師が不足している県内の公立医療機関		
助成対象	市町村、その他個人、団体など		
その他補足			
予算額	520千円		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	保健福祉部医師・看護人材課医師確保対策係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2653
助成等の形態	人的支援(人材派遣など)	関連HP	http://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/doctorbank/assen/index.html

事業名	緊急医師確保対策事業(医師修学資金貸与事業)(H20～)		
事業内容	県内の離島・へき地などの地域住民の医療を確保するため、将来、へき地医療機関等に医師として勤務しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸与する。 大学卒業後2年以内に医師免許を取得し、免許の取得後直ちに指定された病院において一定期間の臨床研修等を受けた後、一定期間県内のへき地医療機関等で勤務した場合、修学資金の返還が全額免除される。		
助成等の要件	将来、へき地医療機関等に医師として勤務しようとする医学生であること。		
助成対象	その他個人、団体など		
その他補足			
予算額	196,600千円		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	保健福祉部医師・看護人材課医師確保対策係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2653
助成等の形態	資金の貸付、人的支援(人材派遣など)	関連HP	http://www.pref.kagoshima.jp/ae03/kenko-fukushi/doctorbank/taisaku/syugakutaivo1.html

事業名	産科医療体制確保支援事業(H27～)		
事業内容	産科医療の確保が困難な地域において、産科医等を確保するために必要な事業を行う市町村等に対して、その経費の一部を補助し、産科医療体制の安定確保を図る。		
助成等の要件	産科医療体制の確保が困難な地域において、新たに産科医、麻酔科医、小児科医、助産師を確保するために取組を行うこと。		
助成対象	市町村等(複数の市町村による協議会等組織を含む。)が実施する以下の取組に対して補助を行う。 ①産科医師等の給与・手当・赴任費用、技術研修費 ②他の医療機関等からの産科医師等の派遣、出向経費		
その他補足			
予算額	21,744千円		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	子ども政策局子育て支援課母子医療係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2763
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

5 各種産業の振興

5 各種産業の振興

事業名	地域経済循環創造事業(H24～)		
事業内容	地方公共団体が、地域の金融機関や民間事業者等と連携し、地域資源を生かした先進的で持続可能な事業を実施する場合において、事業を実施する民間事業者等が事業化段階で必要となる経費について助成する。 1 交付対象 地方公共団体 2 交付対象経費 施設整備費、機械装置費、備品費、調査研究費 3 交付限度額 交付対象経費のうち、融資額を除き地方公共団体が民間事業者等に助成する経費(※1)に原則1/2(※2)を乗じた額 ※1: 融資額に応じ上限(3,000万円、4,000万円、5,000万円、5,500万円)が異なる。 ※2: 条件不利地域等は2/3・3/4、新規性・モデル性が極めて高い事業は3/4		
助成等の要件	1 投資効果、経済循環創造効果、地元雇用創出効果、地元原材料活用効果、課税対象利益等創出効果、地域課題解決効果の高いビジネスモデルを有すること。 2 適切な地域金融が確保されているものであること。 ・投資効果が高く、融資の確約があるもの ・金融機関が事業性を十分審査し、コンサルティング機能の発揮が期待されるものであること 3 産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を策定済み又は策定中である(策定に取り組んでいる)こと。 4 地域課題の解決に資するもの(公益的な外部効果の高いもの)。 5 事業の新規性(地域での既存事業との非競合性)。 6 地域における生産・サービス拠点の創出に資する建築・設備工事費や製造設備の購入費等の設備投資に要する経費(ハード)が主要な内容となっていること。		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連		所管団体	総務省地域力創造グループ地域政策課
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策、ソフト対策	県の担当部署	総合政策部総合政策課計画管理室計画管理班
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-5721
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/iichi_gvousei/c-gvousei/local10000_project.html

事業名	ふるさとものづくり支援事業(H16～)		
事業内容	企業等の地域資源を活用した新商品開発等に対し市町村が支援を行う場合に、一般財団法人地域総合整備財団が当該市町村に対して補助金を交付することで、地域産業の育成・振興に資するよう地域における投資や雇用の創出を図る。		
助成等の要件	(補助対象事業) (1) 新商品開発等支援 新商品開発に取り組む企業等に対して市町村が必要な経費の補助 (2) 販路開拓支援 これまでに新商品開発に取り組み、試作品が完成したものの商品化に至っていない企業等に対して、市町村がその商品化に向けた市場調査、販路開拓等に必要な経費の補助を行う (補助額) 新商品開発等支援: 1,500万円以内 販路開拓支援 : 300万円以内 ※ いずれも助成率1/2～7/10以内。 過疎地域・離島地域・特別豪雪地帯等は7/10～9/10以内。		
助成対象	市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	一般財団法人地域総合整備財団
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.furusato-zaidan.or.jp/monodukuri/

事業名	地域再生マネージャー事業(H22～)		
事業内容	地域再生に取り組む市町村に対して、知識やノウハウ等を有する外部専門家(地域再生マネージャー等)を活用する費用の一部を支援することで、当該地域の段階・実情に応じた地域再生の取組を促進し、地方創生に資するよう活力と魅力ある地域づくりに寄与する。 1 外部専門家短期派遣事業 外部人材派遣に関する経費(謝金、旅費)を原則として財団が負担し、外部人材へ直接支払う。 2 ふるさと再生事業 外部専門家の活用に関する費用(謝金、旅費)及びその他経費を助成する。 3 まちなか再生事業 外部専門家または外部専門家が所属する法人との業務委託契約にかかる経費を助成する。 ※ 2ふるさと再生事業、3まちなか再生事業は募集終了		
助成等の要件	1 外部専門家短期派遣事業 派遣内容 ・原則として1件当たり1回(1人)まで ・2泊3日で現地調査と提言、または1泊2日で現地調査、後日オンラインで提言を行う。 2 ふるさと再生事業 助成額 700万円以内(複数の市町村が共同で取り組む事業の場合は1,000万円以内) 助成率 助成対象経費の2/3以内 3 まちなか再生事業 助成額:700万円以内(複数の市町村が共同で取り組む事業の場合は1,000万円以内) 助成率:助成対象経費の2/3以内		
助成対象	市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	一般財団法人地域総合整備財団
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	人的支援(人材派遣など)	関連HP	https://www.furusato-zaidan.or.jp/chiiki/

事業名	かごしまの特用林産物産地づくり事業(R7～)		
事業内容	しいたけや枝物など地域特性を生かした特用林産物の生産振興を図るため、担い手の育成や生産基盤等の整備、消費拡大の取組を推進する。 ・原木しいたけ・枝物新規生産者の確保・育成 ・特用林産物の生産基盤、集出荷施設等の整備に対する助成 ・食育支援、イベント等の開催に対する助成		
助成等の要件	鹿児島県特用林産物振興基本方針で振興地域として指定された市町村で行う取組であること。		
助成対象	市町村、椎茸農業協同組合、森林組合等、農業協同組合等、農事組合法人、林業者等の組織する団体、民間企業		
その他補足			
予算額	7,051千円		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	環境林務部森林経営課特用林産係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3364
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	かごしまの竹で育む産地づくり事業(R7～)		
事業内容	豊富な竹林資源を生かした早掘りたけのこの生産振興や竹材の有効活用を図るため、担い手の育成や生産体制づくり、たけのこ・竹製品の需要拡大の取組を推進する。 ・たけのこ新規生産者の確保・育成 ・たけのこ・竹材の生産林の整備に対する助成 ・たけのこ・竹材の生産・加工機械等の整備に対する助成 ・イベントの開催 ・新たなたけのこ加工品・竹製品の開発及び普及・PRに対する助成		
助成等の要件	鹿児島県特用林産振興基本方針で振興地域として指定された市町村で行う取組であること。		
助成対象	市町村、民間企業、森林組合、農業協同組合、農事組合法人、林業者等の組織する団体など		
その他補足			
予算額	7,693千円		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	環境林務部森林経営課特用林産係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3364
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	林業・木材産業構造改革事業(H14～)		
事業内容	森林・林業の再生の基盤となる施設・機械の整備等を推進するとともに、地域の持つ力を最大限に引き出しつつ、森林の整備・保全の推進、林業の持続的かつ健全な発展、木材産業の健全な発展と木材利用の推進のため、関連する諸施策を効率的かつ効果的に展開する取組を支援する。 1 高性能林業機械等の導入 2 木材加工流通施設等の整備など		
助成等の要件	1 県林業・木材産業構造改革事業等推進計画の目標達成に資する施設であること 2 受益戸数、費用対効果、施設の耐用年数等が基準に適合していること 3 その他個別に定められた要件を満たしていること		
助成対象	都道府県、市町村、森林組合、団体、法人など		
その他補足	〔留意事項〕 1 関係市町村長が事業計画を作成する必要がある 2 関係市町村の予算措置が必要である		
予算額	34,006千円		
集落対策関連		所管団体	林野庁
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	環境林務部かごしま材振興課木材生産係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3362
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	商店街活性化デジタル活用支援事業		
事業内容	1 事業承継マッチング支援(委託) 商店街の活性化を図るため、空き店舗対策として、民間のマッチングサイトを活用して、県内商店街等において後継者不足に直面する事業者と、事業や店舗を譲り受けたい県内外の出店希望者とのマッチングを支援する		
助成等の要件	・事業承継を促進するための取組		
助成対象	民間企業		
その他補足			
予算額	1,792千円(全額一財)		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	商工労働水産部商工政策課商工振興班
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2931
助成等の形態	その他(委託)	関連HP	

事業名	起業支援プロジェクト事業(R3～)		
事業内容	起業に向けた機運の醸成を図るとともに、起業しやすい環境を整備するため、起業準備者等を対象に、ビジネスプラン策定の支援やビジネスプランコンテストの開催、事業化に必要な経費の支援など一貫した伴走支援を行う。 [内容] ① ビジネスプランコンテストの開催 ② 起業準備プログラム事業 ③ 補助事業 ○対象経費:店舗改装費、設備費、広報費、外注費、旅費等 ○補助率等:対象経費の2/3以内、上限150万円		
助成等の要件	① 対象者:県内において起業予定の者、県内中小企業者等 ② 対象者:ビジネスプランコンテスト最終審査参加者等 ③ 対象者:県ビジネスプランコンテスト最終審査参加者及び市町村ビジネスプランコンテスト(県が関与するもの(後援等))受賞者等		
助成対象	民間企業など		
その他補足			
予算額	27,213千円		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	商工労働水産部産業立地課新産業創出室スタートアップ支援係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2964
助成等の形態	補助金・交付金等の交付、その他	関連HP	https://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/syoko/shien/kigyoe/index.html https://www.kisc.or.jp/needs-cat/n-new/

事業名	鹿児島ブランド支援センター事業(アドバイザー紹介活用事業)(H4～)		
事業内容	「売れる商品づくり」を支援するため、商品開発・改良技術や市場展開活動に対し専門家の紹介・斡旋等を行う。 1 新商品の開発、研究、試作等の支援 2 新商品の市場展開活動の支援 3 試験研究機関等への紹介、斡旋 4 売れ筋商品などの情報収集、提供等各種の相談		
助成等の要件			
助成対象	都道府県、市町村、集落・自治会・町村会など、第三セクター、民間企業、公益法人、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体(農協、商工会議所等)、協議会、実行委員会など、その他個人、団体など		
その他補足			
予算額	368千円		
集落対策関連	○	所管団体	公益社団法人鹿児島県特産品協会 ブランド支援センター
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	商工労働水産部販路拡大・輸出促進課市場企画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3048
助成等の形態	人的支援(人材派遣など)	関連HP	http://www.k-p-a.jp/

事業名	鹿児島ブランド支援センター事業(かごしまの新特産品コンクール事業)(H9～)		
事業内容	多様化する消費者ニーズに対応した売れる商品づくりを促進するため、県内で新たに開発・製造・改良された商品のコンクールを開催し、生産者の技術向上と製品開発意欲の高揚を図るとともに、入賞商品を広くPRすることにより、その販路拡大に努め、もって活力ある地場産業の育成・振興に寄与する。 ○実施内容 ①コンクール(審査、一般公開、表彰) ②入賞商品及び出品商品の販路開拓支援 ③入賞商品PR ・入賞商品パンフ作成・配布 ・県内外での催事等での展示・販売 ・県、市、協会の広報媒体を通じたPR ・県、市、協会の各種事業を活用した販路開拓支援		
助成等の要件	(1) 一般部門(食品、工芸品) 一次産品や工業用品を除き、次のすべての条件に該当するもの ① 県内の企業、団体及び個人が新たに製造した商品、又は従来の商品に品質、デザイン、パッケージ等の面で新たな工夫、改良を加えた商品 ② 概ね前々年以降に販売開始した商品、又は販売直前の段階にある商品で、試作品は対象外 ③ 品質表示など関係法令を遵守した商品であること ④ 本コンクールにおいて、過去に同一商品が入賞していないこと ⑤ 地域の特性を活かしたもので、適量・継続的に生産可能な商品であること (2) 特設部門(食品、工芸品) 実施年度において、一般部門とは別に特設部門が設けられることがあるので、詳細は当該年度のかごしまの新特産品コンクール実施要領をご覧ください。		
助成対象	都道府県、市町村、集落・自治会・町村会など、第三セクター、民間企業、公益法人、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体(農協、商工会議所等)、協議会、実行委員会など、その他個人、団体など		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県、鹿児島市、公益社団法人鹿児島県特産品協会
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	商工労働水産部販路拡大・輸出促進課特産振興係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3050
助成等の形態	情報提供、表彰制度	関連HP	http://www.k-p-a.jp/

事業名	鹿児島ブランド支援センター事業(県産品市場展開支援事業)(H9～)		
事業内容	アンテナショップとして首都圏に設置されている、かごしま遊楽館等においてテスト販売を実施し、新商品等の情報収集に努め、新鮮かつ豊富な情報を企業等に提供することによって、消費者ニーズに的確に対応した商品づくりを促進する。 商品テスト販売を実施し、消費者から得られた情報を企業等へ提供する。 ○対象事業 ・新商品の情報収集 ・新商品の開発、研究、試作等の支援 ・新商品の市場展開活動の支援		
助成等の要件	販売開始後2年以内の加工食品を対象とする。		
助成対象	都道府県、市町村、集落・自治会・町村会など、第三セクター、民間企業、公益法人、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体(農協、商工会議所等)、協議会、実行委員会など、その他個人、団体など		
その他補足			
予算額	2,457千円		
集落対策関連	○	所管団体	公益社団法人鹿児島県特産品協会 ブランド支援センター
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	商工労働水産部販路拡大・輸出促進課市場企画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3048
助成等の形態	人的支援(人材派遣など)	関連HP	http://www.k-p-a.jp/

事業名	外国人材受入環境整備支援事業(R7～)		
事業内容	1 趣旨 県内に主たる事務所を有する、外国人材の受入れ先の企業や監理団体等(個人事業主を含む)が実施する、外国人材の安定的な受入れや定着に向けた取組を支援する。 2 補助対象経費 報償費、旅費、需用費、役務費、使用料・賃賃料、委託料(母国行事開催コースのみ)など 3 補助率:4分の3以内 【受入定着支援コース】(補助対象事業の要件(1)～(5)、(7)) ・外国人材の参加人数5人以上:上限16万円 ・外国人材の参加人数5人未満:上限8万円 【母国行事開催コース】(補助対象事業の要件(6)) ・補助対象経費40万円以上かつ外国人材の参加人数50人以上:上限50万円		
助成等の要件	【補助対象事業の要件】 応募者の行う取組が次のいずれかに該当すること (1) 就業規則、業務マニュアルや社内掲示物の多言語化など、外国人材の定着に繋がる取組 (2) 外国人材の日本語能力の向上に繋がる取組 (3) 外国人材が日本文化や県内の歴史・自然等を体験する取組 (4) 外国人材と地域との交流を図る取組 (5) 団体等が構成員に対し行う、外国人材の安定的な受入れや定着に向けた取組 (6) 県内から多数の外国人材が参加して開催される母国行事など、外国人材や地域住民が相互に交流を図る大規模イベント等 (7) その他、当事業の趣旨に即した取組		
助成対象	民間企業、公益法人、地域産業団体(農協、商工会議所等)、協議会・実行委員会など、その他個人・団体など		
その他補足			
予算額	2,998千円		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	商工労働水産部外国人材政策推進課 外国人材受入推進班
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3320
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.pref.kagoshima.jp/af21/gaikokujinzai/kigyos_dantai/jyoseikin/index.html

事業名	地域雇用活性化推進事業(R元～)		
事業内容	雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等による、地域の特性を活かした「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組を支援する。 市町村等が実施する産業振興施策や各府省の地域再生関連施策等との連携の下に、市町村と経済団体等から構成される協議会が提案した事業構想の中から、「魅力ある雇用やそれを担う人材の維持・確保効果が高いと認められるもの」や「地域の産業及び経済の活性化等が期待できるもの」をコンテスト方式で選拔し、当該協議会に対しその事業の実施を委託する。		
助成等の要件	・自発雇用創造地域(地域雇用創造計画を策定し、国の同意を受けた地域) ・過疎地域や重大な災害の被害を受けた地域として国が定めた地域		
助成対象	協議会、実行委員会など		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	厚生労働省
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	商工労働水産部雇用労政課雇用支援係
対象地域	過疎地域、その他地域	連絡先	099-286-3028
助成等の形態	その他	関連HP	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03839.html

事業名	「稼ぐ力」を引き出す大規模畑かん営農展開推進事業(R4～)		
事業内容	大規模畑地かんがい施設整備事業地区(肝属中部・徳之島・沖永良部)で策定した畑かん営農ビジョンに基づき、水利用の理解促進、畑かん営農を担う経営体等の育成、畑かんを活用した多様な産地育成などの取組に対し助成を行う。 ◎助成割合:定額		
助成等の要件	各地域振興局・支庁農政普及課等(事務所・支所)の所管区域の農業者組織で、以下の要件を満たす組織 (1)地域のリーダー的農業経営者等で構成される組織 (2)組織活動を通じて相互の研鑽や経営改善に取り組んでいる組織 (3)組織活動を通じて地域農業・農村の振興に寄与している組織		
助成対象	農業者組織		
その他補足	肝属中部地区、徳之島地区、沖永良部地区		
予算額	1,273千円		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	農政部農産園芸課野菜係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-3181
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

6 生活環境の整備

6 生活環境の整備

事業名 特定地区公園(カントリーパーク)事業(S55～)			
事業内容	都市計画区域外の農山漁村地域における生活環境を改善するため、都市公園における地区公園相当規模の公園の整備を行う。 1 対象事業 町村が行う特定地区公園の整備 2 補助内容 用地費:補助基本額の1/3 施設費:補助基本額の1/2		
助成等の要件	1 その行政区域に都市計画区域の指定がなく、かつ将来においても指定が予測されないこと。 2 定住圏又は地方生活圏(二次生活圏を含む)の中心都市から概ね10km以上離れていること。 3 定住圏又は地方生活圏の中心都市における都市公園の整備が全国の整備水準に達していないこと。 4 人口規模が原則として、5,000人以上であること。ただし、人口10,000人未満の村に設置される公園にあっては、二以上の町村の利用が見込まれること。 5 標準規模が4ha(都市公園における地区公園相当)であること。		
助成対象	市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	国土交通省都市局公園緑地・景観課
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部都市計画課公園緑地係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3680
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名 都市公園事業(S47～)			
事業内容	都市公園の整備を行うことにより、安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現を図る。 1 対象事業 都市計画施設である公園又は緑地及び都市計画区域内において設置する公園又は緑地 2 補助内容 用地費:補助基本額の1/3 施設費:補助基本額の1/2		
助成等の要件	1 総事業費が1箇所当たり2.5億円以上であること。 2 面積規模が2ha以上の都市公園であること。ただし以下については2ha未満でも採択可。 ・防災公園 ・都市緑地公園 ・国家的事業関連事業、大規模公園、自然再生緑地 ・低炭素まちづくり公園 ・地域づくり拠点公園 ・CO2吸収源となる都市公園 ・ネイチャーポジティブ公園 3 一の市町村の区域内における公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が10㎡未満(DID地域内における公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が5㎡未満)		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	国土交通省都市局公園緑地・景観課
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部都市計画課公園緑地係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3676
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	公園施設長寿命化計画策定調査(H21～)		
事業内容	1 公園施設長寿命化計画の新規策定又は変更(長寿命化計画策定後に新規又は追加整備された公園施設を対象とした計画についても変更とみなす。) にあたり、公園施設の再編・集約化や新技術等の活用の検討を踏まえた費用の縮減に関する具体的な方針を計画に記載し、公表すること。 2 R12までの措置 ただし、都道府県及び人口10万人以上の市町村においては令和9年度までに実施する公園施設長寿命化計画の変更に限った措置とし、令和10年度以降は人口5万人未満の市町村で、かつ、GIS や客観的データを計画策定・改定に活用する事業に限った措置とする。		
助成等の要件	1 公園施設長寿命化計画の新規策定又は変更(長寿命化計画策定後に新規又は追加整備された公園施設を対象とした計画についても変更とみなす。) にあたり、公園施設の再編・集約化や新技術等の活用の検討を踏まえた費用の縮減に関する具体的な方針を計画に記載し、公表すること。 2 R1～R7までの措置 ただし、都道府県及び人口10万人以上の市区町村においては公園施設長寿命化計画の変更に限った措置とする。		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	国土交通省都市局公園緑地・景観課
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	土木部都市計画課公園緑地係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3680
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	公園施設長寿命化対策支援事業(H26～)		
事業内容	都市公園における公園施設について、安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から、予防保全的管理による長寿命化対策を含めた計画的な改築等に係る取組を推進し、もって公園施設の更新需要への効果的・効率的な対応を通じたストックの有効利用を図る。 1 対象事業 公園管理者が管理する公園施設のうち、建物又は工作物(附帯設備や舗装等を含む)を対象とする。 2 補助内容 施設費:補助基本額の1/2		
助成等の要件	1 公園施設長寿命化計画の新規策定又は変更(長寿命化計画策定後に新規又は追加整備された公園施設を対象とした計画についても変更とみなす。) にあたり、公園施設の再編・集約化や新技術等の活用の検討を踏まえた費用の縮減に関する具体的な方針を計画に記載し、公表すること。 2 R12までの措置 ただし、都道府県及び人口10万人以上の市町村においては令和9年度までに実施する公園施設長寿命化計画の変更に限った措置とし、令和10年度以降は人口5万人未満の市町村で、かつ、GIS や客観的データを計画策定・改定に活用する事業に限った措置とする。		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	国土交通省都市局公園緑地・景観課
予算額			
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部都市計画課公園緑地係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3680
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業(H21～)			
事業内容	大規模地震に備えた市街地の防災性の向上や、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の確保等、都市公園における総合的な安全・安心対策事業を緊急かつ計画的に実施し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を行う。 1 対象事業 都市公園法施行令に定める公園施設 2 補助内容 施設費:補助基本額の1/2 用地費:補助基本額の1/3		
助成等の要件	1 地域防災計画又は地震防災緊急事業五箇年計画に位置付けのある都市公園における建物又は橋梁等の耐震改修 2 都市公園における公園施設のバリアフリー化、耐震改修、豪雨対策、防犯性の向上、感染症対策 3 事業計画期間中における事業の合計国費が150万円×計画年数以上であるもの ただし、「都市公園における公園施設のバリアフリー化」については、総事業費が2.5億円未満であるもの 4 R1～R10までの措置 ただし、「都市公園における公園施設のバリアフリー化」については、令和12年度まで、「都市公園における感染症対策」については、令和5年度までに都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画に定められた事業に限ることとする。		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	国土交通省都市局公園緑地・景観課
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部都市計画課公園緑地係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3680
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名 社会課題対応型都市公園機能向上促進事業(R4～)			
事業内容	都市公園の整備に当たり、他の公園の参考となる優良な取組を実現するために必要な助成を行う制度について定め、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。 1 対象事業 都市公園法施行令に定める公園施設 2 補助内容 予算の範囲内において、交付金交付要綱附属第Ⅲ編第1章イー12-(1)2.Ⅰ、ⅣまたはⅤ、イー12-(2)、イー12-(3)、イー12-(4)もしくはイー12-(5)2.Ⅱに規定された基礎額以内とする。		
助成等の要件	1 総則 社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号)(以下「交付金交付要綱」という。)附属第Ⅱ編イー12-(1)2.Ⅰ、ⅣまたはⅤ、イー12-(2)、イー12-(3)、イー12-(4)もしくはイー12-(5)2.Ⅱの要件を満たす事業とする。 2 補助対象事業の特例 - 一 交付金交付要綱イー12-(4)については、地方公共団体が実施する都市公園の整備のみを対象とする。 - 二 PFI事業による面積0.25ha以上の都市公園の整備(コンセッション方式でないものは、地方公共団体の負担が当該都市公園の整備に要する費用の積算額に対して1割以上削減されるものに限る)については、交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー12-(1)2.Ⅰの要件に関わらず対象とする。 - 三 多様な主体との連携による社会課題への対応を促進することを目的に、柔軟で質の高い管理運営に資する取組(社会課題対応型都市公園機能向上促進事業計画に施設整備に係る事業とあわせて位置付けられたものに限る)を対象とする。		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	国土交通省都市局公園緑地・景観課
予算額			
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部都市計画課公園緑地係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-268-3680
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	公共下水道施設整備促進事業(H6～)		
事業内容	公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、県費助成制度を創設して、下水道実施市町村の事業を推進するとともに、未着手市町村の早期事業着手を図る。 ・管渠施設は、国庫補助事業費(事務費除く)×助成率1.5% ・処理場は、国庫補助事業費(事務費除く)×助成率3.0% 補正率 財政力指数比1.0未満 市町村毎の財政力指数比 財政力指数比1.0以上1.5未満 1.1 財政力指数比1.5以上 1.2		
助成等の要件	下水道事業に事業着手する市町村 事業着手後10年間交付		
助成対象	市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部都市計画課上下水道室生活排水係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3685
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	公共浄化槽等整備推進事業(H17～)		
事業内容	市町村が設置主体となって特定の地域を単位として浄化槽を整備し、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。 市町村が設置主体となって戸別に浄化槽を特定の地域を単位として整備する事業		
助成等の要件	1 下水道法の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の地域であって、次のいずれかに該当する地域 ・湖沼水質保全特別措置法に規定する指定地域であって、環境大臣が適当と認める地域 ・水質汚濁防止法で指定された地域であって、環境大臣が適当と認める地域 ・水質汚濁防止法に規定する生活排水対策重点地域であって、環境大臣が適当と認める地域 ・過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域であって、環境大臣が適当と認める地域 ・山村振興法に規定する振興山村であって、環境大臣が適当と認める地域 ・農業振興地域内の整備に関する法律の規定に基づき指定された農業振興地域内の、農業集落排水施設の処理区域周辺地域として環境大臣が適当と認める地域 ・漁港漁場整備法の規定により指定された漁港の背後の漁業集落及びその周辺地域等であって、環境大臣が適当と認める地域 ・自然公園法に規定する自然公園地域 ・有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律に定める有明海及び八代海の流域 ・浄化槽による污水处理が経済的・効率的な地域であって、環境大臣が適当と認める地域 ・既に事業を実施している地域 2 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の規定に基づく都道府県計画に定められた浄化槽の整備地域		
助成対象	市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部都市計画課上下水道室生活排水係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3685
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	浄化槽設置整備事業(H1～)		
事業内容	市町村が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。 浄化槽の設置又は改築を行う個人に対して、設置又は改築に要する費用を助成する事業		
助成等の要件	1 下水道法の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の地域であって、次のいずれかに該当する地域 ・湖沼水質保全特別措置法に規定する地域 ・水質汚濁防止法に規定する生活排水対策重点地域 ・水道水源の流域 ・水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域 ・水質汚濁の著しい都市内中小河川流域 ・自然公園法に規定する自然公園等すぐれた自然環境を有する地域 ・その他人口増加の著しい等上記の地域と同等以上に雑排水対策を推進する必要があると認められる地域 2 下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域内の地域であって、いずれかに該当する地域 ・湖沼水質保全特別措置法に規定する地域 ・水質汚濁防止法に規定する生活排水対策重点地域 3 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の規定に基づく都道府県計画に定められた浄化槽の整備地域		
助成対象	市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部都市計画課上下水道室生活排水係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3685
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	農業集落排水事業(団体営農業集落排水施設整備事業)(S58～)		
事業内容	I 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持または、農村の生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、生活排水処理施設の整備を実践する。 また、処理水・汚泥等の循環利用を目的とした施設の整備又は改築を行う。 1 補助対象:処理場・管路施設など 2 補助率(団体営):内地・離島:50% 奄美:60% II 施設計画及び機能保全計画の策定 1 事業内容 ①施設計画策定事業 ②機能保全計画策定事業 2 補助率:定額 III 1の事業の実施に必要な調査及び計画を策定する。 1 事業内容:1の事業に関する調査・計画を行う。 2 補助率 : 内地・離島・奄美 50%		
助成等の要件	I 農業振興地域内にある農業集落で受益戸数20戸以上(離島・奄美にあつては10戸以上)を対象とし、おおむね1,000人程度に相当する規模とする。 II 特になし III Iの事業に関する調査・計画		
助成対象	市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	農林水産省農村振興局
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部都市計画課上下水道室生活排水係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3685
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	農業集落排水事業(農業集落排水施設整備促進事業)(S58～)		
事業内容	公共用水域の水質保全と農業集落等の生活環境の改善を図るため、農業集落排水施設の整備を行う市町村等を積極的に支援し助成を行う。 補助対象 処理場・管路施設など 助成内容(団体営) 内地 10%、離島 12.5%、奄美 14.125% 補正率:市町村財政力指数比による		
助成等の要件	農業振興地域内にある農業集落で受益戸数20戸以上(離島・奄美にあつては10戸以上)を対象とし、おおむね1,000人程度に相当する規模とする。		
助成対象	市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部都市計画課上下水道室生活排水係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3685
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	住宅市街地基盤整備事業(S53～)		
事業内容	住宅及び宅地の供給を推進する必要がある地域における住宅宅地事業の推進を図るため、これに関連する国土交通省所管の公共施設の整備に関する事業について、通常の国庫補助事業に加えて別枠で行い、良好な住宅及び宅地の供給及び住宅ストックの改善を促進する。 ・公共施設 道路、都市公園、下水道、河川、砂防設備等 ・居住環境基盤施設整備 多目的広場、公開空地、通路、立体遊歩道、人工地盤、防災関連施設、立体駐車場、景観配慮型調整池、植栽・緑地施設、高齢者等歩行支援施設、電線類の地下埋設		
助成等の要件	・対象地域 県庁所在地又は通勤圏内の人口25万人以上の都市の通勤圏、中心市街地、優良田園住宅法により市町村の基本方針で定めた地域、DID地区で低層住宅密集市街地、市街化区域内農地等の介在地域、計画的に開発された住宅団地で良好な居住環境の形成を図る旨が計画等に位置づけられた地区。 ・団地規模 1. 土地有効活用タイプ 住宅建設事業や宅地開発事業では、100戸以上又は5ha以上 2. 居住環境整備タイプ 既存住宅の建て替え等を含め、概ね5年間に100戸又は5ha以上が見込まれ、当面50戸又は2.5ha以上 3. 団地再生タイプ 過去に300戸以上又は16ha以上の規模で計画的に開発された住宅団地において、100戸以上の住宅に効果のあるバリアフリー化、社会福祉施設等との一体的整備等により、高齢者・子育て世帯等が安心して暮らせる居住環境の形成を図る団地、又は、100戸以上の住宅に効果のある耐震改修等のストック改善により居住者が安全に暮らせる居住環境の形成を図る団地		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連		所管団体	国土交通省住宅局住環境整備室
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部建築課住宅政策室住宅企画係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-3738
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

7 保健及び福祉の向上

7 保健及び福祉の向上

事業名	離島地域出産支援事業(H20～)		
事業内容	島内で分娩ができない離島地域の妊婦が、島外の産科医療機関を利用せざるを得ない場合に、妊婦健診や出産時に要する交通費・宿泊費等の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助する。		
助成等の要件	①対象者 対象地域に居住する妊婦で、余儀なく島外で妊婦健診及び出産をする妊婦 ②対象地域 ・常駐の産科医がいない県内有人離島(20島) ・医療機関の休業等により、島内で分娩ができない県内有人離島(1島)		
助成対象	①妊婦健診を受診する際の交通費及び宿泊費 ②出産に備え、島外の出産する場所に事前に待機する際の交通費及び宿泊費 ③妊婦が島外医療機関にやむを得ず緊急に移送された場合の移送費 (妊婦の担当医師等の指示によるものに限る。ただしヘリによる急患搬送は除く。)		
その他補足	市町村が実施主体として妊婦への助成事業を行うことが前提		
予算額	2,072千円		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト事業	県の担当部署	子ども政策局子育て支援課母子保健係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-2775
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	高齢者地域支え合いグループポイント事業(H26～)		
事業内容	① 概要 高齢者を含むグループが取り組む互助活動等に対してポイントを付与し、高齢者を地域全体で支える活動を推進する。 ② 事業主体等 (1)実施主体:市町村 (2)対象経費:ポイント還元経費、事務費		
助成等の要件	① 対象グループ ・構成員が3名以上であること。 ・構成員の半数以上を高齢者(65歳以上)で占めること。 ・代表者を定め、継続的に活動すること。 ② ポイント付与対象活動 ・互助活動ポイント: 高齢者を支援する活動、地域活性化の活動 ・子育て支援ポイント: 互助活動のうち、子育て支援活動1回(60分以上)に対し1ポイントを加算 ・子ども食堂支援ポイント: 子育て支援活動のうち、子ども食堂支援活動1回(60分以上)に対し1ポイントを加算 ・地域デビューポイント: 新規設立グループ及び新たに高齢者が加入した既存グループに対し、地域デビューポイント(2ポイント)を付与。		
助成対象	市町村		
その他補足	実施主体は市町村。 市町村は、市町村長が適当と認める団体への委託により事業を実施することができる。		
予算額	70,774千円		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連	○		
対象事業	ソフト事業	県の担当部署	保健福祉部高齢者生き生き推進課 生きがい推進係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2568
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.pref.kagoshima.jp/ab13/kenko-fukushi/koreisya/genkidosappu/h26genkidotiikihoukatu.html

事業名	介護人材確保ポイント事業(R3～)		
事業内容	① 概要 幅広い世代の方が、高齢者の見守りや買い物支援などのボランティア活動を行うことに対してポイントを付与し、介護人材の裾野の拡大を推進する。 ② 実施主体等 (1)実施主体:市町村 (2)対象経費:ポイント還元経費		
助成等の要件	① 対象 若者、中年齢者、子育てを終えた者、高齢者(個人) ② ポイント付与対象活動 ・ 高齢者の通いの場、認知症カフェや介護施設等でのボランティア活動 ・ 生活支援グループの活動でのボランティア活動 ・ 県が実施する介護分野への入門的研修等の各種研修の受講		
助成対象	市町村		
その他補足	実施主体は市町村。 市町村は、市町村長が適当と認める団体への委託により事業を実施することができる。		
予算額	5,555千円		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連	○		
対象事業	ソフト事業	県の担当部署	保健福祉部高齢者生き生き推進課 生きがい推進係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2568
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/koreisya/ikigai/uppoint/index.html

事業名	高齢者生きがい活動促進事業(H23～)		
事業内容	1 実施主体 市町村及び特別区(ただし、当該事業を適切に行える団体への委託可能) 2 実施方法 本事業の目的に応じた先駆的な活動を行うボランティア団体やNPO法人等の団体(以下「NPO法人等」という。)の設立準備、事務所等活動拠点の初度設備整備等に必要な経費に対する助成を行う。 ただし、助成期間は1年以内とし、他の国庫負担(補助)制度により、当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業は対象としない。 3 事業内容 以下の取組を通じた高齢者等の生きがいを創出するボランティア活動の立ち上げ支援(初度設備等の補助)を行う。 ア 農福連携等推進事業 イ 多世代交流の取組 ウ 地域のクラブ活動や学校の部活動等の応援活動の取組 エ 男性高齢者の社会参加の促進に資する取組 オ 上記以外の地域の支え合い活動		
助成等の要件	1 対象となる団体 新たに組織化するNPO法人等又は本事業の目的に応じた活動を新たに始めるNPO法人等について、実施主体ごとに1程度を本事業の対象とする。ただし、令和4年度以降の「地域づくり加速化事業」(厚生労働省委託事業)において、地域づくりの推進に係る伴走的支援を受けた市町村であって、その課題解決に資する取組を行う場合は、実施主体ごとにさらに1団体を本事業の対象とする。 2 助成の対象となるNPO法人等の取組 ① NPO法人等が行う活動は、『高齢者生きがい活動促進事業実施要綱』(2)の①により市町村が把握する地域の高齢者の課題の解決に資する高齢者によるボランティア活動とする。 (活動の例) ・ 農福連携・林福連携・水福連携を通じ、高齢者が地域で交流し生き生きと活動できる場の提供に資する活動(高齢者への配食サービスのための農産物等の生産活動等) ・ 見守り、配食等の生活支援 ・ 多世代による共生の居場所づくり 等 ② 利用料等事業により得られた収入の一部を、ボランティア活動を行う高齢者へ支給(活動の実費、謝礼等)するものとする。 ③ 事業本来の運営費は、本事業の助成対象となる団体の事業収入で賄うことを目標とする。 ④ 高齢者が行うボランティア活動が、高齢者が自発的に社会参加し、地域社会の中でいきいきと生活するとともに、高齢者の生きがいや健康づくりにつながるような活動となるよう努めるものとする。		
助成対象	市町村		
その他補足	実施主体である市町村及び特別区(ただし、当該事業を適切に行える団体への委託可能)が、本事業の目的に応じた先駆的な活動を行うボランティア団体やNPO法人等の団体に助成。		
予算額	17,000千円		
集落対策関連	○	所管団体	厚生労働省
買物弱者支援関連	○		
対象事業	ソフト事業	県の担当部署	保健福祉部高齢者生き生き推進課 生きがい推進係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2568
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	子ども・子育て市町村応援交付金事業(R6～)		
事業内容	地域の実情に応じた市町村の取組を促進するため、推奨事業や創意工夫等による新たな子ども・子育て施策に取り組む市町村に対して補助を行う。		
助成等の要件	(交付対象事業) 令和6年度以降市町村が新たに取り組む、結婚から妊娠・出産、子育て期までを対象とした子ども・子育て支援事業(以下「子ども・子育て支援事業」という。)をいい、市町村が直接実施する事業及び市町村が各種団体等に対して委託し、又は補助金を交付することにより行う以下の事業 (1)市町村応援事業 県が推奨する次に掲げる事業又は市町村の創意工夫による子ども・子育て支援事業 ア 放課後児童クラブの利用料支援 イ 病児保育の利用料支援 ウ 産後レスパイトケア (2)モデル事業 先駆的な事業で、他市町村への波及効果が期待できるような子ども・子育て支援事業 (交付対象とならない事業) (1) 国や県その他団体等からの補助金、交付金等が充当されている事業又は国や県その他団体等から委託されている事業 (2) 県から市町村へ移管した事業 (3) 子ども医療費助成事業 (4) 祝い金等の現金給付を行う事業 (事業費) 市町村応援事業 1市町村につき3,000千円(負担割合:市町村1/2、県1/2) モデル事業 1市町村につき5,000千円(負担割合:県10/10) (その他) モデル事業については、別に設置する選定委員会において交付対象事業を決定する。		
助成対象	市町村		
その他補足	実施主体は市町村。 市町村は、市町村長が適当と認める団体への委託により事業を実施することができる。		
予算額	62,920千円		
集落対策関連	所管団体	鹿児島県	
買物弱者支援関連	所管団体	鹿児島県	
対象事業	県の担当部署	子ども政策局子ども政策課総務調整係	
対象地域	連絡先	099-286-2982	
助成等の形態	関連HP	補助金・交付金等の交付	

事業名	産後ケア推進事業(R6～)		
事業内容	安心して子どもを産み育てられる切れ目のない支援の充実を図るため、産後ケア利用者が負担する利用料を無償化する市町村に対して、費用の一部を助成する。		
助成等の要件	①対象事業 市町村が取り組む次の(1)から(3)の産後ケア事業であって、本補助金を活用して、利用者が負担する利用料を無償化(食事代及びおむつ等消耗品代を実費徴収する場合を除く。)する場合。 (1)産後ケア事業 短期入所(ショートステイ)型 (2)産後ケア事業 通所(デイサービス)型 (3)産後ケア事業 居宅訪問(アウトリーチ)型 ※ ただし、利用者の所得に応じて利用料の徴収・非徴収の別がある場合は対象外。 ②補助額 対象事業の(1)～(3)ごとに、次のア、イのいずれか低い額に利用延べ件数を乗じて算出して得た額の合計額を助成する。 ア 「一人当たりの市町村の産後ケアに係る事業費」の2割の額 イ 「利用者が負担する利用料」として市町村が定める額 ※ ただし、一人当たりの助成上限は、5回以内。		
助成対象	市町村		
その他補足	市町村が実施する産後ケア事業において、本補助金を用いて、産後ケア利用者が負担する利用料を無償化することが前提		
予算額	16,000千円		
集落対策関連	所管団体	鹿児島県	
買物弱者支援関連	所管団体	鹿児島県	
対象事業	県の担当部署	子ども政策局子育て支援課母子保健係	
対象地域	連絡先	099-286-2775	
助成等の形態	関連HP	補助金・交付金等の交付	

事業名	離島地域子ども通院費等支援事業(R6～)		
事業内容	島外の医療機関への通院等が必要となる離島地域の子育て家庭に係る経済的負担の軽減を図るため、子どもの通院等に要する交通・宿泊費の助成を行う市町村に対して、費用の一部を助成する。		
助成等の要件	①対象者 県内離島に住所を有する子ども(島外で医療等を受ける必要があると判断された者(島外で医療等を受ける必要を示す医師の診断証明等、確認書類の提出が要件))及びその付添者1名 ※「子ども」とは、18歳に達する日以後最初の3月31日までの者をいう。 ※「付添者」とは、二親等以内の親族である者をいう。ただし、二親等以内の親族が不在である場合は、子どもを現に監護する者及び成年後見人を以て代えることができる。 ※「医療等」とは、島内の医療機関等において治療等を受けることができないと診断された子どもが島外において受ける必要な治療等をいう。 ②対象地域 子どもが住所を有する県内離島		
助成対象	鹿児島本土までの航空運賃や船賃などの交通費及び宿泊費		
その他補足	市町村が実施主体として通院等に係る助成事業を行うことが前提		
予算額	29,915千円		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト事業	県の担当部署	子ども政策局子育て支援課母子医療係
対象地域	離島地域(奄美を含む)	連絡先	099-286-2763
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	遠方の分娩施設への交通費等支援事業(R6～)		
事業内容	(1)遠方の産科医療機関等で妊産婦健診・乳幼児健診等の受診や出産を行う妊産婦等に対して、健診や出産等の際の交通費等の助成を行う市町村に対して、費用の一部を助成する。 (2)遠方の不妊治療受診者に対して、「保険適用による生殖補助医療を受ける際の交通費等」の助成を行う市町村に対して、費用の一部を助成する。		
助成等の要件	対象者 ①妊婦健診:自宅(又は里帰り先)から最寄りの産科医療機関等※まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦 ②出産:自宅(又は里帰り先)から最寄りの分娩取扱施設等※まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦 ※ハイリスク妊婦の場合は、「産科医療機関等」及び「分娩取扱施設」を「周産期母子医療センター」に読み替える ③産婦健診・産後ケア・乳幼児健診:自宅(又は里帰り先)から最寄りの分娩取扱施設等※まで概ね60分以上の移動時間を要する産婦等 ④不妊治療:対象地域に居住し、保険適用による生殖補助医療を受けた夫婦		
助成対象	①妊婦健診:最寄りの産科医療機関等までの交通費(往復分) ②出産:最寄りの分娩取扱施設等までの交通費(往復分)及び出産待機のための宿泊費(上限14泊) ③産婦健診・産後ケア・乳幼児健診:最寄りの分娩取扱施設等までの交通費(往復分) ④不妊治療:最寄りの保険適用による生殖補助医療・男性不妊治療を行う医療機関までの交通費(往復分) 離島地域は、生殖補助医療・男性不妊治療ともに合わせて一連の治療につき9回の交通費(往復分) 保険適用による生殖補助医療を行う医療機関のない県内有人離島に居住する夫婦が治療を受けるための宿泊費(一連の治療につき上限15泊)		
その他補足	市町村が実施主体として妊産婦等への助成事業を行うことが前提		
予算額	42,164千円		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト事業	県の担当部署	子ども政策局子育て支援課母子保健係、母子医療係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2775、099-286-2763
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	保育人材支援等市町村交付金事業(R6～)		
事業内容	市町村における保育士確保対策を支援するため、新たな保育士確保対策に取り組む市町村に対して補助を行う。		
助成等の要件	(交付対象事業) 令和6年度以降、市町村が新たに取り組む保育士確保対策に資する事業をいい、市町村が直接実施する事業及び市町村が各種団体等に対して委託し、又は補助金を交付することにより行う事業 (交付対象とならない事業) (1) 県からの補助金、交付金等の助成の対象となっている事業又は県から委託されている事業 (2) 県から市町村へ移管した事業 (3) 施設や設備の整備、修繕を行う事業 (交付基準額) 離島の市町村及び保育所等のある離島を有する市町村 4,000千円(負担割合:市町村1/2、県1/2) その他の市町村 3,000千円(負担割合:市町村1/2、県1/2)		
助成対象	市町村		
その他補足	交付金の活用には、鹿児島県保育士人材バンクを活用するための業務提携契約書を県と締結する必要がある。		
予算額	29,000千円		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト事業	県の担当部署	子ども政策局子育て支援課子ども育成係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2088
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	世代間交流で人生100年生きがい創出事業(R6～)		
事業内容	これまで地域活動に参加していなかった層を含め、高齢者の社会参加を促進するとともに、生きがいづくり・健康づくりを促進するため、世代間交流イベント等を行う市町村に対し、その経費の一部を助成する。 1 実施主体:市町村 2 補助上限 ① デジタルを活用したイベント等 100万円(本土)、120万円(離島) ② ①以外のイベント等 30万円 3 負担割合:市町村1/3、県2/3		
助成等の要件	・ 高齢者と他世代との交流を図れる内容であること ・ 高齢者の生きがいづくり・健康づくりに寄与すること ・ 新たな世代間交流の取組みであること(既存の取組みにデジタル活用等の新たな要素を加える場合も可) ・ 事業効果の検証が行えること ・ 継続して実施される見込みがあること		
助成対象	市町村		
その他補足	実施主体は市町村 市町村は、市町村長が適当と認める団体等への委託、補助により事業を実施することができる。		
予算額	4,978千円		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト事業	県の担当部署	保健福祉部高齢者生き生き推進課生きがい推進係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2568
助成等の形態	補助金等の交付	関連HP	http://www.pref.kagoshima.jp/eb13/kenko-fukushi/koreisya/kigai/sedaikan.html

8 教育・スポーツの振興

8 教育・スポーツの振興

事業名	スポーツ拠点づくり推進事業(H17～)		
事業内容	小・中・高校生が参加する各種スポーツの全国大会を継続的に開催しようとする市町村及びスポーツ団体の取組みを支援することにより、全国各地に、青少年があこがれ、目標とするスポーツ毎の拠点を形成し、スポーツの振興と地域の再生を推進する。 助成内容 (1) 原則として、毎年度、1件につき400万円以内。 ただし、承認スポーツ大会の継続開催に必要な備品購入等の初期費用が含まれる場合は1年目に限り800万円以内。 (2) 助成期間は10年を限度とする。 ※ 現在は継続事業のみで、新規募集は行っていない。		
助成等の要件	スポーツ大会開催計画を策定し、一般財団法人地域活性化センターから承認を受ける必要がある。		
助成対象	市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	一般財団法人地域活性化センター
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト事業	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.icrd.jp/support/subsidy/sports/

事業名	宝くじスポーツフェア開催事業(サッカー)(H2～)		
事業内容	サッカー元日本代表選手(国際サッカー連盟、アジアサッカー連盟または日本サッカー協会の公式大会に登録された経歴のある男子OB選手)及び元日本代表に準ずる元選手(以下「元日本代表選手」という。)からなるドリームチームと開催地チームとの親善試合、サッカー教室等を行う。 1 サッカー指導者クリニック(120分) 【講師】指導者資格保有者2名 【対象】少年少女サッカーチーム指導者等 【人数】40～50名程度 2 少年少女サッカー教室(120分) 【対象】小学生5、6年生 【人数】200～250名程度 ・教室を始める前に記念撮影を行う 3 アトラクション(15分) ・ドリームチームメンバーと開催地とのPK合戦 4 親善試合「ドリーム・ゲーム」(75分) ドリームチーム対開催地チーム ・前後半各30分、ハーフタイム15分 5 ドリーム抽選会(15分) 親善試合ハーフタイム時に行う。 【対象】観客 【賞品】出場選手のサイングッズなど 詳細については、下記の関連HP参照。		
助成等の要件	1 主催者は、地方公共団体(都道府県及び市区町村(政令指定都市は除く))及び自治総合センター 2 時期は開催年度における日曜日、祝祭日を含む2日間(2日目が休日になるように設定) 3 実施経費は、原則、自治総合センター負担であるが、次の6業務に要する経費は開催地負担 (1) 会場及び付帯施設、設備の提供と運営(ただし、音響費を除く) (2) 運営スタッフの提供 (3) 参加者、出場者の募集と管理 (4) 開催告知及び集客(ただし、ポスター・チラシは、自治総合センターで作成し、提供する。) (5) 選手の送迎(最寄り駅あるいは空港から宿泊地の間等。ただし、2日間の選手送迎用のバスの借り上げ費用は、自治総合センターにおいて負担、それ以外は、開催地負担) (6) 選手、スタッフの昼食等手配 4 会場については次の要件を満たすものとする。 (1) 各会場の確保:事業当日2日間と前日を含め全3日間 (2) 施設要件 イ) サッカースタジアム(ピッチが天然芝もしくは、公益財団法人日本サッカー協会公認の人工芝張りであり、収容人数概ね2,500人以上を有するもの)		
助成対象	市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	一般財団法人自治総合センター
買物弱者支援関連			
対象事業		県の担当部署	総合政策部地域政策課計画調整係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2424
助成等の形態	その他	関連HP	http://www.iichi-sogo.jp/lottery/culture/03-2

事業名	宝くじスポーツフェア開催事業(バレーボール)(H2～)		
事業内容	バレーボール元女子日本代表選手(世界大会・オリンピック等の出場経験者)からなるドリームチームと開催地ママさんバレーボールチームとの親善試合、バレーボール教室等を行う。 1 バレーボール指導者クリニック 120分 【講師】3名 【対象】指導者等 【人数】50～100名程度 2 バレーボール教室 120分 【対象】ママさんバレーボールチーム、小学5、6年生及び中学生のバレーボールチーム 【人数】120～240名程度(小学5、6年生及び中学生の参加者は全体の半数を上限とする。) ・小学生及び中学生は男女ともに可 ・教室を始める前に記念撮影を行う 3 アトラクション 25分 ドリームチームメンバーと開催地の方々の参加型アトラクションを行う。 4 フレンドリー・マッチ(親善試合) 概ね90分 ドリームチームと開催地の3チームにより勝敗を競う。 5 ドリーム抽選会 10分 【対象】観客 【賞品】出場選手のサイングッズなど 詳細については、下記の関連HP参照。		
助成等の要件	1 主催者は地方公共団体(都道府県及び市区町村(政令指定都市は除く))及び自治総合センター 2 時期は開催年度における日曜日、祝祭日を含む2日間(2日目が休日になるように設定) 3 実施経費は、原則、自治総合センター負担であるが、次の6業務に要する経費は開催地負担 (1) 会場及び付帯施設、設備の提供と運営 (2) 運営スタッフの提供 (3) 参加者、出場者の募集と管理 (4) 開催告知及び集客(ポスター・チラシは、自治総合センターで作成し、提供) (5) 選手の送迎(最寄り駅あるいは空港から宿泊地の間等。ただし、2日間の選手送迎用のバスの借り上げ費用は、自治総合センターが負担し、それ以外は、開催地負担) (6) 選手、スタッフの昼食等手配 4 会場については次の要件を満たすものとする。 (1) 各会場の確保:事業当日2日間と前日を含め全3日間 (2) 施設要件 公立体育館等(収容人員600人以上で、2面以上のコートを有すること。)		
助成対象	市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	一般財団法人自治総合センター
買物弱者支援関連			
対象事業		県の担当部署	総合政策部地域政策課計画調整係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2424
助成等の形態	その他	関連HP	http://www.iichi-sogo.jp/lottery/culture/03-2

事業名	宝くじスポーツフェア開催事業(ベースボール)(H2～)		
事業内容	タイトルホルダー等の著名な元プロ野球選手からなるドリームチームと開催地チームとの親善試合、野球教室等を行う。 1 指導者クリニック(120分) 【講師】3名 【対象】野球チーム指導者等 【人数】50～100名程度 ※実施の有無を選択できる。 2 少年少女ふれあい野球教室(概ね120分) 【対象】小学生・中学生 【人数】200名以上 ・教室を始める前に記念撮影を行う 3 ふれあい講演会(60分) 【講演者】ドリームチームの代表 ※実施の有無を選択できる。 4 ドリーム抽選会(15分) 【対象】観客 【賞品】出場選手のサイン入りボール等 5 アトラクション(30分) ・プロに挑戦(開催地出場者がドリームチーム投手、打者に挑戦)、 ・ホームラン競争(開催地との対抗戦) 6 ドリーム・ゲーム(7回戦・ただし90分を越えたら新しいイニングには入らない) ・ドリームチームと開催地との親善試合 【資格】開催地住民及び関係者による選抜チーム(中学生及び高野連に所属する高校生は除く) 【球種】使用球は軟式ボールとする。 詳細については、下記の関連HP参照。		
助成等の要件	1 主催者は地方公共団体(都道府県及び市区町村(政令指定都市は除く))及び自治総合センター 2 時期は開催年度における日曜日、祝祭日を含む2日間(2日目が休日になるように設定) 3 実施経費は、原則、自治総合センター負担であるが、次の6業務に要する経費は開催地負担 (1) 会場及び付帯施設、設備の提供と運営(ただし、音響費を除く) (2) 運営スタッフの提供 (3) 参加者、出場者の募集と管理 (4) 開催告知及び集客(ただし、ポスター・チラシは、自治総合センターで作成し、提供する。) (5) 選手の送迎(最寄り駅あるいは空港から宿泊地の間等。ただし、2日間の選手送迎用のバスの借り上げ費用は、自治総合センターにおいて負担、それ以外は、開催地負担) (6) 選手、スタッフの昼食等手配 4 会場については、次の要件を満たすものとする。 (1) 各会場の確保:事業当日2日間と前日を含め全3日間 (2) 施設要件 イ) 野球場(収容人員概ね2,000人以上を有するもの) ロ) 講演会場(野球場に隣接した概ね300人収容可能な屋内施設) ハ) 雨天会場(概ね600人以上収容可能な体育館等の屋内施設):野球場に隣接していることが望ましいが、離れている場合は、車で15分程度の距離にある施設が適当 ※ 雨天会場と講演会場を兼ねることはできない。		
助成対象	市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	一般財団法人自治総合センター
買物弱者支援関連			
対象事業		県の担当部署	総合政策部地域政策課計画調整係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2424
助成等の形態	その他	関連HP	http://www.iichi-sogo.jp/lottery/culture/03-2

事業名	鹿児島県スポーツイベント等開催支援事業(R2～)		
事業内容	鹿児島県のスポーツツーリズムの推進やスポーツの振興を図るため、継続的なスポーツイベント等の開催を通じて、持続可能な交流人口の拡大や地域活性化に資する事業を実施する団体に対し補助を行う。		
助成等の要件	■補助対象区分 ① スポーツイベント等A ※(1)、(2)のいずれかの要件を満たすもの (1) 観客動員数(参加者含む) 1,000人以上 (2) 延べ宿泊者数 100泊以上 ② スポーツイベント等B ※(1)、(2)のいずれかの要件を満たすもの (1) 観客動員数(参加者含む) 2,500人以上 (2) 延べ宿泊者数 250泊以上 ③ スポーツイベント等C ※(1)、(2)のいずれかの要件を満たすもの (1) 観客動員数(参加者含む) 5,000人以上 (2) 延べ宿泊者数 500泊以上 ■補助上限額 ① スポーツイベント等A 30万円 ② スポーツイベント等B 50万円 ③ スポーツイベント等C 100万円		
助成対象	自治体以外の団体 ※県内に主たる事務所又は活動の拠点を有する団体		
その他補足			
予算額	4,500千円(一般財源)		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	観光・文化スポーツ部スポーツ振興課
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3037
助成等の形態	補助金の交付	関連HP	http://www.pref.kagoshima.jp/ab31/ibento.html

事業名	公立学校施設整備費国庫負担事業(S33～)		
事業内容	公立の義務教育諸学校等において教室不足を解消するため、校舎・屋内運動場を新築又は増築する場合に、その経費の一部を国が負担することによって施設整備を促進し、教育活動の円滑な実施を確保する。国の定めた補助単価に、補助対象面積を乗じた補助対象額に負担率を乗じた額を補助する(補助率の優遇措置あり)。		
助成等の要件	・公立小中学校校舎及び屋内運動場の新増築 ・公立小中学校の統合校舎等の新増築		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	文部科学省
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	教育庁学校施設課市町村立学校施設係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-5236
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	学校施設環境改善交付金事業(H23～)		
事業内容	社会体育施設の整備事業に対し交付金を交付することにより、地域スポーツ施設の整備促進を図り、スポーツの振興に寄与する。 ・地域スイミングセンターの新改築 ・地域水泳プール新改築 ・地域スポーツセンター新改築 ・地域武道センター新改築 ・地域屋外スポーツセンター新改築 ・社会体育施設耐震化 ・社会体育施設の質的整備事業 ※交付対象経費の1/3を補助。ただし、浄水型プールは1/2		
助成等の要件	交付金交付要綱による		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連		所管団体	スポーツ庁参事官(地域振興担当)付施設整備係
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	教育庁保健体育課スポーツ振興係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-5323
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

9 地域文化の保全・振興

9 地域文化の保全・振興

事業名	文化芸術ステップアップ支援事業(R8～)		
事業内容	本県の多様な文化芸術を充実・発展させるため、文化芸術団体等が行う創造活動、他分野と連携した取組、技術向上を図る取組等に要する経費の一部を補助する。 ①創造活動支援 上限50万円(助成対象経費の1/2以内) ②他分野との連携支援 上限100万円(助成対象経費の1/2以内) ③若手アーティストの育成支援 上限35万円(助成対象経費の2/3以内)		
助成等の要件	(1) 県内に主たる事務所又は活動の拠点を有する団体であること。 (2) 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。 (3) 明確な会計経理を実施していること。 (4) 所定の期間内に事業を確実に完遂できると見込まれること。 (5) 県税に未納がないこと。 など		
助成対象	県内に主たる事務所又は活動の拠点を有する団体 県内在住で文化芸術に関する活動を行っている個人 県内在住の者の子で県外の教育機関に在籍し、文化芸術を専門的に学んでいる個人		
その他補足			
予算額	10,847千円		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	観光・文化スポーツ部文化振興課文化企画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2537
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.pref.kagoshima.jp/ab10/josei_stepup.html

事業名	新進芸術家海外研修制度(H14～)		
事業内容	新進芸術家の海外留学への支援を行い、世界に羽ばたく新進芸術家を養成する。 1 内容 分野:美術、音楽、舞踊、演劇、映画、舞台美術等、メディア芸術の各分野における新進芸術家が海外で実地研修する際の渡航費・滞在費を支援する。 2 助成内容 往復航空賃、滞在費、支度料25,000円を助成する。		
助成等の要件	文化庁が、本事業にふさわしい者を選考・決定する。		
助成対象	新進の芸術家、技術者、プロデューサー、評論家等		
その他補足	年齢制限あり		
予算額			
集落対策関連		所管団体	文化庁
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	観光・文化スポーツ部文化振興課文化企画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2537
助成等の形態	その他	関連HP	https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/shinshin/kenshu/

事業名	学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業及び舞台芸術等総合支援事業(学校巡回公演)(H26～)		
事業内容	小学校・中学校等において一流の文化芸術団体による巡回公演を行うことにより、文化の担い手となる子供たちの発想力やコミュニケーション能力の育成を図り、将来の芸術家の育成や国民の芸術鑑賞能力の向上につなげることを目的とした事業 1 内容 舞台芸術公演を行い、優れた舞台芸術を鑑賞する。その際、事前に公演に関するワークショップを行い、子どもたちを実演に参加させるとともに、実演指導又は鑑賞指導を行う。 2 助成内容 公演費、派遣費、子供たちの交通費の一部を助成する。		
助成等の要件	都道府県からの推薦により、文化庁が決定する。 (推薦についての考え方) ・当事業や他事業の過去の採択状況を勘案 ・離島及び山村振興法の定める地域に該当する学校等、諸事情を勘案		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	文化庁
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	観光・文化スポーツ部文化振興課文化企画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2537
助成等の形態	その他	関連HP	http://www.kodomogeijutsu.go.jp/

事業名	優秀映画鑑賞推進事業(H元～)		
事業内容	広く国民に優れた映画の鑑賞機会を提供するとともに、映画保存への理解を深めることを目的とした事業。 1 内容 国立映画アーカイブが選定した映画フィルムのうちから希望するものを公開上映する。 2 助成内容 上映に関する経費(フィルムの提供、鑑賞の手引きの作成)を助成する。 必要に応じて専門家による講演等を行うことができる。		
助成等の要件	国立映画アーカイブが会場施設を選択する。		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	文化庁
予算額			
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	観光・文化スポーツ部文化振興課文化企画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2537
助成等の形態	その他	関連HP	https://www.omc.co.jp/film/index.html

事業名	宝くじ文化公演		
事業内容	交響楽団等による演奏会、演劇及び文化に関する講演会等を各地で開催し、明るい町づくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。 1 内容 ○交響楽団等による演奏会 ○演劇(ミュージカル等を含む) ○演奏家等によるリサイタル ○落語・漫才・奇術等 ○文化講演会 2 助成内容 次に掲げるもの以外の経費を助成する。 会場使用料、音響・照明を含む会場の設備等使用料、ピアノ使用料・調律料、運営スタッフ費用、ポスター掲出・チラシ配布の経費、広報宣伝費、入場料売捌手数料、花束代 等		
助成等の要件	財団が決定する。 (1事業について、原則連続する2日間で、県内2カ所で行う同内容の公演の実施)		
助成対象	市町村等		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	一般財団法人 自治総合センター
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	観光・文化スポーツ部文化振興課文化企画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2537
助成等の形態	その他	関連HP	https://www.iichi-sogo.jp/lottery/culture/01-2

事業名	宝くじおしゃべり音楽館(H18～)		
事業内容	地域の人々に上質な音楽を提供し、明るい町づくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。 1 内容 年度毎に自治総合センターが示した内容で実施する。 (会場:収容人員が概ね800人以上の公立文化施設等) 2 助成内容 次に掲げるもの以外の経費を助成する。 会場使用料、音響・照明を含む会場の設備等使用料、ピアノ使用料・調律料、運営スタッフ費用、ポスター掲出・チラシ配布の経費、広報宣伝費、入場料売捌手数料、花束代 等		
助成等の要件	財団が決定する。		
助成対象	市町村等		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	一般財団法人 自治総合センター
予算額			
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	観光・文化スポーツ部文化振興課文化企画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2537
助成等の形態	その他	関連HP	https://www.iichi-sogo.jp/lottery/culture/01-2

事業名	宝くじふるさとワクワク劇場(H12～)		
事業内容	地域の人々に明るく健康的な笑いを提供し、明るい町づくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。 1 内容 全体で2部構成とし、自治総合センターが提示した公演を実施する。 (会場:収容人員が概ね800人以上の公立文化施設等) 2 助成内容 次に掲げるもの以外の経費を助成する。 会場使用料、音響・照明を含む会場の設備等使用料、ピアノ使用料・調律料、運営スタッフ費用、ポスター掲出・チラシ配布の経費、広報宣伝費、入場料売捌手数料、花束代 等		
助成等の要件	財団が決定する。		
助成対象	市町村等		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	一般財団法人自治総合センター
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	観光・文化スポーツ部文化振興課文化企画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2537
助成等の形態	その他	関連HP	https://www.jichi-sogo.jp/lottery/culture/01-2

事業名	宝くじまちの音楽会(H15～)		
事業内容	地域の人々に上質な音楽を提供し、地元合唱団等と一流プロとの共演の場を設けることにより、明るい町づくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。 1 内容 年度毎に自治総合センターが示した演目を選択し、実施する。 (会場:収容人員が概ね800人以上の公立文化施設等) 2 助成内容 次に掲げるもの以外の経費を助成する。 会場使用料、音響・照明を含む会場の設備等使用料、ピアノ使用料・調律料、運営スタッフ費用、ポスター掲出・チラシ配布の経費、広報宣伝費、入場料売捌手数料、花束代 等		
助成等の要件	財団が決定する。		
助成対象	市町村等		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	一般財団法人自治総合センター
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	観光・文化スポーツ部文化振興課文化企画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2537
助成等の形態	その他	関連HP	https://www.jichi-sogo.jp/lottery/culture/01-2

事業名	地域の芸術環境づくり助成事業		
事業内容	自ら企画・制作する音楽、演劇、ダンス、古典芸能、美術分野などの文化・芸術事業のうち、「地域交流プログラム」を伴うものに助成し、企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用推進等を図る。 【助成額】 (助成対象事業経費－入場料等収入)×2/3 (助成上限額 500万円)		
助成等の要件	① 事業実施者が自ら主体的に企画し、実施するものであること。 ② 公演、展覧会とは別に、アーティスト等による学校や福祉施設等でのアウトリーチ、公募型ワークショップなどの「地域交流プログラム」を実施するものであること。 ③ 地域の文化資源等の活用など、当該地域において実施する必然性が認められるものであること。 ④ 事業実施主体が申請に際して新たに企画し、実施するものであること。 ⑤ 公演、展覧会は、原則として助成申請をする市町村の区域に所在する公立文化施設を会場とするものであること。 ⑥ 公演、展覧会等の開催に際しては、適正な額の入場料、参加料等を徴収すること。		
助成対象	市町村等		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	一般財団法人 自治総合センター
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	観光・文化スポーツ部文化振興課文化企画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2537
助成等の形態	その他	関連HP	https://www.jichi-sogo.jp/lottery/comunity

事業名	芸術文化振興基金(H2～)		
事業内容	市町村、文化施設、文化団体、文化財保存会等が行う地域の文化振興等の活動に対して助成金を交付する。 1 地域文化施設公演・展示活動(文化会館公演) 2 地域文化施設公演・展示活動(美術館等展示) 3 アマチュア等の文化団体活動 4 歴史的集落・町並み、文化的景観保存活用活動 5 民俗文化財の保存活用活動 6 伝統工芸技術・文化財保存技術の保存伝承等活動 【助成額】 助成金の額は、活動の規模及び助成対象経費(選択制)の合計額に応じて定額		
助成等の要件	独立行政法人日本芸術文化振興会が本事業にふさわしい事業を選考・決定する。		
助成対象	都道府県、市町村、公益法人、NPO法人、協議会、実行委員会など		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	独立行政法人日本芸術文化振興会
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	観光・文化スポーツ部文化振興課文化企画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2537
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.ntj.iac.go.jp/kikin/grant/applicant/download05/

事業名	(公財)三菱UFJ信託地域文化財団助成(H2～)		
事業内容	永年にわたり地域文化振興に寄与してこられた団体を支援する。 1 内容 永年、地域文化の振興や伝統芸能の伝承活動に努力している団体の以下①～④の活動に対して助成する。 ①、③、④は、アマチュアの団体・公演に限る。 ① 地域で継続的に活動しているアマチュアの音楽団体の公演 ② 各地の美術館等が地域の人々に優れた美術品の鑑賞の機会を提供する展示活動等 ③ 地域で継続的に活動しているアマチュアの演劇団体の公演 ④ 各地の伝統芸能の伝承と保存、後継者の育成を図るための公演 2 助成内容 選考委員会の審査を経て決定した金額を助成する。		
助成等の要件	チラシ・ポスター等に財団から助成を受けている旨を表示する。		
助成対象	国内の団体・法人が、日本国内で行う、地域文化振興に寄与し、文化・芸術的に優れた、公演・美術展等		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	公益財団法人三菱UFJ信託地域文化財団
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	観光・文化スポーツ部文化振興課文化企画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2537
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.mut-tiikibunkazaidan.or.jp/

事業名	地域住民のためのコンサート(H2～)		
事業内容	地域における文化の振興を支援する。 1 内容 各公立文化ホールへ我が国の著名な演奏家を派遣する。 2 助成内容 演奏家出演料、幹線交通費、宿泊費、楽器運搬費を助成する。		
助成等の要件	財団が選考・決定する。		
助成対象	市町村、市町村教育委員会		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	公益財団法人三井住友海上文化財団
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	観光・文化スポーツ部文化振興課文化企画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2537
助成等の形態	人的支援(人材派遣など)	関連HP	https://www.ms-ins-bunkazaidan.or.jp/concert/about_project/

事業名	文化の国際交流活動に対する助成(H1～)		
事業内容	地域における文化の振興を支援する。 1 内容 有意義な国際交流活動を行う、音楽・郷土芸能分野のアマチュア団体に対し助成する。 2 助成内容 50～100万円を助成する。(全国で10団体程度)		
助成等の要件	都道府県の推薦により、財団が採否を決定する。		
助成対象	日本国内に所在するアマチュア団体(学校・大学を除き、自治体が主体の団体は対象外)		
その他補足	「音楽」「郷土芸能」分野のアマチュア団体		
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	公益財団法人三井住友海上文化財団
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	観光・文化スポーツ部文化振興課文化企画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2537
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.ms-ins-bunkazaidan.or.jp/assist/about_project/

事業名	地域の伝統文化保存維持費用助成(H3～)		
事業内容	歴史的・文化的に価値ある地域の民俗芸能・伝統的生活技術を正しく後世に残すために支援を行う。 1 内容: 以下①又は②を満たしている個人・団体に助成を行う。 ①「地域の民俗芸能」継承活動に努力している。 ②「地域の民俗技術」継承活動に努力している。 2 助成内容 ①1件につき70万円を限度 ②1件につき40万円を限度 ※①は文化財課、②は文化振興課が担当(県の担当部署)。		
助成等の要件	都道府県の推薦を受けて、財団が採否と助成金額を決定する。		
助成対象	その他個人、団体など		
その他補足	民俗芸能の継承、特に後継者の育成のための活動をしている個人又は団体		
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	公益財団法人明治安田クオリティオブライフ文化財団
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	観光・文化スポーツ部文化振興課文化企画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2537
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.meijiwasuda-qol-bunka.or.jp/culture/

事業名	地域の文化・芸術活動助成事業(H7～)		
事業内容	地方公共団体等が地域において自主的に実施する文化・芸術活動を支援するために、各プログラムの事業に対して助成を行う。 ① 創造プログラム(一般分・企画制作向上特別分) ② 連携プログラム ③ 研修プログラム ④ 公立文化施設活性化計画プログラム <助成内容> ① 対象経費の1/2以内、上限額1,000万円/年 ② 対象経費の2/3以内、上限額(3以上の団体の連携事業の場合)1団体ごと500万円・事業全体で3,000万円、(連絡調整事業の場合)100万円/年、代表する1団体のみ ③ 対象経費の2/3以内、上限額200万円/年 ④ 対象経費の2/3以内、上限額200万円/年		
助成等の要件	財団が採否と助成金額を決定する。		
助成対象	都道府県、市町村、特定公益法人、実行委員会など		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	一般財団法人地域創造
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	観光・文化スポーツ部文化振興課文化企画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2537
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.jafra.or.jp/

事業名	地域伝統芸能等保存事業(H11～)		
事業内容	ふるさとづくりに向けた地域住民の取組や地方公共団体の文化環境づくりに資するため、地域の伝統芸能祭(祭り、伝説、神話、民話、習俗等)の映像への記録・保存、地域の伝統芸能等の継承活動の成果を発表するための公演の開催に対する助成等を行う。 ①映像記録保存事業(主体:市町村) ②保存・継承活動支援事業(主体:市町村) <助成内容> ①象経費の2/3以内、上限額200万円/年 ②対象経費の1/2以内、市町村等:30万円/年		
助成等の要件	財団が採否と助成金額を決定する。		
助成対象	市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	一般財団法人地域創造
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	観光・文化スポーツ部文化振興課文化企画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2537
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.jafra.or.jp/

事業名	ユニークベニュー活用促進事業		
事業内容	県民の文化芸術に関する関心を高めるとともに、県内外からの誘客の促進や交流人口の拡大を図るため、県内のユニークベニューを活用したイベント等を開催する文化芸術団体等に対し、補助を行う。 補助内容：1事業につき補助対象経費の1/2以内(上限300万円 ※参加料等は控除対象)		
助成等の要件	(1) 県内に主たる事務所又は活動の拠点を有する団体 (2) 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること (3) 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること (4) 当該年度内に事業が完遂できると認められること (5) 県税に未納がないこと		
助成対象	「助成等の要件」をすべて満たす団体又は知事が本県の文化芸術・観光の振興に寄与すると特に認める団体		
その他補足			
予算額	17,982千円		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	文化振興課鹿児島城跡保全整備班
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2506
助成等の形態	補助金の交付	関連HP	https://www.pref.kagoshima.jp/ab10/uniquevenue/r8_bosyuu.html

事業名	鹿児島城跡を親しみ、楽しみ、学ぶ事業		
事業内容	県民の文化的生活の向上や郷土に誇りを持つ心の醸成を図るため、鹿児島城跡を含む歴史・文化ゾーンにおいて、より幅広い世代が鹿児島の歴史、文化、自然に気軽に親しめるようなイベントを開催する団体等に対し、補助する。 補助内容：1事業につき補助対象経費の1/2以内(上限200万円 ※参加料等は控除対象)		
助成等の要件	(1) 県内に主たる事務所又は活動の拠点を有する団体 (2) 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること (3) 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること (4) 当該年度内に事業が完遂できると認められること (5) 県税に未納がないこと		
助成対象	「助成等の要件」をすべて満たす団体又は知事が本県の文化芸術・観光の振興に寄与すると特に認める団体		
その他補足			
予算額	4,000千円		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	文化振興課鹿児島城跡保全整備班
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2506
助成等の形態	補助金の交付	関連HP	https://www.pref.kagoshima.jp/ab10/shitashimitanoshimimanabu/r8_hojin.html

事業名	県指定文化財保護事業(S30～)		
事業内容	県指定文化財について、市町村や所有者、管理者が行う文化財の保護、維持管理事業に対し補助を行い、文化財の保存・活用を図り、文化財の継承に資する。 1 対象事業 県指定文化財の保護事業 2 助成内容 補助率 補助対象経費の1/4～1/2(ただし、150万円を限度とする。) 3 採択要件 1事業30万円以上のもの(ただし、維持管理については10万円以上とする。)		
助成等の要件	・県指定文化財保護事業費補助金交付要綱 ・緊急性の高いもの等から、順次採択する。		
助成対象	市町村、その他個人、団体など		
その他補足	所有者、管理責任者、無形文化財保持者、無形民俗文化財保護団体		
予算額			
集落対策関連		所管団体	鹿児島県教育庁文化財課
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	教育庁文化財課指定文化財係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-5355
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	国指定文化財保護事業(建造物、記念物・民俗文化財等)(S30～)		
事業内容	文化財保護法により指定された建造物、記念物、民俗文化財等の適切な保存と活用を図るため、その整備等を行うために必要な経費を補助する。 1 対象事業 国指定文化財の保護事業 2 助成内容 補助率 国 1/2、県 国庫補助対象経費の20%以内		
助成等の要件	・国指定文化財等事業費補助金交付要綱 ・緊急性の高いもの等から、順次採択する。		
助成対象	市町村、その他個人、団体など		
その他補足	所有者、管理団体		
予算額			
集落対策関連		所管団体	文化庁
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	教育庁文化財課指定文化財係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-5355
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	重要伝統的建造物群保存地区基盤強化事業(S54～)		
事業内容	国から「重要伝統的建造物群保存地区」に選定された地区において、町並み保存事業を行う。 1 対象事業 伝統的建造物の修理事業、保存地区修景事業、保存地区保存のための防災施設等整備事業 2 助成内容 補助率 国 1/2 (過疎地区 国65%)、県 国庫補助対象経費の10%以内		
助成等の要件	・国指定文化財等事業費補助金交付要綱 ・緊急性の高いもの等から、順次採択する。		
助成対象	市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連		所管団体	文化庁
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	教育庁文化財課指定文化財係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-5355
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	国指定文化財保護事業(史跡等購入)(S28～)		
事業内容	文化財保護法により指定された史跡、名勝、天然記念物の公有地化に係る経費の補助を行い文化財の保存活用を図る。 1 対象事業 国指定文化財の保護事業 2 助成内容 補助率 国 8/10、県 国庫補助対象経費の10%以内		
助成等の要件	・国指定文化財等事業費補助金交付要綱 ・緊急性の高いもの等から、順次採択する。		
助成対象	市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連		所管団体	文化庁
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	教育庁文化財課埋蔵文化財係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-5357
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	埋蔵文化財発掘調査補助事業(S54～)		
事業内容	埋蔵文化財の記録の作成、又は保存に必要な資料を得るために行う発掘調査及び発掘された資料の保存整理等に対し、助成を行う。 1 対象事業 埋蔵文化財分布調査、開発事業に伴う試掘確認調査、個人住宅建設等に伴う本調査、保存目的の確認調査等 2 助成内容 ・補助率 国 補助対象経費の1/2、県 補助対象経費の10%以内		
助成等の要件	・国指定文化財等事業費補助金交付要綱 ・緊急性の高いもの等から、順次採択する。		
助成対象	市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連		所管団体	文化庁
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	教育庁文化財課埋蔵文化財係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-5357
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

10 交流・定住の促進

10 交流・定住の促進

事業名	外部専門家(地域力創造アドバイザー)事業		
事業内容	市町村が、市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上招へいし、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合、取組に要する経費を特別交付税の算定対象とする。* 財政力補正あり (1)支援内容 外部専門家招へいに必要に係る旅費、謝金(報償費)等。ただし、先進自治体職員を招へいする場合は、旅費のみ。 ＜支援限度額＞ 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間 ● 民間活動専門家活用(590万円/年) ● 先進自治体職員(組織)活用(240万円/年) (2)対象市町村 ● 三大都市圏外の市町村 ● 三大都市圏内の市町村については条件あり。		
助成等の要件			
助成対象	市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	総務省地域力創造グループ地域自立応援課
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総務部市町村課連携支援係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2340
助成等の形態	補助金・交付金等の交付、人的支援(人材派遣など)	関連HP	https://www.soumu.go.jp/sanbaru/jinzai/

事業名	自然公園等整備事業(自然環境整備交付金(H17～)、環境保全施設整備交付金(H29～))		
事業内容	国立公園、国定公園や長距離自然歩道等において、自然再生や自然とのふれあいの場等を整備し、自然環境の保全と適正な利用を推進する。 ① 自然環境整備交付金 ・ 国立公園整備事業・国定公園等整備事業 道路、橋、広場、園地、避難小屋、休憩所、野営場、駐車場、棧橋、給水施設、排水施設、公衆便所、博物館展示施設、植生復元施設、動物繁殖施設※、砂防施設、防火施設、自然再生施設 等 (※ 国立公園整備事業については、動物繁殖施設は対象外) ・ 長距離自然歩道整備(国定公園等整備事業)(国立公園及び国定公園区域外) 歩道、橋、標識類、路傍休憩地 等 ② 環境保全施設整備交付金 国立公園施設の長寿命化対策整備 個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)を策定し、地方公共団体が予防保全型管理を行う 既存の国立公園施設(対象は①の施設のうち植生復元施設、動物繁殖施設、自然再生施設は対象外)		
助成等の要件	・ 自然環境整備計画(地域の自然環境の特性を踏まえた成果目標とそれを実現するために必要な事業等を記載した計画)を作成し、認められること。 ・ 自然環境整備交付金: 県全体の計画期間(3年～5年)における総事業費が4千万円を超えるもの。 ・ 環境保全施設整備交付金: 県全体の計画期間(3年～5年)における総事業費が2千万円を超えるもの。		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	環境省自然環境局自然環境整備課
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	環境林務部自然保護課
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2617
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	移住・定住・交流推進支援事業(H19～)		
事業内容	市町村等、またはNPO、ボランティア団体、各種協議会、商工会議所等(以下「地域団体等」という。)が自主的・主体的に実施する移住・定住・交流を推進する事業に対する支援を行う。 1 助成対象事業 都市住民等の移住・交流の推進や住民同士の交流を推進することにより、地域を活性化する事業とし、次の基準に適合するものとする。 (1) 助成対象団体、もしくは地域団体等が自主的・主体的に実施するものであること。 なお、計画策定のみに係る事業は対象外とする。 (2) 助成終了後の事業展望が明確であり、持続性・発展性のある事業と認められるものであること。 (3) 他に国の補助金の交付を受けていないこと。 2 助成内容 (1) 1件につき、200万円を上限とする。 (2) 助成率は対象経費の100%以下。		
助成等の要件			
助成対象	市町村、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	一般財団法人地域活性化センター
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.icrd.jp/support/subsidy/emigration/

事業名	地域優良賃貸住宅整備事業(H5～)		
事業内容	公営住宅を補完し、主として子育て世代や高齢者世帯等に対する良質な賃貸住宅の供給を促進する。		
助成等の要件	原則として ・子育て支援タイプ 床面積75㎡(共同住宅の場合は55㎡)以上。ただし、地域の実情を勘案して、都道府県知事等が別に面積を定める場合(55㎡(共同住宅の場合は40㎡)を下限とする)は、その面積以上。 ・子育て支援タイプ以外 床面積25㎡以上。ただし、共同で利用する設備を設けた場合は、18㎡以上。 ・公営型地域優良賃貸住宅 床面積19㎡以上 ・共通 構造:耐火構造、準耐火構造、又はこれに準ずる耐火性能。 設備:各戸に台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたもの。		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足	社会資本整備総合交付金対象		
予算額			
集落対策関連		所管団体	国土交通省住宅局住宅総合整備課
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部建築課住宅政策室住宅企画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3738
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	高齢者あんしん住まい整備事業(H24～)		
事業内容	民間事業者が建設するサービス付き高齢者向け住宅の整備費を助成することにより、高齢者が安心して居住できる良質な賃貸住宅の供給を促進する。		
助成等の要件	サービス付き高齢者向け住宅として登録され、供給計画について、知事(市の区域にあっては、当該市の長)から認定を受けたものであること。		
助成対象	民間企業、公益法人、その他個人、団体など		
その他補足	申請できるもの サービス付き高齢者向け住宅登録事業者及び認定事業者		
予算額	32,363千円		
集落対策関連		所管団体	国土交通省住宅局住宅総合整備課
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部建築課住宅政策室住宅企画係
対象地域	鹿児島市以外	連絡先	099-286-3738
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

1 1 国土保全・防災対策

11 国土保全・防災対策

事業名	農村地域防災減災事業（H25～）		
事業内容	農村地域の防災・減災対策にかかる計画を策定し、自然的、社会的要因で生じた農地及び農業用施設の機能低下を回復するための整備等を総合的に実施し、農村地域の防災力向上を図る。 1 調査計画事業 地域の防災減災対策に必要な諸条件について行う調査及びその計画の策定等 2 整備事業 災害発生のおそれがある用排水施設等の整備や防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備 (1) 用排水施設等整備 ①防災ダム整備、②ため池整備、③用排水施設等整備、④農地保全整備、 ⑤地域防災機能増進、⑥農業用河川工作物応急対策、等 (2) 災害管理施設等整備 ①農業用施設等災害管理対策、②農村防災施設整備、等 3 体制整備事業 ため池における不測の事態に備えるとともに、一刻も早い整備を進めるために行う監視・管理体制の強化、権利関係の調整等に加え、複数のため池を対象に行う管理体制の見直し等		
助成等の要件	・受益面積及び総事業費等 事業内容によって異なりますので、各支庁・地域振興局農村整備課にお問い合わせください。 (例) ①ため池整備(一般整備型)…受益面積:2ha以上、総事業費:800万円以上 等 ②用排水施設整備…受益面積:10ha以上、総事業費:800万円以上 等 ③農地保全整備…受益面積:20ha以上、総事業費:要件なし 等		
助成対象	県、市町村、団体(土地改良区、農業協同組合等)		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	農林水産省
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	農政部農地保全課農地防災係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3281
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

1 2 住民参加による地域運営

12 住民参加による地域運営

事業名	地域塾への活動支援助成事業(かごしま地域塾推進事業)(H19～)		
事業内容	各地の地域塾への支援や活動の活性化のために、文化活動、野外活動、伝統芸能の伝承活動等を行っている地域塾への活動支援助成を行う。 (1)対象事業 地域塾への活動支援助成事業 (2)助成内容 ・ 補助対象経費:賃金、謝金、旅費、保険料、需用費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、使用料及び賃借料 ・ 補助率:補助対象経費の1/2以内 ・ 限度額:10万円を上限 ・ 事業期間:1年間		
助成等の要件	・ 基本となる地域塾の活動要件(次代へ引き継ぐ理念・精神等の設定、異年齢による精神鍛錬の場の設定、年間を通じた学習活動の場の設定)を備えているものであるか。 ・ 地域に根ざした特色ある活動を展開しているものであるか。 ・ 将来的に、自立・発展が可能な活動を行っているものであるか。		
助成対象	市町村、集落・自治会・町村会など、第三セクター、民間事業、公益法人、NPO・ボランティア団体など、協議会、実行委員会など		
その他補足			
予算額	1,729千円		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	男女共同参画局青少年男女共同参画課青少年企画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2554
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.pref.kagoshima.jp/ab14/kenko-fukushi/kodomo/ikusei/27ri-da-zvuku.html

事業名	放課後子ども教室運営費助成事業(かごしま地域塾推進事業)(H17～)		
事業内容	安心・安全な子どもの活動拠点をつくるために、体験活動や交流活動等を実施している教室への運営費助成を行う。 (1)対象事業 放課後子ども教室運営費助成事業 (2)助成内容 ・ 補助対象経費:放課後子ども教室の実施及び事業の運営等を検討する「運営委員会」の設置・運営に要する経費 ・ 補助率:補助対象経費の2/3以内 ・ 限度額:放課後子ども教室は1教室当たり20万円を、運営委員会は5万円を上限とする。 ・ 事業期間:1年間		
助成等の要件	・ 実施市町村において、コミュニティ・スクールを導入していること、または、導入に向けた具体的な計画があること。(①すでに導入している。②まだ導入していないが導入計画を有している。③事業を実施する該当年度に導入計画を策定する。のいずれかに該当すること。) ・ 地域学校協働活動推進員等を配置すること。		
助成対象	市町村		
その他補足			
予算額	4,744千円		
集落対策関連		所管団体	文部科学省
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	子ども政策局子ども福祉課子ども支援係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2809
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	地域課題の解決に向けた協働推進事業(R6～)		
事業内容	地域課題の解決に向けて、NPO等から企画提案のあった事業を県がNPO等と協働して取り組むことにより、地域に根ざした共生・協働の取組を推進する。 1 事業内容 県が提示した地域課題の解決に向けた取組テーマについて、NPO等から企画提案のあった事業を、県とNPO等が協働で実施する。 2 実施方法 県とNPO等の業務委託契約		
助成等の要件	1 実施団体 地域コミュニティ組織、NPO法人、ボランティア団体、その他非営利活動団体、企業、大学等 2 対象事業 ・ 取組テーマの背景等を踏まえて、地域課題解決に向けて取り組む先進的、先駆的事业 ・ 地域コミュニティの再生・創出に資する事業 ・ 実施団体の特性を発揮できる事業 ・ 営利を目的とせず、事業成果の営利活動への活用を目的としない事業 ・ 取組が継続される事業		
助成対象	集落・自治会・町村会など、第三セクター、民間企業、公益法人、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体(農協、商工会議所等)、協議会、実行委員会など、その他任意団体など		
その他補足			
予算額	6,420千円		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	男女共同参画局くらし共生協働課協働企画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2241
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/kyodo/kanren/chiikikasseika/chiikikadai_suishiniigyou/index.html

事業名	地域貢献活動応援プロジェクト(R5～)		
事業内容	ふるさと納税(かごしま応援寄附金)を活用した寄附を通じて、地域課題の解決に向けた活動を行う地域コミュニティ組織やNPO法人等の団体に対し助成を行う。		
助成等の要件	あらかじめ県に当事業の活用を登録した団体 1 団体要件 (1)定款や規則等を有し、責任者が明確で、独立した経理を行っていること (2)主たる事務所の所在地が県内にあり、県内で1年以上の営利を目的としない活動実績があること (3)実施しようとする事業内容が、定款や規約等に適合していること (4)NPO法人にあっては、特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書等を所管庁に提出していること など 2 活動要件 (1)公益性の高い活動を行っていること (2)活動を行う主たる区域が県内であること (3)継続的な活動が十分見込まれること (4)法令違反・公序良俗に反する活動を行っていないこと など		
助成対象	集落・自治会・町村会など、公益法人、NPO・ボランティア団体など、協議会、実行委員会など、その他任意団体など		
その他補足			
予算額	2,587千円		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連	○		
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	男女共同参画局くらし共生協働課協働企画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-221-2241(くらし共生協働課)
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.pref.kagoshima.jp/ab12/project.html

事業名	共生・協働の地域コミュニティづくり推進事業(R7～)		
事業内容	「共生・協働の地域社会づくり」に向け、地域の多様な主体が連携・協力して地域に必要なサービスを提供するための地域コミュニティの再生・創出の取組を促進する。 1 事業内容 ① 市町村のコミュニティ・プラットフォームの構築を支援するためのアドバイザー派遣 ② コミュニティ・プラットフォームを形成した地域等における地域課題の解決等の取組を推進する市町村への助成 ・ コミプラ形成に向けた気運醸成を図る講演会等への助成(補助率: 県10/10) ・ コミプラ形成地域における地域課題の解決等の取組を推進する市町村事業への助成(補助率: 県1/2以内) ③ 若者の力を活かした地域コミュニティづくり支援(大学と連携した地域づくり支援) 2 実施方法 県と市町村が地域コミュニティ施策に係る課題を共有し、課題に応じて、円滑かつ的確な助言を行うアドバイザーの派遣や、コミプラ地域の取組を推進する市町村への助成、大学と連携したモデル的な取組を実施。		
助成等の要件			
助成対象	市町村		
その他補足			
予算額	9,739千円		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連	○		
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	男女共同参画局くらし共生協働課地域協働係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2247
助成等の形態	補助金・交付金等の交付、情報提供、人的支援(人材派遣など)	関連HP	http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/kyodo/kanren/compf/index.html

事業名	地域づくり人財育成事業(R8～)		
事業内容	実践現場への参画などを通じて、地域づくりの企画力や活動のスキルを習得する実践的な講座を開催し、多様な主体との協働による地域課題の解決等に向けた取組に必要な人材を育成する。 1 事業内容 地域づくりについて学び、実践するための講座の開催(全12回程度) (NPO等から事業の企画提案を募集し、県とNPO等が協働で実施(業務委託契約)) 2 受講対象者 県内に居住し、地域づくりに携わっている方、地域づくりに意欲や関心のある方		
助成等の要件			
助成対象	その他個人、団体など		
その他補足			
予算額	2,897千円		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	男女共同参画局くらし共生協働課地域協働係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2247
助成等の形態	その他	関連HP	http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/kyodo/kanren/souseijuku/index.html

事業名	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会事業(H21～)		
事業内容	市町村、協力団体、関係機関等で構成する鹿児島県コミュニティづくり推進協議会において、各構成団体の連携・協力を得て、共生・協働の地域社会づくりを推進するための事業を実施する。 1 広報・啓発活動 (1) 研修会及び推進大会の開催 (2) 地域貢献活動パネル展の実施 (3) 研修会等の開催に必要な備品の貸出 (4) 協力団体への講師派遣 (5) 関連情報の収集・提供 2 共生・協働型地域コミュニティづくり推進団体の顕彰 県出先機関、市町村及び市町村教育委員会から推薦のあった団体の中から表彰 3 生活学校と生活会議の活動支援		
助成等の要件	【表彰制度】 共生・協働の地域社会づくりに積極的に取り組み、成果を上げている団体で、以下の資格基準を満たすもの。 1 団体の組織体制が整備され、適切な運営が行われていること。 2 事業計画に基づき、計画的な運営が行われていること。 3 地域住民の理解・支持を得て、地域に貢献していること。 4 行政、地域コミュニティ組織、NPO、ボランティア団体、学校、企業等の多様な主体と協働した活動が、2年以上継続して行われていること。 5 他の地域や団体の参考となるモデル的・先駆的な活動であること。 6 今後の活動の継続性と発展性が期待できること。		
助成対象	県、市町村、集落・自治会・町村会など、第三セクター、民間企業、公益法人、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体(農協、商工会議所等)、協議会、実行委員会など、その他団体など		
その他補足			
予算額	900千円		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	男女共同参画局くらし共生協働課協働企画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2241
助成等の形態	補助金・交付金等の交付、情報提供、人的支援(人材派遣など)、表彰制度	関連HP	https://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/kyodo/kanren/kenkomi/index.html

事業名	地域連携アドバイザー活用・地域力UP事業(R6～)		
事業内容	地域課題の解決に向けた持続可能な地域づくりの取組を促進するため、地域連携アドバイザーの知見等を活かしたシンポジウムや同アドバイザーによる助言・伴走支援を実施する。 1 シンポジウムの開催 地域連携アドバイザーによるトークセッションや交流会を実施する。 2 地域連携アドバイザーの助言・伴走支援 持続可能な地域づくりに向けて活動している団体等からの依頼に対し、各団体の課題に対応した地域連携アドバイザーを派遣し、助言・伴走支援を実施する。 3 SNSを活用した情報発信 シンポジウムの様子やアドバイザー派遣を実施した事例の横展開を図るため、SNS等を活用して広域かつ効果的に情報発信を行う。		
助成等の要件	【地域連携アドバイザー派遣】 ・地域課題解決に向けて活動していること ・県内に事務を行う場所を有するなど、県内に活動地域があること ・他の行政によるアドバイザー派遣制度の利用がないこと ・アドバイザー派遣にあたり、活動地域である市町村の担当課と連携が図れること		
助成対象	市町村、集落・自治会・町内会など、第三セクター、民間企業、公益法人、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体(農協・商工会議所など)、協議会・実行委員会など		
その他補足			
予算額	1,910千円		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連	○		
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	かごしま県民交流センター協働活動促進課(共生・協働センター)
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-221-6605
助成等の形態	情報提供、人的支援(人材派遣など)	関連HP	https://www3.kagoshima-pac.jp/effort/pref/

事業名	つなぐ・つながる協働促進マッチング事業(R8～)		
事業内容	多様な主体の協働による社会貢献活動の取組を活性化するため、地域コミュニティやNPO、企業等のマッチング及び持続可能な協働の取組に向けた伴走支援を実施する。 1 シンポジウム(交流会)の開催 基調講演や先進事例紹介を行い、多様な主体との連携や社会貢献活動への意欲・関心を高めるためのシンポジウム(交流会)を開催する。 2 協働事業の創出に向けたマッチング (1) 連携パートナーの登録 (2) マッチング (3) 協働の取組実践に向けた伴走支援 3 情報発信 協働の取組事例の横展開を図るため、イベント(シンポジウム・交流会)の開催や創出された協働の取組事例等について、SNS等を活用して広域かつ効果的に情報発信を行う。		
助成等の要件			
助成対象	市町村、集落・自治会・町内会など、第三セクター、民間企業、公益法人、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体(農協・商工会議所など)、協議会・実行委員会など		
その他補足			
予算額	1,664千円		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連	○		
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	かごしま県民交流センター協働活動促進課(共生・協働センター)
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-221-6605
助成等の形態	情報提供、その他	関連HP	https://www3.kagoshima-pac.jp/effort/pref/

事業名	過疎地域持続的発展優良事例表彰(H2～)		
事業内容	地域の持続的発展と風格の醸成を目指し、過疎地域において、課題の解決に取り組み、創意工夫が図られている優良事例について表彰を行い、過疎地域の持続的発展に資する。 1 手続等 県が優良団体等を推薦し、国において表彰委員会で選定して決定。 2 表彰 優良事例については、総務大臣が表彰状を授与。		
助成等の要件	【審査基準】 1 地域の持続的発展と風格の醸成を目指した過疎地域の活性化について、優れた成果を上げ、過疎対策の先進的、モデル的事例としてふさわしいこと 2 自主的、主体的な取り組みにより実施されていること 3 地域の特性を活かした創意工夫がなされ、地域の個性を確立し、その魅力を一層高めるものであること 4 過疎地域市町村等を選定対象とする場合にあっては、住民の意向が反映されるとともに、住民の積極的参加が確保されたものであること、また、過疎地域内の個人又は団体を選定対象とする場合にあっては、市町村との連携のもとに実施されているものであること 5 相当期間活動が継続し、その効果や実績が既に定着していると考えられるもの、又は活動が新鮮で先駆的であり、将来的な効果、実績が一層期待されるものであること		
助成対象	1 過疎地域市町村又は構成市町村の2分の1以上が過疎地域市町村である一部事務組合、広域連合、協議会等 2 過疎地域内の個人又は団体		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	総務省地域力創造グループ過疎対策室
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	過疎地域	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	表彰制度	関連HP	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain7.htm

事業名		ふるさとの道サポート推進事業(H18～)	
事業内容		地域住民や企業等が行う県管理道路の清掃・美化などボランティア活動について、市町村と連携しながら支援することによって、ボランティア活動の普及啓発を図るとともに、道路を核とした地域環境の保全向上や共生協働による活力ある地域社会づくりに資する。 ・活動団体の認証(認定書を発行する) ・団体名等を示したサインボード設置 ・美化活動経費(混合油、ゴミ袋、軍手、水分補給用経費(飲料品代)等)、重機・運搬車両のリース料、収集した草木等の処分手数料)の補助 ・傷害保険料の助成 ・県ホームページ上での活動団体の紹介等 ・知事表彰 ※ 知事表彰については、認定団体のみでなく、県内で道路愛護活動をしている団体及び個人も対象としている。	
助成等の要件		県管理道路の一定区間(100m以上)において、軽易なゴミ拾いや部分的な花壇等の草取りなどの日常的な管理を行い、年1回以上、活動区間全域の定期的な草刈りや花壇・植栽帯の手入れ等の清掃・美化活動を行う団体や個人 (植栽帯の管理においては延長の制限なし)	
助成対象		集落・自治会・町村会など、民間事業、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体(農協、商工会議所等)、協議会、実行委員会など、その他個人、団体など	
その他補足			
予算額		12,374千円	
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業		県の担当部署	土木部道路維持課管理係
対象地域		連絡先	099-286-3566
助成等の形態		関連HP	http://www.pref.kagoshima.jp/ah06/infra/kotu/izikanri/furusato.html

事業名	官民連携まちなか再生推進事業(R2～)		
事業内容	●趣旨 官民の幅広い関係者が参画する官民連携のプラットフォームを構築し、当該プラットフォームが策定する未来ビジョンを共有・更新しながら官民の合意形成等を図るとともに、自立・自走型システムを構築に資する取組として、多様な人材を惹きつけるコンテンツ発掘のための社会実験、交流施設整備などを支援することで、官民の多様な人材が連携し、持続可能なまちづくりにつなげ、一層の都市再生を推進することを目的とする。 ●補助対象 (1) エリアプラットフォーム活動支援事業 ・ 官民の多様な人材が集積するエリアプラットフォームの構築や、エリアプラットフォームにおけるエリアの将来像を示した未来ビジョン等の策定、未来ビジョンに定めた将来像の実現にむけた各種取組など7つの事業で構築されている。 (2) 普及啓発事業 ・ 民間まちづくり活動における先進団体が持つ、継続的なまちづくり活動のノウハウなどをまちづくり活動に取り組んでいる又は取り組もうとしている者に普及啓発を行う事業。 ●補助金の額 (1) エリアプラットフォーム活動支援事業 ① エリアプラットフォームの構築: 定額 ② 未来ビジョン等の策定: 定額(新規策定)、1/2(改定) ③ シティプロモーション・情報発信: 1/2 ④ 社会実験・データ活用: 1/2 ⑤ 地域交流創造施設整備: 1/3 ⑥ 国際交流創造施設整備: 1/3 ⑦ 国際競争力強化拠点形成: 定額、1/2 ⑧ 地方都市イノベーション拠点形成: 定額、1/2 (2) 普及啓発事業: 定額		
助成等の要件	1 対象地域 (1) エリアプラットフォーム活動支援事業 ① エリアプラットフォームの構築、② 未来ビジョン等の策定、③ シティプロモーション・情報発信 ④ 社会実験・データ活用: 全国 ⑤ 地域交流創造施設整備: 滞在快適性等向上区域等 ⑥ 国際交流創造施設整備: 特定都市再生緊急整備地域等 ⑦ 国際競争力強化拠点形成: 国際競争力強化拠点形成計画内 ⑧ 地方都市イノベーション拠点形成: 全国 (2) 普及啓発事業: 全国		
助成対象	(1) エリアプラットフォーム活動支援事業 ・ エリアプラットフォーム ※① エリアプラットフォームの構築については、準備段階についてのみ市町村も対象 (2) 普及啓発事業 ・ 都市再生推進法人、民間事業者、NPO法人その他これらに類するもの		
その他補足			
予算額			
集落対策関連		所管団体	国土交通省都市局まちづくり推進課、公園緑地・景観課
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	土木部都市計画課計画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3678
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html

1 3 環境・資源・自然保護対策

13 環境・資源・自然保護対策

事業名	環境保全促進助成事業(H7～)		
事業内容	一般財団法人自治総合センターが、要綱に定めるコミュニティ活動の一環として行われる地域環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るための事業に助成を行うことにより、環境にやさしい地域づくりの推進を図るもの。 助成金は、事業実施主体が都道府県・市町村の場合においては1事業につき200万円(10万円単位、単位未満切り捨て)、事業実施主体が市町村の認めるコミュニティ組織の場合においては1事業につき100万円(10万円単位、単位未満切り捨て)を限度として助成する。 詳細については、下記の関連HP参照。		
助成等の要件	1 助成対象事業 (1) 各種イベント、交流会・発表会及び指導者養成研修会等の事業を対象とする。 (2) 助成対象事業は、国の補助金の交付を受けない事業で、助成金の交付決定があった年度に完了するものであること。 (3) 毎年繰り返し実施する事業や書籍類の刊行及び単発的なクリーン作戦等の本事業の趣旨になじまないものは対象外とする。 2 助成対象事業者：都道府県若しくは市町村		
助成対象	都道府県、市町村、集落・自治会・町内会、協議会、実行委員会など		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	一般財団法人自治総合センター
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課計画調整係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2424
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.iichi-sogo.jp/ecoactivity/01-2

事業名	地域環境美化功績者表彰(S54～)		
事業内容	環境月間行事の一環として、地域における環境美化に関し特に顕著な功績のあった者(団体を含む。以下同じ。)に対し、その功績をたたえて表彰するため、環境省に推薦する。		
助成等の要件	1 表彰の対象となる活動(以下「対象活動」という。)は、次に掲げるものであって、対象活動が他の模範となり、推奨できるものであること。 ① 植樹、植栽等の緑化運動 ② 河川、湖沼、海岸等の浄化活動 ③ 公園、道路等の清掃活動 ④ 緑化、浄化、清掃その他の美化思想の普及啓発活動 ⑤ その他前各号に準ずる地域環境美化に関する活動 2 対象活動を行った期間が、次に掲げる期間以上であること。 ① 個人にあつては、概ね10年 ② 団体にあつては、概ね7年 ③ 団体の連合体である団体にあつては、構成員である団体が当該連合体の設立以前に行った期間を通算して概ね7年 3 個人にあつては、原則として年齢が50歳以上であること。 4 団体にあつては、対象活動が将来にわたり継続する見込みであること。 5 原則として、同一事由による都道府県知事又は政令指定都市の長の表彰を受けたことがあること。		
助成対象	多年にわたり、緑化、浄化、清掃等地域における環境の美化活動に努め、特に顕著な功績のあった者		
その他補足			
予算額			
集落対策関連		所管団体	環境省
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	環境林務部環境林務課企画調整係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2587
助成等の形態	表彰制度	関連HP	

事業名	こどもエコクラブ登録制度(H7～)		
事業内容	子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を求め、自然を大切に思う心や環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地球の環境保全活動の環を広げることを目的とする。 (1)環境活動・学習に役立つ情報、教材等の提供 (2)クラブの活動レポートをHPに掲載 (3)壁新聞・絵日記の募集・表彰 (県は上記全国事務局の事業を支援する。)		
助成等の要件	幼児(3歳)から高校生までの1人以上及びサポーター(大人)		
助成対象	都道府県、市町村、集落・自治会・町村会など、第三セクター、民間企業、公益法人、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体(農協、商工会議所等)、協議会、実行委員会など、その他個人、団体など		
その他補足			
予算額			
集落対策関連		所管団体	こどもエコクラブ全国事務局((公財)日本環境協会)
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	環境林務部環境林務課地球温暖化対策室
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2586
助成等の形態	情報提供、表彰制度	関連HP	http://www.j-ecoclub.jp/

事業名	地球環境を守るかごしま県民運動環境保全活動団体等表彰		
事業内容	地域において、環境保全に向けた具体的な実践活動を行い、その活動が特に優れて、他の模範となるなど顕著な功績のあった団体等に対し、その功績をたたえるため表彰を行う。		
助成等の要件	表彰の対象は、次の各号に該当して、特に顕著な功績がある団体・個人を対象とする。 (1)環境保全に関する実践活動を自主的かつ積極的に実施していること。 (2)その実践活動が今後とも引き続き展開される見込みであるとともに、他の模範と認められること。		
助成対象	集落・自治会・町村会など、第三セクター、民間企業、公益法人、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体(農協、商工会議所等)、協議会、実行委員会など、その他個人、団体など		
その他補足			
予算額			
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	環境林務部環境林務課地球温暖化対策室
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2586
助成等の形態	表彰制度	関連HP	https://www.pref.kagoshima.jp/ad02/kurashi-kankyo/kankyo/ondanka/kenminundou/kenminundou.html

事業名	循環型社会形成推進交付金(H17～)		
事業内容	廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的とする。 市町村(一部事務組合を含む。)が循環型社会形成に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2に規定する基本方針に沿って作成した「循環型社会形成推進地域計画」に基づく事業等の実施に要する費用に充てるため、国が交付する交付金。		
助成等の要件	○ 対象地域 人口5万人以上又は面積400km²以上の計画対象地域を構成する市町村。 ただし、離島地域、奄美群島、山村地域、半島地域、過疎地域については、人口又は面積にかかわらず交付対象とする。 ○ 対象施設 マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設、最終処分場、焼却施設(離島地域、奄美群島のみ)、施設整備に関する計画支援事業 等 ○ 交付金額 原則として、対象事業費の1/3(一部事業は1/2)を市町村に一括交付。		
助成対象	市町村		
その他補足			
予算額	53,757百万円(財源:循環型社会形成推進交付金(国当初予算額))		
集落対策関連		所管団体	環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	環境林務部廃棄物・リサイクル対策課リサイクル推進係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2594
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	海岸漂着物等地域対策推進事業(H27～)		
事業内容	海洋ごみ(海岸漂着物等、漂流物及び海底の堆積物(ただし、水底土砂は除く。))に係る喫緊の問題を解決するために不可欠である地域の取組を支援し、海洋ごみ対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。 都道府県及び市町村が実施する海洋ごみの回収・処理に係る事業及び海洋ごみの発生抑制対策に係る事業に対する補助金の交付。		
助成等の要件	① 海洋ごみの回収・処理に係る事業(民間団体等と連携・協力して実施する事業を含む。)及び海洋ごみの回収・処理に係る調査研究の事業 ② 海洋ごみの発生の抑制に係る普及・啓発、調査・研究、関係者間の連携・協力等の事業(民間団体等と連携・協力して実施する事業を含む。)		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足	対象地域に制限は無いが、地域によって補助率が異なる		
予算額	38億円(国予算額)		
集落対策関連		所管団体	環境省水・大気環境局海洋環境課 海洋プラスチック汚染対策室
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	環境林務部廃棄物・リサイクル対策課一般廃棄物係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2594
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	生物多様性保全推進支援事業		
事業内容	交付率・交付額 (1)、(3)事業費の1/2以内 (2)定額(1件あたり150万円まで ※生物多様性維持協定を締結している場合は上限250万円) (4)定額(1件につき200万円まで) (5)定額(1件につき150万円まで ※保全計画策定を含む場合は年度に限り上限250万円) (6)事業費の1/2以内(令和6年度までに採択された継続事業のうち、他のモデルケースになるものに限り3/4以内) 事業期間 (1)、(3)、(6) 原則2年以内(最長3年) (2)、(4)、(5) 原則3年以内		
助成等の要件	交付率・交付額 (1)、(3)事業費の1/2以内 (2)定額(1件あたり150万円まで ※生物多様性維持協定を締結している場合は上限250万円) (4)定額(1件につき200万円まで) (5)定額(1件につき150万円まで ※保全計画策定を含む場合は年度に限り上限250万円) (6)事業費の1/2以内(令和6年度までに採択された継続事業のうち、他のモデルケースになるものに限り3/4以内) 事業期間 (1)、(3)、(6) 原則2年以内(最長3年) (2)、(4)、(5) 原則3年以内		
助成対象	(1)ー①、(5)地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体(企業や大学等含む)、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者等 (1)ー②支援センターの設置者/管理者又は設置を予定している地方公共団体 (2)地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画の活動主体及びこれに類する者 (3)、(6)地方公共団体とその他主体で構成する協議会 (4)民間企業等動物園、植物園、水族館、昆虫館又はこれらに類する施設の、法人格を有する設置者・管理者		
その他補足	公募事業である		
予算額			
集落対策関連		所管団体	環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室
買物弱者支援関連		県の担当部署	環境林務部自然保護課自然保護係、野生生物係
対象事業	ソフト対策	連絡先	099-286-2616、2613
対象地域	特に地域制限なし((4)以外)	関連HP	
助成等の形態	交付金の交付		

事業名	みんなの生物多様性サポーター支援事業(R2～)		
事業内容	県民全体の生物多様性の保全再生に向けた機運を高めるために、鹿児島県レッドデータブックに掲載されている動植物や、生物多様性保全上重要な里地里山の保全活動など、地域住民参加型の活動に取り組む団体等に対して、必要な経費を県が補助することにより自然と共生した地域づくりの推進を図るとともに、生物多様性の理念についての理解度をたかめていくもの。 (補助内容) ・補助対象経費:報償費、使用料・賃借料、需用費、役務費 ・補助率:補助対象経費の10分の10以内(1事業あたり10万円を上限)		
助成等の要件	(助成対象事業) 以下の生物多様性の保全再生活動等が対象。 ・講演会や教育活動など、生物多様性の保全に関する普及啓発活動 ・自然観察会など、自然とのふれあいの推進に関する活動 ・地域の生態系の保全に関する活動 ・野生動植物の生息・生育の調査研究に関する活動(住民参加型のものに限る) ・絶滅危惧種の野生動植物の保護に関する活動 ・外来種の防除に関する活動		
助成対象	鹿児島県内の自治会、NPO法人等、地域における生物多様性の保全再生活動等に取り組む団体		
その他補足	公募事業である		
予算額			
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト事業	県の担当部署	環境林務部自然保護課自然保護係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2613
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	県立自然公園満喫周遊スタートアップ支援事業(R4～)		
事業内容	県立自然公園及びその周辺において県立自然公園内の受入環境整備や新たな自然体験活動の立ち上げに向けた取組等を行う団体に対し、補助金を交付する。		
助成等の要件	1 補助対象事業 (1)県立自然公園及びその周辺の利用増進に資する施設等の受入環境整備 (2)県立自然公園の魅力を生かした自然体験等の利用促進 2 補助率 10/10(定額50万円以内) 3 対象地域 県立自然公園及びその周辺		
助成対象	県内に主たる事務所又は活動の拠点を有する団体		
その他補足			
予算額	50万円		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策、ソフト対策	県の担当部署	環境林務部自然保護課自然公園係
対象地域	県立自然公園及びその周辺	連絡先	099-286-2617
助成等の形態	補助金の交付	関連HP	

事業名	国立公園等多言語解説等整備事業(R元～)		
事業内容	国立公園、国定公園、世界自然遺産、ラムサール条約登録湿地及び長距離自然歩道(以下「国立公園等」という。)の訪日外国人旅行者数の増加及び訪日外国人旅行者の地域での満足度の向上に資する先進的・高次元な技術を利用した多言語解説等を整備する事業に対する補助金を交付する。		
助成等の要件	1 補助対象事業 「国立公園等多言語解説等整備計画」に基づき、また、観光庁が実施する「地域観光資源の多言語解説整備支援事業」との連携により、先進的・高次元な多言語解説等整備(多言語案内板(電子案内板も含む)の新設・改修、展示物の多言語化、多言語解説アプリ・コンテンツ作成等)を行う事業 2 補助率 2/3 3 対象地域 案内板・デジタルサイネージ、展示等は、各国立公園等区域内に設置されることが望ましいが、国立公園等関連の内容を含み、国立公園等への誘客を促すものであれば、国立公園等区域のみならず、区域外に立地する駅、バスターミナル、道の駅、観光案内所等の国立公園等への誘客の拠点となる公共施設・空間等で実施するものも補助対象とする。		
助成対象	地方公共団体(県及び市町村)、民間事業者等、一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人、NPO等		
その他補足	補助金執行団体:一般財団法人自然公園財団		
予算額			
集落対策関連		所管団体	環境省自然環境局国立公園課
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	環境林務部自然保護課自然公園係
対象地域	国立公園等区域内が望ましい	連絡先	099-286-2617
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業(R元～)		
事業内容	国立公園及び国定公園内の利用拠点滞在環境の上質化に係る計画策定及び当該計画に基づく利用拠点上質化整備等を行うことにより、訪日外国人旅行者の国立公園等での体験滞在の満足度を向上させる事業に対する補助金を交付する。		
助成等の要件	1 補助対象事業 (1)国立公園等利用拠点計画策定支援事業 国立公園等利用拠点計画策定を行う事業 (2)国立公園等利用拠点上質化整備事業 国立公園等利用拠点計画に基づき実施する以下の事業 ① 廃屋撤去事業 ② インバウンド対応機能強化事業 (多言語サイン・標識の整備、公衆無線LAN環境整備、トイレ洋式化) ③ 文化的まちなみ改善事業 (外構修景、建築外観修景、建築設備等修景、その他) ④ 既存施設観光資源化促進事業 (インバウンド受入環境整備を前提とした施設の機能転換又は機能強化のための内装整備及び設備整備) ⑤ 引き算の景観改善 (無電柱化・通景伐採・駐車場の緑地化) 2 補助率 1/2 3 対象地域 自然公園法第36条に基づき指定された集団施設地区内、又は自然公園法第20条に基づき指定された特別地域内において公園利用者向けサービスを提供する施設が集積している地域		
助成対象	上記1(1):地方公共団体 上記1(2):地方公共団体、民間事業者等、一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人、NPO等		
その他補足	補助金執行団体:一般財団法人自然公園財団		
予算額			
集落対策関連		所管団体	環境省自然環境局国立公園課
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	環境林務部自然保護課自然公園係
対象地域	国立公園内	連絡先	099-286-2617
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	エコスクール・プラス(H29～)		
事業内容	近年の地球規模の環境問題に対する取組の強化や、ユネスコにおいて推進されている「持続可能な開発のための教育(ESD)」の実現等に向けて、これまでの取組をさらに進化させたものである。 児童生徒の環境・エネルギー教育の充実とともに、地域における環境・エネルギー対策等の推進にもつながらる施設の整備を実施する際には、文部科学省より単価加算措置及び関係各省より補助事業の優先採択などの支援をうけることができる。		
助成等の要件	○エコスクール・プラス計画の認定 事業実施前に、次の内容について国の認定を受ける必要がある ・環境、省エネルギー対策 ・環境教育への活用 ○文部科学省の支援措置 次の事業を対象に補助単価及び面積の加算 ・省エネルギー型の建物を整備する事業 ・内装木質化を実施する事業		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	文部科学省、農林水産省、環境省、国土交通省
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	教育庁学校施設課市町村立学校施設係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-5236
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

1 4 景 觀

14 景観

事業名	あなたが選ぶかごしま景観大賞(R3～)		
事業内容	あなたが選ぶかごしま景観大賞は、県内の良好な景観の形成に特に功績があった方を表彰することにより、県民の皆様方の良好な景観の形成に対する認識を高めていただき、個性豊かで魅力あふれる景観の形成を推進することを目的として実施するもの。		
助成等の要件	① 表彰対象 県内に存する良好な景観を保全・創出するための活動をしている個人又は団体 ② 賞の種類 大 賞:1件 優秀賞:1～2件 ③ 募集方法…自薦他薦は問わない。 ④ 審査方法…庁内審査を行い、選定されたものについて県民等による投票を行うとともに審査会を実施する。		
助成対象	集落・自治会・町村会など、第三セクター、民間事業、公益法人、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体(農協、商工会議所等)、協議会、実行委員会など、その他個人・団体など		
その他補足			
予算額	927千円		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課土地利用係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2438
助成等の形態	表彰制度	関連HP	http://www.pref.kagoshima.jp/ac06/kurashi-kankyo/chiiki/keisei/torikumi/kagoshima-keikantaishou-home.html

事業名	景観アドバイザー派遣制度(H11～)		
事業内容	市町村や地域づくり団体等による地域の特性を生かした景観づくりを支援するため、景観形成に係る助言・指導を行う景観アドバイザーを派遣する。 ① 景観アドバイザーとは 知事に委嘱された景観形成に関して専門的な知識及び経験を有する学識者や実践者 ② 助言等の内容 ア 市町村景観形成基本計画の策定その他景観形成施策の推進等に関する助言・指導 イ 景観シンポジウムの開催その他景観形成の普及・啓発等に関する助言・指導		
助成等の要件	① 派遣対象 市町村、地域づくり団体、公共的団体及び県の機関。公共性のない個人や企業等については、派遣の対象とはならない。 ② 派遣の人数及び回数 ア 市町村景観形成基本計画の策定その他景観形成施策の推進等 原則として、その申請に対して1回1人、1年度内4回の派遣を限度とする。 イ 景観シンポジウムの開催その他景観形成の普及・啓発等 原則として、その申請に対して1回3人、1年度内1回の派遣を限度とする。		
助成対象	市町村、集落・自治会・町村会など、第三セクター、民間事業、公益法人、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体(農協、商工会議所等)、協議会、実行委員会など、その他個人・団体など、県の機関		
その他補足			
予算額	757千円		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課土地利用係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2438
助成等の形態	人的支援(人材派遣など)	関連HP	http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/chiiki/keisei/adviser/index.html

事業名	みんなの港サポート推進事業(H22～)		
事業内容	県が県管理港湾や海岸の清掃・美化活動を行った地域の自治会、ボランティア団体、NPO、企業等に対して支援を行い、ボランティア活動の普及啓発を図るとともに、共生・協働事業を推進する。 【支援内容】 ・美化活動経費の補助 ・ボランティア活動保険の助成 ・サインボードの設置		
助成等の要件	県管理港湾又は海岸の年1回以上の定期的な除草、伐採又はゴミ拾い等の美化活動を行う団体又は個人		
助成対象	集落・自治会・町内会など、第三セクター、民間企業、公益法人、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体(農協、商工会議所等)、協議会、実行委員会など、その他個人、団体など		
その他補足	県管理港湾・海岸		
予算額	1,133千円		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	土木部港湾空港課
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3636
助成等の形態	補助金・交付金等の交付、情報提供、その他	関連HP	http://www.pref.kagoshima.jp/ah09/infra/port/kanri/minatosapo.html

事業名	街なみ環境整備事業(H5～)		
事業内容	住宅が密集し、かつ、生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないこと等により住環境の整備改善を必要とする区域において、ゆとりとうるおいのある住宅地区の形成のため、地区施設、住宅及び生活環境施設の整備等住環境の整備改善を行う。 協議会活動助成事業、整備方針策定事業、街なみ整備事業、街なみ整備助成事業。		
助成等の要件	対象区域が1ha以上で、次のいずれかに該当すること。 ・ 幅員4m以上の道路に接する住宅の割合が3割未満であり、かつ住宅の戸数の割合が1ha当たり30戸以上であること。 ・ 幅員6m以上の道路の延長が道路総延長の1/4未満であり、かつ公園、広場及び緑地の面積の合計が区域面積の3%未満であること。 ・ 地方公共団体の条例等により、景観形成を図るべきとされているところ。		
助成対象	市町村、協議会		
その他補足	一定の要件を満たす住環境の整備改善が必要な地区		
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	国土交通省住宅局市街地住宅整備室
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	土木部建築課住宅政策室住宅企画係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-3738
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000043.html

15 その他

15 その他

事業名	公民連携アドバイザー派遣事業(H12～)		
事業内容	公民連携手法による公共施設等の整備・維持管理や運営等を推進する地方公共団体の要請に応じ、シンクタンク等の専門家、実績を有する地方公共団体職員又は財団の担当職員をアドバイザーとして派遣し、現地調査を行うと同時に必要な助言・指導を行う。 アドバイザー派遣は、原則として、1地方公共団体1回とする。		
助成等の要件	他の専門家による業務支援を受ける予定の、または現に受けている事業は対象外。		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足	・派遣件数は30団体程度を予定。 ・アドバイザーの派遣に要する経費(謝金・旅費)は、原則として財団が負担。		
予算額			
集落対策関連		所管団体	一般財団法人地域総合整備財団
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	人的支援(人材派遣など)	関連HP	https://www.furusato-zaidan.or.jp/koumin/adviser/

事業名	公共施設マネジメント調査研究(研究モデル事業)(H24～)		
事業内容	市町村における公共施設マネジメントを推進するため、民間活力を活用した新たな公共施設マネジメントについて、モデル市町村によるケーススタディを行い、研究成果を全国に発信する。 助成額: 1市町村につき700万円以内 助成率: 助成対象事業に係る契約金額の2/3以内 ※ 現在は新規募集は行っていない。		
助成等の要件	・事業実施に当たり、民間事業者または大学と業務の委託契約を締結すること。 ・当該事業に係る助成金等を国、独立行政法人又は他の公益法人等から受けないこと。		
助成対象	市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連		所管団体	一般財団法人地域総合整備財団
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	人的支援(人材派遣など)	関連HP	https://www.furusato-zaidan.or.jp/koumin/management/

事業名	地域イノベーション連携モデル事業(R3～)		
事業内容	Society5.0の様々な可能性を活用する地域を実現するため、地域イノベーション連携についてモデルとなる市町村によるケーススタディを行い、成果を全国に発信することにより、地方創生に資するよう活力と魅力ある地域づくりに寄与する。 モデル事業に対し、地域イノベーションの取組み全体を総合的にマネジメントする外部の専門的人材(イノベーションマネージャー)を活用する費用の一部を助成する。 助成額: 1事業700万円以内 助成率: 助成対象事業に係る契約額の2/3以内		
助成等の要件	・イノベーションマネージャーまたはイノベーションマネージャーが所属する法人と業務の委託契約を締結するもの。 ・当該事業に係る助成金等を国、独立行政法人または他の公益法人等から受けないもの。		
助成対象	市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	一般社団法人地域総合整備財団
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	人的支援(人材派遣など)	関連HP	https://www.furusato-zaidan.or.jp/koumin/innovation/

事業名	観光アドバイザー派遣制度(H18～)		
事業内容	市町村、地域づくり団体等による地域の特性を生かした観光地づくりや人材育成等を支援するため、観光地づくりの専門家や観光カリスマ等の方々を観光アドバイザーとして委嘱し、派遣の要請があった地域への派遣を行い、観光地づくり等についてアドバイス等を行う。		
助成等の要件	アドバイザー派遣基準 1 回数:1派遣につき、原則年度3回以内 2 人数:1派遣先につき、原則1名 3 日数:原則として、1回の派遣につき日帰り又は1泊2日 4 費用負担:アドバイザーへの謝金及び旅費を県が予算の範囲内で負担		
助成対象	市町村、集落・自治会・町村会など、第三セクター、公益法人、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体(農協、商工会議所等)、協議会、実行委員会など		
その他補足			
予算額	585千円		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	観光・文化スポーツ部PR観光課観光地づくり係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3005
助成等の形態	人的支援(人材派遣など)	関連HP	

事業名	国際交流支援事業(H27～)		
事業内容	地方公共団体及び地域国際化協会が主体的に行う国際交流事業のうち、特に重要性、必要性の高い事業について助成金を交付する。		
助成等の要件	助成対象団体が新規に実施する国際交流事業のうち、交流の拡大や発展が見込まれ、地域住民等の幅広い参画が見込まれる事業で、次に掲げるものとする。ただし、継続的に行われている事業であってもモデルとなり得る先駆的な事業であれば対象とする。 ① 姉妹提携または友好提携に関する記念事業 ② 文化・芸術・研究に関する交流事業 ③ 青少年交流に関する事業 ④ 国際会議に関する事業 ⑤ その他地域の特色を生かした交流事業		
助成対象	都道府県、市町村、地域国際化協会		
その他補足			
予算額			
集落対策関連		所管団体	一般財団法人自治体国際化協会
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部国際戦略課国際総務係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2303
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.clair.or.jp/i/exchange/shien/page-5.html

事業名	多文化共生のまちづくり促進事業(H25～)		
事業内容	グローバル化が進展し、日本に居住する外国人住民が定住傾向にある中で、文化的背景を異にする人々が共生・協働する社会の構築を推進するために、地域に根ざした多文化共生施策の展開を目指して、地方公共団体及び地域国際化協会が行う多文化共生施策に対し、助成金を交付する。		
助成等の要件	助成対象事業は、助成対象団体が実施する多文化共生を推進する事業のうち、特に重要性、必要性が高く、他団体の範となる事業で、次に掲げるものとする。 ① 医療・保健・福祉支援事業 ② 防災支援事業 ③ 教育支援事業 ④ 労働環境整備事業 ⑤ 居住・生活支援事業 ⑥ 外国人住民の自立と社会参画支援事業 ⑦ 上記①～⑥の事業実施にあたり必要となる情報の多言語化や日本語学習支援事業		
助成対象	都道府県、市町村、地域国際化協会、NPO法人等		
その他補足			
予算額			
集落対策関連		所管団体	一般財団法人自治体国際化協会
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	男女共同参画局くらし共生協働課多文化共生推進班
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2546
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.clair.or.jp/i/multiculture/kokusai/page_8.html

事業名	多文化共生社会推進事業(R5～)		
事業内容	在留外国人と地域住民との交流を促進する取組等を実施する自治会(地縁による団体)等に対して、助成対象経費の10分の10以内(上限10万円)を補助する。		
助成等の要件	補助対象事業 ① 在留外国人と地域住民との交流を促進する取組 ② 在留外国人が日本文化や県内の歴史・自然等を体験する取組 ③ 在留外国人の日本語能力の向上に繋がる取組 ④ その他、当事業の趣旨に即した取組		
助成対象	自治会(地縁による団体)、特定非営利活動法人、各国友好団体等		
その他補足			
予算額	1,500千円		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	男女共同参画局くらし共生協働課多文化共生推進班
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2546
助成等の形態	補助金、交付金等の交付	関連HP	https://www.pref.kagoshima.jp/ab12/kouryutorikumishien/index.html

事業名	民間国際交流活動助成金(H2～)		
事業内容	県内に在籍する民間団体が実施する国際交流・国際協力・国際理解活動に対し、事業の実施に直接必要な経費のうち、審査会で認められた経費の2分の1以内(ただし、上限額10万円)を助成する。		
助成等の要件	助成金の対象となる事業 ① 海外との文化、スポーツ、学術等の国際交流事業 ② 県民の国際理解の推進を目的とする事業 ③ 地域レベルの国際協力の推進を目的とする事業 ④ 国際交流活動の普及啓発または担い手の育成を目的とする事業 ⑤ その他本県の国際化の推進に寄与する事業		
助成対象	公益法人、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体(農協、商工会議所等)、協議会、実行委員会など		
その他補足			
予算額	60万円		
集落対策関連		所管団体	公益財団法人鹿児島県国際交流協会
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部国際戦略課国際総務係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2303
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.kiaweb.or.jp/minkanshien.html

事業名	木とふれあう環境づくり推進事業(R2～)		
事業内容	県産材の積極的な活用により、森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成を図るため、木造施設等の整備、木製品の開発及び普及に関する取組について、公募方式により助成する。 1 木造施設等の整備 県民が広く利用する施設を対象とした、木造化・内装木質化や木製品の設置に対する助成 新たな建築資材を使用した機能性等に優れた施設の木造化に対する助成 2 木製品の開発及び普及(一般枠、学生デザイン活用枠) 県産材を使用した新たな製品の開発及び普及に対する助成		
助成等の要件	以下の要件を満たし、選定委員会での審査・選定・決定を受けること。 1 木造施設等の整備については、デザイン性・機能性等に優れ、県産材を積極的に活用した、施設の木造化・内装木質化や木製品の設置であること。 新たな建築資材を使用した施設の場合については、構造耐力上主要な部分(床、壁、屋根等)におけるCLTの使用量がいずれかの部位の木材使用量の5割以上であること。 2 木製品の開発及び普及については、機能性に優れ、製造技術等により新規性があり、開発後は、商品化に向けた普及・PRを行うこと。		
助成対象	集落・自治会、町内会など、民間企業、公益法人、NPO法人、地域産業団体(森林組合など)、その他団体など		
その他補足			
予算額	40,000千円		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	環境林務部かごしま材振興課木材利用推進係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3366
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.pref.kagoshima.jp/ad10/sangyo-rodo/mokuzairivou/koukyoukenntikubutu/kitofureau.html

事業名	森林(もり)の体験活動の支援事業(H17～)		
事業内容	県民の森林・林業に対する理解を促し、森林を全ての県民で守り育てていこうとする意識の醸成を図るため、県民が自ら企画・実施する森林・林業に関する学習活動や体験活動に対し、公募方式により支援する。 【標準型】 1 助成対象事業 「森林・林業の学習活動」と「森林の整備・保全等の体験活動」を併せて実施するもの。 2 補助率(補助上限額) 補助対象経費50万円までは県10/10 補助対象経費50万円を超える部分は県1/2 (上限額:1事業当たり100万円以内) ただし、企業と連携して取り組み、500人以上の参加者が見込まれる活動については、1事業の補助限度額は200万円 補助対象経費…上記1の実施に必要な経費(賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料等) 【標準型(緑の少年団枠)】 1 助成対象事業 「森林・林業の学習活動」と「森林の整備・保全等の体験活動」を併せて実施するもの。 2 補助率(補助上限額) 補助対象経費50万円までは県10/10 補助対象経費50万円を超える部分は県1/2 (上限額:1事業当たり100万円以内) ただし、企業と連携して取り組み、500人以上の参加者が見込まれる活動については、1事業の補助限度額は200万円 補助対象経費…上記1の実施に必要な経費(賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料等) 【短期型】 1 助成対象事業 活動実施が短期間で、「森林・林業の学習活動」と「森林の整備・保全等の体験活動」のいずれか又はその両方の活動を併せて実施するもの。 2 補助率(補助上限額) 補助対象経費10万円までは県10/10(上限額:1事業当たり10万円) 補助対象経費…上記1の実施に必要な経費(賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料等)		
助成等の要件	【標準型・短期型】 1 応募要件等 ・自ら企画した事業を県内で実施できること。 ・自主的かつ組織的な活動であり、事業を完遂できること。 ・営利を目的としないこと 等 【標準型(緑の少年団枠)】 1 応募要件 ・緑の少年団鹿児島県連盟に加入している緑の少年団であること。		
助成対象	集落・自治会・町村会など、第三セクター、民間企業、公益法人、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体(農協、商工会議所等)、協議会、実行委員会など		
その他補足			
予算額	14,500千円		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	環境林務部森づくり推進課緑化保護係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3394
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.pref.kagoshima.jp/ad02/kurashi-kankyo/kankyo/ondanka/shinrin/2023morino-taikenkatsudou-sien.html

事業名	里山林等の維持・再生事業(里山林の協働活動による整備)		
事業内容	地域住民が里山林の整備のための活動を実施した上で、里山林の大径化したクヌギ等の高齢木を伐採し、伐採木の一部を活用して木材の有効活用を図り、荒廃した里山林を更新・整備するもの。 ① 協働活動 地域住民が協働して行う伐採、伐採木の活用、下草刈、つる切り、歩道補修、講習会等の対象経費を補助。 ② 更新伐 森林環境を保全するため、地域活動とあわせて行うクヌギ等の高齢木の択伐、伐採木の整理等について実行経費と標準経費のいずれか低い額を定額補助。		
助成等の要件	・協働活動については里山林の保全を図るため、地域住民等が協働して行う活動であること。 ・更新伐については地域住民が「協働活動」を実施した箇所であること。		
助成対象	市町村、集落・自治会など、NPO・ボランティア団体など		
その他補足			
予算額	8,000千円		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	環境林務部森づくり推進課保安林係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3390
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	水産多面的機能発揮対策事業(H25～R7)		
事業内容	藻場・干潟等の保全活動を行う活動組織に対し、交付金を交付する。 1 支援対象 (1) 計画づくり (2) モニタリング (3) 保全活動 ・ 藻場・干潟の保全活動(藻場造成、食害生物の防除等) ・ 海浜・河川の保全活動(海岸・河川清掃等) ・ 河川生物の生態系保全(放流、石倉設置等) 2 助成内容 ・ 活動組織への交付金を交付 ・ 負担割合 国70%、県15%、市町村15%		
助成等の要件	市町長と協定を締結している活動組織であること。 ※その他にも交付対象となる要件があります。		
助成対象	その他個人、団体など		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	水産庁
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	商工労働水産部水産振興課
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3437
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.ifa.maff.go.jp/j/gvoko_gvozvo/g_thema/s_ub391.html

事業名	棚田地域等保全対策事業(H10～)		
事業内容	棚田地域等における多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図る。 ○保全活動支援事業 集落協定に基づき、住民等が行う棚田等の保全活動に要する経費の支援 1 農地等の保全活動 1地区当たり 300千円上限 2 都市住民等との連携による農地等の保全活動 1地区当たり 300千円上限		
助成等の要件	【対象の要件】農業者、地域住民等を主たる構成員とし、農地や土地改良施設の保全・利活用に係る活動を実施する組織で集落協定の締結がされていること。		
助成対象	集落・自治会等(申請は市町村を経由)		
その他補足	対象となる棚田地域等とは、主傾斜1/20以上の農地の面積が当該地域の全農地の面積の1/2以上を占める地域		
予算額	15,480千円		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	農政部農村振興課むらづくり推進係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-3108
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	中山間ふるさと・水と土保全対策事業(H5～)		
事業内容	中山間地域における農地等の適正な保全活動を通じた多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図る。 ○調査研究事業 地域住民が行う集落点検、ワークショップの実施や保全活動計画作成の支援		
助成等の要件	【対象の要件】 中山間地域及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域		
助成対象	集落・自治会等(申請は市町村を経由)		
その他補足			
予算額	9,453千円		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	農政部農村振興課むらづくり推進係
対象地域	過疎地域、特定農山村地域、振興山村地域、離島地域(奄美含む)、半島地域、その他地域	連絡先	099-286-3108
助成等の形態	その他	関連HP	

事業名	多面的機能支払交付金(H26～)		
事業内容	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援する。 (1)事業内容 ①農地維持支払 農地法面の草刈り、水路の泥上げ等 ②資源向上支払 ア 地域資源の質的向上を図る共同活動 水路、農道等の軽微な補修等 イ 施設の長寿命化のための活動 水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等 (2)負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4		
助成等の要件	① 農業者等で構成される活動組織等(上記②資源向上支払のア(共同活動)は、非農業者の参加が必要) ② 活動組織等の規約が定められていること ③ 対象農用地が存在する市町村が、原則5年間を活動期間とする事業計画を認定すること		
助成対象	その他団体等(申請は市町村を経由し、県はとりまとめ国へ申請)		
その他補足			
予算額	1,771,031千円		
集落対策関連	○	所管団体	農林水産省
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	農政部農村振興課むらづくり推進係
対象地域	農振農用地区域内 等	連絡先	099-286-3108
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

事業名	農地集積推進事業(最適土地利用推進事業)(R3～)		
事業内容	地域の重要な資源である農地等を有効活用するため、地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を策定し、その実現に必要な農用地保全のための活動、基盤整備や周辺環境を整備する取組を支援することにより、土地利用の最適化を推進する。 1. 最適土地利用推進事業 (1) 土地利用構想の概定、(2) 実証事業、(3) 土地利用構想の実現に必要な調査・計画に関する取組、(4) 省力化機械の導入、(5) 粗放的利用体制整備、(6) 農用地保全等推進員の措置 2. 最適土地利用整備事業 (1) 粗放的利用のための条件整備、(2) 農用地保全のための基盤整備、 (3) 農用地保全のための農業環境整備		
助成等の要件	交付要件は次に掲げる要件を満たすこと。 1 最適土地利用推進活動を通じて、土地利用構想を策定すること。 2 賃借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転又は農作業受委託によって本事業で整備した農用地等において5年以上耕作又は粗放的利用することが確実であること。 ただし、水稻を除く。 3 粗放的利用について、次に掲げる中から1つ以上の取組を行うこととし、検証に関する記録を整理保存し、事業評価の報告及び取組状況等の情報の提供の際に提出すること。 ア 放牧、イ 蜜源作物の作付け、ウ 緑肥作物の作付け、エ 省力作物の作付け、オ 景観作物の作付け、カ 緩衝帯整備、キ ビオトープ、ク 計画的な植林 4 事業内容欄の1の(6)を実施する場合には、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流施設の促進に関する法律(平成19年法律第48号)の農用地の保全等に関する事業を含む活性化計画を策定していること又は策定することが確実であること。 5 営農を続けて守るべき農地の整備については、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づく地域計画の策定又は策定の見込みがあること。 6 事業期間は原則として2年以上とし、5年を上限とする。		
助成対象	市町村、集落・自治会・町内会など、協議会・実行委員会など (申請は市町村を経由し、県はとりまとめ国へ申請)		
その他補足			
予算額	1,174千円		
集落対策関連	○	所管団体	農林水産省
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	農政部農村振興課農地利用推進係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-3109
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/saitekitochiriyo.html

1 6 総合対策事業

16 総合対策事業

事業名	旧市町村合併特例事業(合併推進債)(H14～)		
事業内容	合併した市町村が合併市町村基本計画に基づき広域的に行っている公共施設等の整備を支援する。 (1) 対象事業 ① 構想対象市町村の区域において、構想対象市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。)が連絡調整して一体的に実施する次に掲げる事業 - 公共施設等の整備のために行われる地方単独事業 「市町村合併支援道路整備事業について」(平成24年6月27日付け総行市第45号、総財地第131号、国都街第11号、国道環安第4号)3(1)に定める整備計画(市町村道分)に位置付けられた市町村道の整備のために行われる補助事業 「市町村合併支援地域公共ネットワーク整備事業について」(平成18年5月12日付け総行合第22号、総財地第156号、総情方第22号)3に定める整備計画に位置付けられた地域公共ネットワーク整備のために行われる補助事業 ② 構想に基づき合併した市町村が合併市町村基本計画に基づき実施する国補助事業又は地方単独事業(発行可能期間に実施設計に着手した事業を含む。) (2) 助成内容 対象事業費の90%について合併推進債を充当し、その元利償還金の40%に相当する額を、後年度において、普通交付税の基準財政需要額に算入。 なお、既存の公共施設等を廃止して行う統合施設の整備等、市町村合併による行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業については、その元利償還金の50%に相当する額を後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入。 (3) 実施期間 合併年度及びこれに続く15か年度。		
助成等の要件	合併に関連する事業であること。		
助成対象	市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	総務省自治行政局市町村課
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	総務部市町村課連携支援係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2226
助成等の形態	その他	関連HP	

事業名	旧市町村合併特例事業(合併特例債)(H11～)		
事業内容	合併市町村におけるまちづくりの計画的な実施を支援する。 (1) 対象事業 合併市町村が旧合併特例法第11条の2に規定する合併特例債をもってその財源とする次に掲げる国の補助事業又は地方単独事業 ① 市町村建設計画に基づき実施する、特に必要な事業 ② 上水道事業、下水道事業及び病院事業について、合併に伴う増嵩経費のうち特に必要と認められる経費に対する一般会計からの出資及び補助 ③ 市町村振興のための基金造成 (2) 助成内容 対象事業費の95%((1)の②及び③の事業のうち特定の財源をもってその元利償還に要する費用の財源に充てることが見込まれるものについては100%)について合併特例債を充当し、その元利償還金の70%に相当する額を後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入。 (3) 実施期間 合併年度及びこれに続く20か年度。		
助成等の要件	合併に関連する事業であること。		
助成対象	市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	総務省自治行政局市町村課
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	総務部市町村課連携支援係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2226
助成等の形態	その他	関連HP	

事業名	地域総合整備資金貸付(ふるさと融資)(H1～)		
事業内容	都道府県又は市町村が、地域振興に資する民間投資を支援するため、長期の無利子資金を融資する。 なお、ふるさと融資を行う地方公共団体は、資金調達のために地方債を発行し、その利子負担分の一部(75%)が地方交付税措置される。 ① 対象事業 地域振興につながるあらゆる分野の民間事業で、新たな雇用が見込まれること ② 対象費用 設備の取得等に係る費用 等 ③ 融資期間 5年以上20年以内(うち据置期間5年以内) ④ 貸付利率 無利子 ただし、民間金融機関の連帯保証(保証料)が必要 ⑤ 融資限度額 あり		
助成等の要件	地域振興に資するあらゆる分野の民間事業が対象となるが、以下の要件をすべて満たすことが必要。 ア 公益性、事業採算性等の観点から実施されること。 イ 事業の営業開始に伴い、事業地域内において以下の新たな雇用の確保が見込まれること。 ・都道府県から融資を受ける場合…5人以上 (再生可能エネルギー電気事業の場合…1人以上) ・市町村から融資を受ける場合…1人以上 ウ 融資下限額:100万円以上 ※ただし、以下に該当するものは、対象事業から除外。 ・第三者に売却又は分譲することを予定する施設。 ・風営法に規定する風俗営業等の用に供される施設。		
助成対象	法人格を有する民間事業者		
その他補足	国、地方公共団体が100%出資・出捐する法人及び金融業を営む者は助成対象外。 過疎地域、みなし過疎地域(旧過疎地域に限る)、離島地域、定住自立圏及び連携中枢都市圏に対して優遇措置あり		
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	総務部市町村課財務係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2231
助成等の形態	資金の貸付	関連HP	http://www.furusato-zaidan.or.jp/

事業名	過疎対策事業債(S45～)		
事業内容	過疎地域の市町村は、過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業の財源として、過疎地域持続的発展のための地方債(過疎対策事業債)を発行することができる。 ○対象事業 ① 施設整備 産業振興施設等、交通通信施設、厚生施設等、教育文化施設、自然エネルギーを利用するための施設、集落再編整備 等 ② ソフト対策事業 住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立を含む。)		
助成等の要件	過疎地域持続的発展市町村計画に基づき実施する事業であること。		
助成対象	市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	総務省
買物弱者支援関連	○		
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	総務部市町村課財務係
対象地域	過疎地域	連絡先	099-286-2231
助成等の形態	その他	関連HP	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/iichi_gvousei/c-gvousei/2001/kaso/kasomain0.htm

事業名	鹿児島県市町村振興資金貸付事業(S38～)		
事業内容	市町村(市町村の一部事務組合を含む。)が実施する各種公共施設等の整備に必要な資金の貸付けを行う。 (1) 対象事業 ① 一般資金 土木施設整備事業、農林水産施設整備事業、環境衛生施設整備事業 等 ② 地域おこし資金 地域おこしに関する事業で知事が特に必要と認めるもの (2) 貸付額 対象事業に係る市町村負担額の90%相当額		
助成等の要件	上記対象事業に該当すること。		
助成対象	市町村		
その他補足	市町村の一部事務組合を含む。		
予算額	400,000千円		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連	○		
対象事業	ハード対策	県の担当部署	総務部市町村課財務係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2231
助成等の形態	資金の貸付	関連HP	

事業名	辺地対策事業債(S37～)		
事業内容	辺地を有する市町村は、辺地法第3条第1項の規定による総合整備計画に基づいて行う事業の財源として、辺地対策事業債を発行することができる。 (1) 対象事業 次に掲げる公共的施設の整備 ① 電灯用電気供給施設 ② 道路及び渡船施設 ③ 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の児童又は生徒の通学を容易にするための自動車、渡船施設又は寄宿舎 ④ 診療施設 ⑤ 飲用水供給施設 ⑥ 以上のほか、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令第2条で定める施設 (2) 助成内容 対象事業費の100%について辺地対策事業債を充当し、その元利償還金の80%に相当する額を、後年度において、普通交付税の基準財政需要額に算入。 なお、公営企業債の対象となる施設は対象事業費の50%について辺地対策事業債を充当。		
助成等の要件	当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画に基づき実施する事業であること。		
助成対象	市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	総務省
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	総務部市町村課財務係
対象地域	辺地	連絡先	099-286-2231
助成等の形態	その他	関連HP	

事業名	地域未来交付金(地域未来推進型)		
事業内容	都道府県又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられた、地域再生法に基づく地域再生計画に認定される地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、複数年度(おおむね5か年度以内)にわたり安定的・継続的に支援する。 ○交付対象事業 以下の事業類型を対象とする。 ア ソフト事業…観光や農林水産業の振興等地方創生に資する取組など(移住・企業・就業型及びプロフェッショナル人材型の対象事業を除く)。 イ 拠点整備事業…観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備など。 ウ インフラ整備事業…ソフト事業又は拠点整備事業と組み合わせて実施されるインフラの整備など。 ○対象事業分野 各認定地方公共団体において、それぞれの地方版総合戦略に位置づけられた事業全般を対象とする。 <新規事業> ①戦略産業クラスター関連事業…「戦略産業クラスター」を目指す取組及びこれに関連する周辺的な取組 ②地域産業クラスター関連事業…「地域産業クラスター」を目指す取組及びこれに関連する周辺的な取組 ③地場産業支援関連事業…地場産業の付加価値向上や販路開拓等を支援し、地域経済の維持及び拡大を目指す取組及び これに関連する周辺的な取組 <継続事業> ①強い経済…農林水産品の輸出拡大等の農林水産分野、観光振興(DMO)等の観光分野、ITを活用した中堅・中小企業の生産性工場、新規事業化、対日投資促進等のローカルイノベーション分野等 ②豊かな生活環境…日常生活に不可欠なサービスの持続可能な提供、小さな拠点分野、若者雇用対策、ワークライフバランスの実現、コンパクト・プラス・ネットワークの推進、まちの賑わいの創出、連携中枢都市、防災等のまちづくり分野 等 ③選ばれる地方…生涯活躍のまち分野、移住促進・地方創生人材の確保・育成等の人材分野 等 ○交付率(国費) 交付金対象事業の実施に要する経費の2分の1以内。		
助成等の要件	対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定。		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足	従来の新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)利用事業については、本交付金制度において、従前の取扱いに基づき継続・変更事業として申請できる。		
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	内閣府地方創生推進事務局
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	総務部市町村課連携支援係、総合政策部総合政策課
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2340、099-286-2636
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chiikimiraikoufukin/index.html

事業名	地方創生人材支援制度(H27～)		
事業内容	地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員、大学研究者及び民間人材(デジタル専門人材、グリーン専門人材を含む)を、副市町村長や幹部職員、アドバイザー等として派遣する。 ○役割 副市町村長や幹部職員、アドバイザー等として、地方創生に関し、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載された施策(デジタル専門人材においては未来技術に関する施策、グリーン専門人材においては脱炭素に関する施策)の推進を中核的に担う。 ○派遣期間 国家公務員(常勤職)…原則2年間 大学研究者派遣(常勤職)…原則半年～2年間 大学研究者派遣(非常勤特別職)…原則半年～2年間 民間専門人材(デジタル専門人材、グリーン専門人材含む)…原則半年～2年間		
助成等の要件	以下の市町村を対象として募集する。 ① 市町村長が、地方創生について明確な考えを持ち、派遣人材を地域の変革に活用する意欲を持っていること ② 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、実施する市町村であること ③ 原則人口10万人以下(国家公務員を希望する場合のみ) ④ 派遣職員が市町村で地方創生関連施策を実施するにあたり、当該市町村の事務等について助言・サポートを行う内部調整責任者を配置すること(民間専門人材(デジタル専門人材含む)を希望する場合のみ) ⑤ 指定都市でないこと(大学研究者、民間専門人材(デジタル専門人材、グリーン専門人材含む)を希望する場合のみ)		
助成対象	市町村、都道府県(デジタル専門人材のみ)		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	内閣府地方創生推進事務局
買物弱者支援関連			
対象事業	—	県の担当部署	総務部市町村課連携支援係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2340
助成等の形態	人的支援(人材派遣など)	関連HP	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/jinzai-shien/index.html

事業名	地方創生伴走支援制度		
事業内容	各府省庁の本省職員が、これまでの職務経験等を活かして副業的に地方創生に携わり、課題を抱える中小規模の自治体に寄り添った「伴走支援」を実施する。 自治体の問題意識を踏まえ内閣官房(府)において、各府省庁の公募職員(若手～シニア)をマッチングし、「伴走支援チーム」を編成。「定期的なオンライン会議＋現地へ足を運ぶ」ことにより、「顔が見え、熱が伝わる」実効性ある支援を行う。 ○各府省庁公募職員(2～3名)で1チームを編成(職員は内閣官房・内閣府に併任する。) ○任期 1年 ○定期的なオンライン会議と現地訪問により、以下を実施。 ・課題の整理、見える化 ・課題解決に向けた視点の提示、ゴールの設定 ・関連施策や支援制度、窓口・担当者等の紹介 ・各地の好事例、優良企業や有識者の紹介 等		
助成等の要件	以下の市町村を対象として募集する。 ○地方創生に関する課題を抱える中小規模の市町村(人口10万人未満)のうち、本制度の活用を希望する市町村 (※地方創生人材支援制度その他の人事交流制度等により、令和7年度に国家公務員が出向等により当該市町村の職員として勤務することが予定されている市町村は、本制度の対象外)		
助成対象	市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	内閣府地方創生推進事務局
買物弱者支援関連			
対象事業	—	県の担当部署	総務部市町村課連携支援係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2340
助成等の形態	人的支援(人材派遣など)	関連HP	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/banso-shien/index.html

事業名	人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金交付事業(R4～)		
事業内容	公益財団法人地域社会振興財団が、栃木県から発行される地域医療等振興自治宝くじ(通称:レインボーくじ)の収益金を財源とし、各都道府県及び市町村が高齢社会対策大綱(令和6年9月13日閣議決定)のほか、こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)やデジタル田園都市国家構想総合戦略(2023改訂版)(令和5年12月26日閣議決定)などの実現に資するために行う「人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業」に対し、交付金を交付することを目的に実施している。 ＜令和8年度＞ (1) 県の申請 …… 1団体複数申請可、合計1,400万円程度まで (2) 市町村の申請 … 1団体1件まで、1件300万円程度まで、県経由で申請 ※申請団体数は上限あり、県の判断で優先順位を付す。		
助成等の要件	交付対象事業は、県及び市町村が高齢社会対策大綱等の実現に資するために行う単独事業とし、実施期間は、毎年4月1日から翌年2月28日までの単年度事業とする。(国、地方公共団体の補助金を受けている事業は対象外) 詳細は、年度ごとに作成・配布される「交付金の手引き」を参照。(募集に併せて市町村に配布)		
助成対象	県、市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	公益財団法人地域社会振興財団
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	ア 総務部財政課調整係 イ 総合政策部総合政策課 ウ 保健福祉部保健医療福祉課企画調整係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	ア 099-286-2177 イ 099-286-2636 ウ 099-286-2662
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.zcssz.or.jp/index.html

事業名	地域未来交付金(デジタル実装型)(R8～)		
事業内容	デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた取組を行う地方公共団体を支援する。 1 交付対象:地方公共団体 2 補助率:TYPE A 1/2、TYPE V 2/3、TYPE S 3/4		
助成等の要件	(TYPE A/V共通要件) - デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む。 - デジタルを活用したサービスを地域・暮らしに実装する取組。 - 交付対象事業費が100万円を上回る事業。 (TYPE A要件) - 他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービスを活用して、迅速に横展開する取組。 - 導入したデジタルサービスを公共団体職員と地域住民等が利用し、直接裨益がもたらされる。 - 事業成果を複数年度に渡って計測するKPIを設定。 (TYPE V要件) - 複数の自治体が必要なツールを共同で調達・利用する取組であって、(デジタル庁が地方公共団体に提供又は推奨するシステム又はサービス(デジタル公共財)を活用して行われる取組)又は(地方創生2.0の趣旨に則り、新技術等を活用したデジタル庁が先駆的と認める取組であること) (TYPE S要件) - 将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤や持続可能な行財政基盤につながる見込みのあるものとして、デジタル行財政改革事務局がコミットし、当該団体のフィールドを活用し、先導的な取組として後押しする価値があると判断できるもの。 - 利用者起点に加え業務効率化や財政改革の観点でKPI設定、モニタリング、効果測定を行い報告。 - コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制を確立。		
助成対象	地方公共団体		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	内閣府
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト・ハード	県の担当部署	総合政策部デジタル推進課デジタル行政推進班
対象地域	⑩	連絡先	099-286-2388
助成等の形態	①	関連HP	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/policy/policy1.html

事業名	過疎地域持続的発展支援交付金(過疎地域集落再編整備事業(H23～))		
事業内容	過疎市町村が実施する過疎地域における集落再編を図る取組を支援する。 【事業の種類】 1 集落等移転事業(集落移転タイプ、へき地点在居住移転タイプ) 2 定住促進団地整備事業 3 定住促進空き家活用事業 4 季節居住団地整備事業 【交付率】 1/2以内		
助成等の要件	1 集落等移転事業 (1) 集落移転タイプ 次のいずれかの条件を満たす集落であること。 ・ 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難であること ・ 交通条件が悪く、人口が著しく減少していること ・ 交通条件が悪く、高齢化が著しいこと 等 (2) へき地点在居住移転タイプ ・ 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に存する住居であること ・ 全体として移転戸数が3戸以上であり、移転先において団地を形成すること 等 2 定住促進団地整備事業 ・ 地域における定住を促進するための住宅団地を整備するものであること ・ 5戸以上が団地を形成すること 3 定住促進空き家活用事業 ・ 地域における定住を促進するため当該市町村内に点在する空き家を有効活用し、住宅を整備すること ・ 整備する空き家の戸数が3戸以上であること 等 4 季節居住団地整備事業の要件 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に存する住居であること 等 【選定方法】 応募書類に基づき、総務省地域力創造グループ過疎対策室が選定する。必要に応じてヒアリングを実施。 【評価項目】 以下の項目をもとに、総合的に評価を行う。 1 必要性 2 実現性		
助成対象	市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	総務省地域力創造グループ過疎対策室
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	過疎地域	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	過疎地域持続的発展支援交付金(過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業(H24～))		
事業内容	基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(「小さな拠点」)において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援する。 【対象事業】 集落ネットワーク圏において、地域運営組織等が住民や各種団体との話合いの結果に基づき作成した、地域の目指すべき将来像とその実現に向けた方策に係る計画(活性化プラン)に基づき取り組む事業。 【交付額】 1事業あたり1,500万円以内 下記事業については限度額を上乗せ ① 専門人材を活用する事業(+500万円) ② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円) ③ 上記(①+②)併用事業(+1,500万円)		
助成等の要件	【選定方法】 外部有識者による審査を行い、その審査結果(評価)を踏まえ総務省地域力創造グループ過疎対策室において総合的に判断し選定。 【評価項目】 1先進性 2市町村主体性 3住民主導性 4実現性 5継続性 6実効性 7適格性		
助成対象	地域住民自らが主体となって、地域住民や地元事業体との話合いの下、それぞれの役割分担を明確にしながら、集落ネットワークにおいて、生活サービスの提供などの地域課題の解決に向けた取組を持続的に行う「地域運営組織等」		
その他補足	対象地域に準ずる地域と総務大臣が認める地域		
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	総務省地域力創造グループ過疎対策室
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	過疎地域、特定農山村地域、振興山村地域、離島地域(奄美含む)、半島地域、辺地、その他地域	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/iichi_gvousei/c-gvousei/2001/kaso/kasomain4.htm

事業名	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業(R2～)		
事業内容	特定地域づくり事業とは、地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するためのマルチワーカー(季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事)に係る労働派遣事業。 【財政支援】 ・組合運営費の1/2を市町村が財政支援 ・対象経費は、職員派遣人件費(上限450万円/年・人)、事務局運営費(上限670万円/年)		
助成等の要件	【対象地域】 過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域または、過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域 【対象団体】 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合 【対象事業】 マルチワーカーの労働派遣事業 等		
助成対象	その他個人・団体など(中小企業等協同組合法に基づく認可を受けた事業協同組合)		
その他補足	中小企業等協同組合法に基づく組合の資格については、個人・法人を問わないが、法人格をもたない団体は組合員にはならない。		
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	総務省地域力創造グループ地域自立応援課
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	過疎地域 等	連絡先	099-286-2424
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/iichi_gvousei/c-gvousei/tokutei_chiiki-dukuri-iigyou.html

事業名	集落支援員制度(H20～)		
事業内容	地域の实情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体から委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施。		
助成等の要件	地方自治体に対し、支援員1人あたり500万円を上限(他の業務との兼任の場合、1人あたり40万円を上限)に特別交付税措置		
助成対象	市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	総務省地域力創造グループ過疎対策室
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	その他	関連HP	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/iichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03000070.html

事業名	地域おこし協力隊制度(H21～)		
事業内容	都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。 隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。		
助成等の要件	地域おこし協力隊に取り組む自治体に対し、次に掲げる経費について、特別交付税措置 【隊員の活動期間中】 1 地域おこし協力隊員の活動に要する経費:550万円/隊員1人を上限 ・ 報償費等:350万円/隊員1人を上限(最大450万円まで支給可能。その場合も550万円が上限) ・ その他の経費:200万円/隊員1人を上限(活動旅費、消耗品費、事務的経費、研修等経費等) 2 地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費(R5～):200万円/1団体を上限 【隊員の任期終了後】 3 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費:100万円/1人を上限 ・ 任期2年目から任期終了後3年以内の起業又は事業承継が対象。 ・ 起業の場合は1人以上の新規雇用、事業承継の場合は承継する事業に係る雇用数の維持を行った場合は上限200万に 拡充 4 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費:措置率0.5 【隊員の募集・受入】 5 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費:350万円/1団体を上限 6 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費:100万円/1団体を上限 7 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費: 100万円/1団体を上限(※1)、1.2万円/1人・1日を上限(※2) (※1)団体のプログラム作成等に要する経費、(※2)参加者の活動に要する経費		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	総務省地域力創造グループ地域自立応援課
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	過疎地域、振興山村地域、離島地域(奄美含む)、半島地域	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	その他	関連HP	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/iichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html

事業名	地域プロジェクトマネージャー制度		
事業内容	地方公共団体が重要プロジェクトを実施する際に、外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組むことが不可欠であり、市町村が、関係者間を橋渡ししつつプロジェクトをマネジメントできる「ブリッジ人材」について、「地域プロジェクトマネージャー」として任用できる制度。		
助成等の要件	【地域要件】 ・3大都市圏内又は3大都市圏外都市地域から、条件不利地域へ住民票を異動（地域おこし協力隊と同様） ・ただし、現地在住の地域おこし協力隊経験者や地域活性化起業人経験者を任用する場合には移住は求めない。 【地方財政措置】 ・地域プロジェクトマネージャーの報償費等：680万/人 ・1市町村あたり2人、1人あたり3年間を上限		
助成対象	市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	総務省地域力創造グループ地域自立応援課
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	過疎地域、振興山村地域、離島地域(奄美含む)、半島地域	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	その他	関連HP	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/iichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_04000210.html

事業名	地域活性化起業人制度		
事業内容	都市部に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置。		
助成等の要件	【企業派遣型】 ○要件 ・自治体と企業が協定を締結 ・受入自治体区域内での勤務日数が月の半分以上など ○特別交付税 ① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5） ② 受入れの期間中に要する経費（上限610万円/人）※R8年度から引き上げ ③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5） 【副業型／シニア型（退職した個人）】 ○要件 ・自治体と企業に所属する社員または所属していた個人が契約を締結 ・勤務日数・時間月4日以上かつ月20時間以上 ・受入自治体における滞在日数は月1日以上など ○特別交付税 ① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5） ② 受入れの期間中に要する経費（報償費等上限100万円/人＋旅費上限100万円/人（合計の上限200万円/人）） ③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）		
助成対象	市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	総務省地域力創造グループ地域自立応援課
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域		連絡先	099-286-2428
助成等の形態	その他	関連HP	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/iichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03100070.html

事業名	ふるさとづくり大賞(S58～)		
事業内容	全国各地で、それぞれのところをよせる地域「ふるさと」をより良くしようと頑張る団体、個人を表彰することにより、ふるさとづくりへの情熱や想いを高め、豊かで活力ある地域社会の構築を図る。 【表彰の種類】 1 団体表彰：ふるさとをより良くしようと尽力した団体(地方自治体以外)を表彰する。 2 地方自治体表彰：ふるさとをより良くしようと尽力した地方自治体を表彰する。 3 個人表彰：ふるさとをより良くしようと尽力した個人を表彰する。 4 最優秀賞(内閣総理大臣賞)：上記1～3のうち最も優れた1団体(個人)を表彰する。 5 その他： 上記のほか、団体(地方自治体を含む)、個人を問わず、特定の分野において、特に顕著な業績がある場合、今後より一層の発展が望まれる取組を特に奨励する必要がある場合等に、優秀賞・奨励賞などを授与して特別に表彰することがある。		
助成等の要件	【審査基準】 1 先進性・独自性(先進的な取組、ユニークさ、創意工夫等) 2 継続性(活動の継続、効果や実績の定着等) 3 発展性(規模の拡大や内容の多様化、他地域への波及等) 4 自主性(自主的・主体的な取組等) 5 協働性・連携性(住民と行政の協働、住民との連携等) 6 効果(住民の満足度、地域経済の活性化、雇用の創出等) 7 その他(各表彰の種類に関しての優れた功績等) ※審査基準のすべての条件を満たす必要はない。 ※表彰の種類や事業の性格により、選定に際し審査基準の適用が異なることもある。		
助成対象	民間団体等(公益法人、NPO、ボランティア団体、住民組織、地域運営組織、企業等) 地方地自治体(地域自治区、一部事務組合、広域連合、試験研究機関を含む) 個人		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	総務省地域力創造グループ地域振興室
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	表彰制度	関連HP	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/iichi_gyousei/c-gyousei/hyousyou.html

事業名	地域づくり表彰(S59～)		
事業内容	創意と工夫を活かした地域づくりを通して、個性ある地域の整備・育成に注目すべき功績があった優良事例(取組、活動)を表彰し、広報することで、地域づくりの知恵の共有化を図る等により、地域づくり活動の活性化・推進を図る。 【表彰の種類】 1 国土交通大臣賞 地域づくりの観点で、極めて高く評価できるもの 2 全国地域づくり推進協議会会長賞 地域主体の地域づくりの観点で、高く評価できるもの 3 全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム賞 二地域居住等の促進の観点で、高く評価できるもの 4 国土計画協会賞 国土の形成や関係人口の創出等、国土政策の観点から、高く評価できるもの 5 日本政策投資銀行賞 地域経済の発展等の地域づくりの観点から、高く評価できるもの 6 審査員特別賞 地域づくり奨励の観点から、審査会において表彰することが適切と認められるもの		
助成等の要件	評価基準 1 活動の広がり(活動が内部に留まらず、地域内あるいは地域外に広く展開されているか) 2 持続可能性(活動が一過性のものでなく、次につながるあるいは新たな取組につながるか) 3 地域資源の活用ぶり(歴史、文化、街並み、産品、まつり等、当地ならではの資源の活用ぶり) 4 創意工夫(活動の進め方、しくみ、サービス、取組形態、ビジネスモデル等の創意工夫) 5 目に見える成果(入込客数・売上等の定量的、あるいは、インパクト・露出先等の定性的なもの) 6 その他のアピール点(今まであるいは他の取組と異なる点、長所、課題の克服ぶり等)		
助成対象	自治会、NPO、地方自治体(市区町村、都道府県)、民間企業、任意の法人、特定のプロジェクトの事務局、複数の主体からなる協議会・連絡会、学校、部活、個人等		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	国土交通省国土政策局地方振興課
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	表彰制度	関連HP	http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000020.html

事業名	買物弱者支援促進事業		
事業内容	新たな買物弱者支援の検討や住民ニーズに対応した移動販売等の買物弱者対策の導入支援に取り組む市町村への助成を行う。		
助成等の要件	【補助対象事業】 (1)市町村が買物弱者支援を検討するための事業 [補助率]1/2以内 [上限額]500千円 (2)買物弱者対策の導入や拡充等に取り組むための事業 ア 市町村が「商品を近くに届ける」買物弱者対策に取り組む事業者等に対して行う補助事業 [補助率]市町村が事業者等に対して補助する額の1/2以内 [上限額]1,000千円 イ 市町村が買物支援サービス等の情報発信のために行うシステムを構築する事業 [補助率]1/2以内 [上限額]1,000千円 【対象地域】 上記(1)及び(2)アについては、市町村長が鹿児島県買物アクセスマップ(令和5年3月)及び地域の実情を踏まえ、買物弱者支援が必要と認める地域(買物アクセス困難地域)への支援を要件とする。		
助成対象	市町村		
その他補足			
予算額	5,500千円		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連	○		
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	その他地域 (上記「助成等の要件」参照)	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.pref.kagoshima.jp/ac06/kaimono-shien.html

事業名	地域振興推進事業(H20～)		
事業内容	一般枠 地域固有の課題解決や地域活性化策に迅速かつ柔軟に取り組むための事業 特別枠 将来の鹿児島の発展につながるような事業		
助成等の要件			
助成対象	市町村、集落・自治会・町村会など、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体(農協、商工会議所等)、協議会、実行委員会など		
その他補足	各地域振興局・支庁主体で実施する事業も対象		
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県(各地域振興局・支庁)
買物弱者支援関連	○		
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	半島特定地域「元気おこし」事業(H8～)		
事業内容	半島地域の中でも特に交通基盤の整備の遅れ、人口減少、若年層の減少など地理的、社会的に厳しい条件下にある半島先端部地域の観光・交流促進対策や定住促進対策などの自主的な取組を支援し、半島先端部地域の活性化を図る。 ○観光交流促進対策 …観光・交流施設の整備、地域情報発信機能の整備等 ○定住促進対策 …定住促進住宅の整備、学校環境の整備等 ○産業振興対策 …特産品加工施設の整備等 ○広域的交流・連携促進(ソフト)対策 …イベント・物産展等の共同開催、広域観光ルートの共同開発等		
助成等の要件	原則として、国庫補助事業等では事業採択が困難な事業。 また、過疎計画、半島振興計画及び市町振興計画などの趣旨に沿った事業		
助成対象	市町村、協議会、実行委員会など		
その他補足	対象地域 ・南さつま市(旧笠沙町、旧大浦町、旧坊津町) ・肝付町(旧内之浦町) ・錦江町 ・南大隅町		
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連	○		
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	半島地域	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	地方創生アドバイザー事業(H3～)		
事業内容	市町村等が地域社会の活性化を推進するため、適切な助言を行う各分野の専門家等(以下「アドバイザー」という)を招聘して実施する自主的、主体的、継続的な地域づくり活動に支援を行う。 1 対象事業 助成対象団体が地域の活性化を推進するためにアドバイザーを招聘して指導若しくは助言を受ける事業又は研修等を開催する事業で、テーマに具体性のあるもの 2 助成内容 (1) 対象経費 謝金(アドバイザー1人1回につき10万円まで)、交通費、宿泊費の実費分(アドバイザー1人1泊につき19,000円まで) (2) 助成限度額は合計20万円 (3) 助成額は対象経費の100%以下		
助成等の要件			
助成対象	市町村、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	一般財団法人地域活性化センター
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.icrd.jp/support/subsidy/chihousousei/

事業名	地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業(H27～)		
事業内容	「地方創生」に向けて、市町村または地域団体等が自主的・主体的に実施する自治体・地域・集落の消滅可能性の危機打開等に向けた事業に対する支援を行う。		
助成等の要件	1 助成対象事業 将来的な地域の消滅可能性危機を回避することを目的に、自治体や地域団体等が住民と共に実施する事業とし、次の基準に適合するもの (1) 助成対象団体、もしくは地域団体等が自主的・主体的に実施するもの (2) 事業展望が明確であり、助成終了後も継続・発展して実施されると認められるもの (3) 他に国の補助金の交付を受けていないこと 2 事業区分 (1) 地方創生人材育成伴走型支援事業(助成上限額:150万円) センターと連携協定の締結等により密接な関係があり、かつ、地方創生及び地域づくりの推進に貢献できる人材を育成するための具体的な実行計画を策定し、センターの承認に基づき実施するもの。 (2) 地域経済循環分析事業(助成上限額:200万円) センター役職員の助言を受けて地域経済の循環構造に係る分析(原則として地域経済の生産・分配・支出の三側面のうち複数の側面から分析を実施するもの)を行うとともに、その結果に基づき地域経済の活性化に向けた施策の方向性案を検討するもの。 (3) 一般事業(上限額:助成150万円) 以下に掲げる要素を含む(1つ又は複数)もの ア 集落の維持活性化、コミュニティビジネスによる小さな地域経済循環の創造 イ 子ども・女性・若者・シニア等が活躍する地域づくり ウ 食料・エネルギーの地産地消等、地域内支え合いの仕組みづくり エ その他、地方創生に向けた地域ぐるみの取組 3 助成対象経費 助成対象団体が実施する事業費、または事業を実施する地域団体等に対して助成対象団体が行う補助に要する経費 4 助成金額:助成対象経費の100%以下		
助成対象	1 市町村 2 広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	一般財団法人地域活性化センター
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.icrd.jp/support/subsidy/support/

事業名	コミュニティ助成事業(一般コミュニティ助成事業)(S53～)		
事業内容	一般財団法人自治総合センターは、宝くじの社会貢献広報事業として、要綱に定めるところにより助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。 住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に関する事業に対し助成を行う。 助成金は、1件につき100万円から250万円(10万円単位)を助成する。 詳細については、下記の関連HP参照。		
助成等の要件	1 事業実施主体は、市町村又は市町村が認めるコミュニティ組織とする。 2 事業実施主体が市町村以外となる場合は次の要件を満たすことができること。 (1) 申請時点で、事業実施主体が設立されていること。 (2) 規約が提出できること。 (3) 前年度の事業計画及び予算書が提出できること 3 事業実施主体1団体あたり、申請は1件(コミュニティ助成事業中)に限るものとする。ただし、事業実施主体が市町村となる場合は、各事業につき1件に限るものとする。 4 助成対象事業は、国の補助金及び地方債を充当していないもので、当該年度内に実施・完了する事業とする。 5 助成対象経費は、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に要する経費。ただし、建築物、消耗品費は対象外とする。		
助成対象	市町村、集落・自治会・町村会など		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	一般財団法人自治総合センター
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課計画調整係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2424
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.jichi-sogo.jp/lottery/community

事業名	コミュニティ助成事業(コミュニティセンター助成事業)(S53～)		
事業内容	一般財団法人自治総合センターは、宝くじの社会貢献広報事業として、要綱に定めるところにより助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。 住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)の建設整備等に関する事業に対し助成を行う。 助成金は、1件につき対象となる総事業費の5分の3以内に相当する額(ただし、2,000万円を限度。10万円単位)を助成する。 詳細については、下記の関連HP参照。		
助成等の要件	1 事業実施主体は、市町村又は市町村が認めるコミュニティ組織であること。 2 事業実施主体が市町村以外となる場合は次の要件を満たすことができること。 (1) 申請時点で、事業実施主体が設立されていること。 (2) 規約が提出できること。 (3) 前年度の事業計画及び予算書が提出できること。 3 事業実施主体1団体あたり、申請は1件(コミュニティ助成事業中)に限るものとする。ただし、事業実施主体が市町村となる場合は、各事業につき1件に限るものとする。 4 助成対象事業は、国の補助金及び地方債を充当していないもので、当該年度内に実施・完了する事業とする。 5 助成対象経費は、コミュニティ活動推進のために、必要な施設の建設又は大規模修繕に要する経費とその施設に必要とされる備品(一般コミュニティ助成事業との併用は不可)に要する経費。 ただし、土地の取得、既存施設等の修理等、既存施設の撤去、外構に要する経費は対象外とする。		
助成対象	市町村、集落・自治会・町村会など		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	一般財団法人自治総合センター
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課計画調整係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2424
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.jichi-sogo.jp/lottery/community

事業名	コミュニティ助成事業(地域づくり助成事業)(H23～)		
	一般財団法人自治総合センターは、宝くじの社会貢献広報事業として、要綱に定めるところにより助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するもの。 (ア) 共生の地域づくり助成事業 地域の創意工夫により、地域の実情に応じて、子ども、女性、高齢者、障がい者、外国人など全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な設備等の整備に関する事業又はソフト事業に対し助成を行う。 助成金は、ハード事業1件につき1,000万円を限度とする。ただし、ソフト事業の場合には500万円を限度とする。 (イ) 活力ある地域づくり助成事業 地域の活性化に資するため、地域資源の活用や広域的な連携を目的として実施する特色あるソフト事業に対し助成を行う。 助成金は、一件につき200万円を限度とする。 詳細については、下記の関連HP参照。		
助成等の要件	1 事業実施主体は、市町村とする。ただし、(イ)のソフト事業の場合は、市(区)町村、広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会、実行委員会等とする。 2 事業実施主体1団体あたり、申請は1件(コミュニティ助成事業中)に限るものとする。 ただし、事業実施主体が市町村となる場合は、各事業につき1件に限るものとする。 3 助成対象事業は、国の補助金及び地方債を充当していないもので、当該年度内に実施・完了する事業とする。 4 助成対象経費は、地域づくりに要する経費。ただし、用地取得に要する経費は対象外とする。		
助成対象	(ア)市町村、(イ)市町村、集落・自治会・町村会など		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	一般財団法人自治総合センター
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課計画調整係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2424
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.iichi-sogo.jp/lottery/community

事業名	コミュニティ助成事業(青少年健全育成助成事業)(S53～)		
事業内容	一般財団法人自治総合センターは、宝くじの社会貢献広報事業として、要綱に定めるところにより助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。 この事業は、青少年の健全育成に資するため、主として親子で参加する(スポーツ・レクリエーション活動に関する事業、文化・学習活動に関する事業、その他コミュニティ活動のイベント等に関する事業)ソフト事業。 助成金は、1件につき30万円から100万円(10万円単位)を助成する。 詳細については、下記の関連HP参照。		
助成等の要件	1 事業実施主体は、市町村又は市町村が認めるコミュニティ組織であること。 2 事業実施主体が市町村以外となる場合は次の要件を満たすことができること。 (1)申請時点で、事業実施主体が設立されていること。 (2)規約が提出できること。 (3)前年度の事業計画及び予算書が提出できること 3 事業実施主体1団体あたり、申請は1件(コミュニティ助成事業中)に限るものとする。 ただし、事業実施主体が市町村となる場合は、各事業につき1件に限るものとする。 4 助成対象事業は、国の補助金及び地方債を充当していないもので、当該年度内に実施・完了する事業とする。 5 助成対象経費は、青少年健全育成助成事業のソフト事業に要する経費。 ただし、備品は対象外とする。		
助成対象	市町村、集落・自治会・町村会など		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	一般財団法人自治総合センター
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課計画調整係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2424
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.iichi-sogo.jp/lottery/community

事業名	シンポジウム助成事業(H9～)		
事業内容	一般財団法人自治総合センターが、要綱に定めるシンポジウムの事業を実施する者(以下「助成対象事業者」)に助成を行うことにより、活気に満ちた地域社会づくりの推進を図るもの。 助成金は、1事業につき300万円(10万円単位、単位未満切り捨て)を限度として助成する。 詳細については、下記の関連HP参照。		
助成等の要件	1 助成対象事業 (1) 助成対象事業は、地方公共団体企画のシンポジウムとし、その内容はパネルディスカッション(必須)、基調講演、事例発表、展示会等とする。 (2) 助成対象事業のテーマは任意のものとするが、地域住民等広く一般の者が参加できるものであること。 (3) 助成対象事業は、国の補助金の交付を受けない事業で、助成金の交付決定があった年度に完了するものであること。 2 助成対象事業者：都道府県もしくは市町村 3 実施の条件 (1) 主催者：助成対象事業者、実行委員会及び自治総合センターとする。 (2) 後援：助成対象事業者の希望により、総務省を後援団体とすることができる。 (3) 会場及び入場料：公立の文化施設その他適切な施設とし、入場料は無料とする。 (4) 参加者：地方公共団体の担当者及び関係者並びに参加を希望する地域住民等広く一般の者の参加ができるようにする。		
助成対象	都道府県、市町村、協議会、実行委員会など		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	一般財団法人自治総合センター
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課計画調整係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2424
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.jichi-sogo.jp/ecoactivity/02-2

事業名	特定離島ふるさとおこし推進事業(H2～)		
事業内容	本県の離島の中でも特に自然条件等が厳しい小規模離島及び離島の属島を対象として、産業の振興、生活基盤の整備、ソフト対策等住民生活に密着したきめ細かな諸事業を総合的に実施することにより、各島の活性化を図る。 (1) 対象事業 「産業の振興」、「生活基盤の整備」、「離島広域活性化事業」、「みんなの参加・島づくり対策(ソフト対策)」に資する事業のうち、別途定めるもの。 (2) 助成内容(補助率) ハード事業:7～8/10以内(家畜貸付は10/10) ソフト事業:7/10(農協、漁協等の団体が事業主体になる場合には、別途規定あり)		
助成等の要件	(1) 国庫補助事業として、補助の採択基準上、採択されない事業(原則) (2) 市町村の財政力から判断して、市町村単独では実施が困難な事業等		
助成対象	市町村		
その他補足	特定離島地域19島(竹島、硫黄島、黒島、口之島、中之島、平島、諏訪之瀬島、悪石島、小宝島、宝島、上甕島、中甕島、下甕島、獅子島、口永良部島、加計呂麻島、請島、与路島、桂島)		
予算額	900,000千円		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	総合政策部離島振興課離島振興係
対象地域	離島地域(奄美含む)	連絡先	099-286-2445
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	離島活性化交付金事業(H25～)		
事業内容	離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図ると共に、地域間の交流を促進し、もって居住する者のない離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進等のための事業を実施し、離島の振興を図ることを目的とする。 1 対象事業 (1)定住促進事業、(2)交流促進事業 2 助成内容 補助率:1/2以内 (民間団体の場合:1/3以内)(特定有人国境離島地域の輸送費支援:6/10以内)		
助成等の要件	・離島地域の発展、活性化に寄与するもの。 ・事業の実施に当たって、地域住民の十分な協力を得られるもの。 ・既存施設の有効利用に努めるなど、事業費は必要最小限のものとなるように考慮された事業。		
助成対象	都道府県、市町村等		
その他補足	離島振興対策実施地域20島(獅子島、桂島、上甑島、中甑島、下甑島、新島、種子島、馬毛島、屋久島、口永良部島、竹島、硫黄島、黒島、口之島、中之島、諏訪之瀬島、平島、悪石島、小宝島、宝島)		
予算額	381,219千円		
集落対策関連		所管団体	国土交通省国土政策局離島振興課
買物弱者支援関連	○		
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部離島振興課離島振興係
対象地域	離島地域(奄美以外)	連絡先	099-286-2445
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	離島広域活性化事業(R5～)		
事業内容	離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、もって居住する者のない離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、離島相互間や本土との人の往来又は物資の流通を活性化する観点から、一の離島を超える広域的な地域の活性化を図ることが重要となっていることにかんがみ、離島の広域的な地域活性化のための基盤整備等を総合的に推進し、離島の振興を図ることを目的とする。 1 対象事業 (1)定住促進事住宅整備事業、(2)定住誘因施設整備事業、(3)流通効率化関連施設整備事業、(4)定住基盤強化事業 2 助成内容 補助率:1/2以内 (民間団体の場合:1/3以内)		
助成等の要件	離島活性化交付金等事業計画に位置づけられている事業		
助成対象	都道府県、市町村等		
その他補足	離島振興対策実施地域20島(獅子島、桂島、上甑島、中甑島、下甑島、新島、種子島、馬毛島、屋久島、口永良部島、竹島、硫黄島、黒島、口之島、中之島、諏訪之瀬島、平島、悪石島、小宝島、宝島)		
予算額	82,950千円		
集落対策関連		所管団体	国土交通省国土政策局離島振興課
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	総合政策部離島振興課離島振興係
対象地域	離島地域(奄美以外)	連絡先	099-286-2445
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	奄美群島成長戦略推進交付金事業(H26～)		
事業内容	奄美群島の自立的発展を図るため、市町村等による地域の裁量に基づく施策の展開を支援する交付金を交付する。		
助成等の要件	(交付対象事業) 1 農林水産業の振興に関する事業 2 情報通信業における新たな事業機会の創出に関する事業 3 観光旅客の来訪及び滞在の促進に資する事業 4 製造業の振興に関する事業 5 自然環境の保全及び再生に関する事業 6 教育及び文化の振興に関する事業 7 関係人口の拡大及び移住の促進に関する事業 8 その他、奄美群島の特性に応じた産業の振興又は奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する事業で次に掲げる事業 (1) 防災対策の推進に関する事業 (2) 医療の確保に関する事業 (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者等への利子補給金(令和3年度の借入に限る。)に関する事業 (4) 創業・事業拡大を行う事業者(農林水産業・観光業)への利子相当額の補助に関する事業		
助成対象	市町村等		
その他補足			
予算額	958,214千円		
集落対策関連		所管団体	国土交通省国土政策局特別地域振興官
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	総合政策部離島振興課奄美振興係
対象地域	奄美地域	連絡先	099-286-2450
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	特定有人国境離島振興対策事業(H29～)		
事業内容	特定有人国境離島地域の地域社会の維持のため、輸送コストの軽減、滞在型観光の促進、雇用機会の拡充に係る取組を支援する。 1 対象事業 ① 輸送コスト支援事業 ② 雇用機会拡充事業等 ③ 滞在型観光促進事業等 2 助成内容 交付率:5/10～6/10以内(国費)		
助成等の要件	特定有人国境離島地域の地域社会の維持を図るために定める都道県計画に基づく事業		
助成対象	市町村		
その他補足	特定有人国境離島地域17島(上甑島、中甑島、下甑島、種子島、馬毛島、屋久島、口永良部島、竹島、硫黄島、黒島、口之島、中之島、諏訪之瀬島、平島、悪石島、小宝島、宝島)		
予算額	384,000千円		
集落対策関連		所管団体	内閣府総合海洋政策推進事務局
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部離島振興課離島振興係
対象地域	離島地域(奄美以外)	連絡先	099-286-2445
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	離島漁業再生支援交付金(H17～)		
事業内容	離島漁業の再生や特定有人国境地域における雇用拡充を図るため、共同で漁場の生産力の向上に関する取組などを行う離島の漁業集落、新たな漁業・水産物直売・漁家民宿などを行う民間事業者等に対し支援を行う。 1 対象事業 (1) 漁場の生産力の向上と利用に関する話し合い (2) 漁場の生産力の向上に関する取組 (3) 漁業の再生に関する実践的な取組 (4) 離島の新規就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組 (5) 特定有人国境離島地域の漁業集落が行う雇用機会の拡充を図るための取組 2 助成内容 ・ 漁業集落への交付金を交付 ・ 負担割合は事業内容によって異なる。		
助成等の要件	離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法等で規定される離島に存在し、市町村が策定する「離島漁業集落活動促進計画」に基づいて、集落協定を締結した集落であること。 ※その他にも交付対象となる要件があります。		
助成対象	その他個人、団体など		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	水産庁
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策((5)についてはハード対策含む)	県の担当部署	商工労働水産部水産振興課
対象地域	離島地域(奄美含む)	連絡先	099-286-3439
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.ifa.maff.go.jp/j/bousai/gvoson/ritoukoufukin/index.html

事業名	農山漁村地域整備交付金(漁業集落環境整備事業)(S53～)		
事業内容	漁港の安全対策及び環境向上に必要な施設を整備するとともに漁業集落の環境整備を実施することによって、漁港における景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成し、併せて安全性及び作業効率の向上等に資するとともに、漁村の防災対策や漁港・漁場の水域環境の保全・回復を図り、もって、水産業及び漁村の健全な発展に資するものである。 1 対象事業 漁業集落環境整備事業 ア 衛生管理施設… 漁業集落排水施設、水産飲雑用水施設、地域資源活用基盤整備、用地整備、特認事業 イ 防災関連施設… 漁業集落道整備、防災安全施設整備、緑地・広場施設整備、土地利用高度化再編整備、用地整備、特認事業 2 助成内容 市町村営事業 ・ 集落排水： 【本土】国1／2、市町村0.50(県交付金0.10)、【離島】国1／2、市町村0.50(県交付金0.125)、 【奄美】国1／2、市町村0.50(県交付金0.14125) ・ 生活環境： 【本土】国1／2、県0.10、市町村0.40、【離島】国1／2、県0.125、市町村0.375、 【奄美】国1／2、県0.14125、市町村0.35875 (集落環境の集落排水負担は、交付金で措置する率である。ただし、平成15年度からの新規地区については市町村の財政力指数に応じて補正がなされる。)		
助成等の要件	漁業集落環境整備事業 ・ 漁業者又はその他住民、市町村及び漁業団体等の意欲が高いこと。 ・ 漁業依存度又は漁家比率が第1位の漁業集落であること(ア)。 ・ 漁業集落排水施設のみを整備する場合は、(ア)に代えて、漁港及び漁場環境の保全のため、水質汚濁の防止を図る必要性が特に高い水域に面する集落も可。 ・ 対象集落の規模は、人口が300人以上5,000人以下(漁業集落排水施設整備については、100人以上5,000人以下)の規模であることとする。 (ただし、離島、辺地、山村、過疎、奄美については、人口が50人以上5,000人以下) ・ この事業の総事業費は3,000万円以上とする。		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	商工労働水産部漁港漁場課計画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3456
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	漁村整備事業(R3～)		
事業内容	水産業の振興と水産物の安定的供給の確保を図るためには、水産業の持続的発展の基盤たる役割を果たしている漁村インフラの強靱化等を推進していく必要があるため、漁業集落及び漁港の環境整備を実施し、水産業及び漁村の健全な発展に資するものである。 1 対象事業 漁村整備事業 (1)調査・計画事業 次項で整備を行う施設の再編・集約、ICTの導入等の検討、漁村インフラの強靱化に必要な事前調査及び計画の策定並びに、これらを検証するためのモニタリング (2)漁業集落環境施設及び漁港環境整備施設の整備 ①漁業集落排水施設整備 ②水産飲雑用水施設整備 ③漁業集落道整備 ④防災安全施設整備 ⑤緑地・広場施設整備 ⑥用地整備 2 助成内容 市町村営事業 ・漁業集落排水施設整備 【本土】国1/2、市町村0.50(県交付金0.10)、【離島】国1/2、市町村0.50(県交付金0.125)、 【奄美】国1/2、市町村0.50(県交付金0.14125) ・その他の施設整備 【本土】国1/2、県0.10、市町村0.40、【離島】国1/2、県0.125、市町村0.375、 【奄美】国1/2、県0.14125、市町村0.35875 (集落環境の集落排水県負担は、交付金で措置する率である。ただし、平成15年度からの新規地区については市町村の財政力指数に応じて補正がなされる。)		
助成等の要件	漁村整備事業 ・漁業者又はその他住民、市町村及び漁業団体等の意欲が高いこと。 ・漁業依存度又は漁家比率が第1位の漁業集落であること(ア)。 ・漁業集落排水施設のみを整備する場合は、(ア)に代えて、漁港及び漁場環境の保全のため、水質汚濁の防止を図る必要性が特に高い水域に面する集落も可。 ・対象集落の規模は、人口が300人以上5,000人以下(漁業集落排水施設整備については、100人以上5,000人以下)の規模であることとする。 (ただし、離島、辺地、山村、過疎、奄美については、人口が50人以上5,000人以下) ・この事業の総事業費は3,000万円以上とする。		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	商工労働水産部漁港漁場課計画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3456
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	かごしまの農業未来創造支援事業(R4～)		
事業内容	本県の農業の未来を担う新規就農者を確保・育成するため、就農後の機械・施設等の導入を支援するとともに、地域の特性を生かした営農確立に向け共同利用のための機械等の導入や小規模なかんがい排水等の整備を支援する。 1 新規就農者育成対策 (1) 事業内容: 機械・施設等の取得・改良又はリース、家畜の導入、果樹・茶の新植・改植等 (2) 補助率: 国・県3/4以内 2 産地づくり対策 (1) 事業内容: 共同利用機械、共同利用施設等 (2) 補助率: 1/3以内(奄美大島南部地域は1/2以内) 3 農業農村整備(NN)対策 (1) 事業内容: かんがい排水、畑地かんがい、農道等 (2) 補助率: 4/10以内 4 農村づくり対策 (1) 事業内容: 環境施設、加工施設、交流施設 (2) 補助率: 1/3以内(奄美大島南部地域は1/2以内) ※ 1 : 補助対象事業費の上限は1,000万円とする。 ただし、経営開始資金の交付対象者の上限は500万円とする。 2～4 : 補助金額の上限は1,000万円		
助成等の要件	※各対策の事業内容によって要件等が異なりますので、詳しい内容は担当課(各市町村農政担当課等、各地域振興局・支庁農政普及課等)にお問い合わせください。		
助成対象	市町村、集落・自治会・町内会など、第三セクター、民間企業、公益法人、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体、協議会、実行委員会など、その他個人、団体など		
その他補足	事業実施主体(助成対象) 1 新規就農者育成対策: 50歳未満の認定新規就農者等 2 産地づくり対策: 市町村、農協、農業公社、3戸以上の農業者で組織する団体 3 農業農村整備(NN)対策: 市町村、農協、土地改良区 4 農村づくり対策: 市町村、農協、むらづくり委員会、3戸以上の農業者で組織する団体		
予算額	322,479千円		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	農政部農政課地域農業振興係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3113
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	中山間地域等直接支払事業(中山間地域等直接支払交付金)(H12～)		
事業内容	農業生産条件が不利な中山間地域等において、荒廃農地の発生防止や多面的機能の確保を図るため、集落等を単位とする協定を締結し、農業生産活動等を行う農業者等に対し、交付金を交付する。 ○負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4		
助成等の要件	1 対象地域 (1)「特定農山村法」、「山村振興法」、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」、「半島振興法」、「離島振興法」、「沖縄振興特別措置法」、「奄美群島振興開発特別措置法」、「小笠原諸島振興開発特別措置法」、「棚田地域振興法」等によって指定された地域 (2)(1)に準じて、都道府県知事が定めた基準を満たす地域 2 対象農用地 (1)急傾斜地(田:1/20以上、畑・草地・採草放牧地:15度以上) (2)緩傾斜地(田:1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地:8度以上15度未満) (3)小区画・不整形な田 (4)高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地 (5)(1)～(4)の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地 3 対象者 集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等		
助成対象	集落・自治会・町村会など、第三セクター、地域産業団体(農協、商工会議所等)、その他個人、団体など(申請する場合は市町村を経由し、県はとりまとめ国へ申請)		
その他補足	対象農用地は、農振農用地及び地域計画内に存する一団の農用地である必要あり		
予算額	588,088千円		
集落対策関連	○	所管団体	農林水産省
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	農政部農村振興課中山間・鳥獣害対策係
対象地域	過疎地域、特定農山村地域、振興山村地域、離島地域(奄美含む)、半島地域、その他地域	連絡先	099-286-3114
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.maff.go.jp/i/nousin/tyusan/siharai_seido/

事業名	中山間地農業ルネッサンス事業(R4～)		
事業内容	中山間地域等の特色を活かした創意工夫あふれる取組及び地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等を支援する。 1 中山間地農業ルネッサンス事業 (1)中山間地農業ルネッサンス推進支援 ア 地域の特色を活かした創意工夫あふれる取組 イ 所得向上や担い手の定着に向けた活動 ウ 地域の所得向上に向けた体制整備等への取組 エ 説明会・懇談会の開催 (2)元気な地域創出モデル支援 地域別農業振興計画の実現に向け、次のモデルメニューにより、調査、計画作成又は実証に関する取組を支援。優良事例の創出を加速させ、事例の横展開を推進。 ア 収益力向上に関する取組 イ 販売力強化に関する取組 ウ 農用地保全に関する取組 エ 複合経営に関する取組 オ 生活支援に関する取組		
助成等の要件	【対象の要件】 ・中山間地域等を対象とした取組であって、当該地域において中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定していること。		
助成対象	市町村、NPO・ボランティア団体など、協議会・実行委員会など		
その他補足			
予算額	30,569千円		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連	○		
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	農政部農村振興課中山間・鳥獣害対策係
対象地域	過疎地域、特定農山村地域、振興山村地域、離島地域(奄美含む)、半島地域、その他地域	連絡先	099-286-3114
助成等の形態	①補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.maff.go.jp/i/nousin/tiiki/sesaku/renais_tyusan.html

事業名	むらづくり活動推進事業(R3～)		
事業内容	農村集落の活性化を推進するため、集落外の多様な主体との連携による農村集落の新たな担い手の育成・確保に向けた研修会の開催、農村地域と宿泊施設が連携して行う体験プログラムの開発・提供などを支援する。 1 かごしまの未来むらづくり支援事業 (1)農村集落を担う人材の確保・育成 ア かごしま農村創生塾 イ 持続可能なむらづくりのヒントとなる研修会の実施 (2)持続可能な農村集落の育成 ア 農村RMOモデル形成支援 イ 話し合い活動及び実践活動の推進支援 (3)むらづくり活動の波及 ア 関係機関・団体との連携 イ 優良事例の波及(表彰事業、むらづくり通信等) (4)農村経済の活性化及び農村関係人口の拡大に向けた取組支援 ア かごしまの未来むらづくり応援事業 イ 大学との連携活動支援		
助成等の要件	【対象の要件】 ・ 1－(2)－アの事業 ① 中山間地域等を対象とした取組であって、当該地域において中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定していること。 ② 農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)実施要領に定める事業実施主体の要件を満たしていること。 ・ 1－(4)－アの事業 県内に本拠を有する農業集落、NPO法人、任意組織等(以下、「組織」という。)であって、以下に掲げる要件を全て満たすもの。 ① 地域資源を活用した雇用創出に向けたビジネス化や、農村関係人口の創出・拡大に取り組む意欲のある組織であること。 ② 代表者の定めがあり、組織や運営に関する規約が定められていること。 ③ 事業の目的達成に向けて持続可能な実施体制を有していること。		
助成対象	集落・自治会・町内会、協議会・実行委員会など(申請は市町村を経由し、県はとりまとめ国へ申請)		
その他補足	1－(2)－アの事業は対象地域は市町村を経由し国に申請。県はとりまとめ国へ申請		
予算額	27,484千円		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連	○		
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	農政部農村振興課むらづくり推進係
対象地域	・ 1の(2)ア及びイの事業 過疎地域、特定農山村地域、振興山村地域、離島地域(奄美含む)、半島地域、その他地域 ・ その他の事業 地域制限なし	連絡先	099-286-3108
助成等の形態	その他	関連HP	

事業名	むらづくり交付金(H16～)		
事業内容	農村及び地域の課題に対応するため、農業生産基盤の整備と併せて、農山漁村の生活環境を総合的に整備し、個性的で魅力ある村づくりを推進する。 1 農業生産基盤整備 (1)ほ場整備 (2)農業用排水施設 (3)農道整備 (4)農用地開発 (5)農用地の改良または保全 2 農村生活環境整備 (1)農業集落道整備 (2)営農飲雑用水施設整備 (3)農業集落排水施設整備 (4)農業施設等用地整備 (5)集落防災安全施設整備 (6)自然環境・生態系保全施設整備 (7)地域資源利活用施設整備 (8)施設補強整備 (9)地域農業活動拠点施設整備 (10)集落農園整備 (11)情報基盤整備 (12)施設環境整備 (13)歴史的土壌改良施設保全 (14)集落土地基盤整備 3 市町村創造型整備		
助成等の要件	(1) 農振地域 (2) 農業生産基盤の整備及び農村生活環境の整備を総合的に行うこと。 (3) 総事業費2億円以上。		
助成対象	市町村、地域産業団体(農協、商工会議所等)、その他個人、団体など		
その他補足	農振地域		
予算額	2,740千円		
集落対策関連	○	所管団体	農林水産省
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	農政部農地整備課農村整備係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-3241
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	基盤整備促進事業(H24～)		
事業内容	1 農業基盤整備促進事業(ハードのみ) 地域の実情に応じた迅速な農地・農業水利施設等の整備を実施し、生産効率の向上を図り、もって農業競争力の強化を図る。 2 農地耕作条件改善事業(ハード・ソフト) 区画拡大や暗渠排水等を農業者の自力施工も活用し、迅速に整備するなど、耕作条件の改善を機動的に実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速を支援し、もって農業競争力の強化を図る。		
助成等の要件	1 農業基盤整備促進事業 (1) 農業基盤整備促進計画の作成 (2) 総事業費 200万円以上 (3) 受益者数 2戸以上 (4) 受益面積 5ha以上 2 農地耕作条件改善事業 (1) 農地中間管理機構との連携概要を策定 (2) 地域内農地集積計画または高収益作物転換計画を策定 (3) 農地耕作条件改善計画の策定 (4) 総事業費 200万円以上 (5) 受益者数 2戸以上		
助成対象	市町村、地域産業団体(農協、商工会議所等)、その他個人、団体など		
その他補足	土地改良区 多面的支払交付金協議会(農地耕作条件改善)		
予算額	257,135千円		
集落対策関連	○	所管団体	農林水産省
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	農政部農地整備課農村整備係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3241
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	中山間地域総合整備事業(県営)(H2～)		
事業内容	農村地域の中でも自然的、社会的、経済的に不利な条件を有している中山間地域では、地理的条件の制約、基盤整備、道路、環境整備などの社会資本整備の遅れ、就業の場の不足、市町村の財政力の脆弱さ等により平地農村、都市との経済的格差が拡大し、若年層の流出にともなう過疎化、高齢化が進行することにより地域社会の活力と魅力が減退しているため、中山間地域の農業・農村の活性化を促進する。 1 農業生産基盤整備 (1) 農業用排水施設整備 (2) 農道整備 (3) ほ場整備 (4) 農用地開発 (5) 農地防災 (6) 客土 (7) 暗きょ排水 (8) 農用地の改良または保全 (9) 土地基盤の再編等 (10) 埋蔵文化財調査 2 農村生活環境整備 (1) 農業集落道整備 (2) 営農飲雑用水施設整備 (3) 農業集落防災安全施設整備 (4) 用地整備 (5) 生産・販売・交流・農泊等施設整備 (6) 情報基盤施設整備 (7) 農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備 (8) 農村資源利活用推進施設整備 (9) 交換分合		
助成等の要件	農業生産基盤整備及び農村振興環境整備のうち2工種以上かつ農業生産基盤整備の(1)～(8)のうち1工種以上を実施することが必須。 1 農業生産基盤整備実施地域 林野率50%以上かつ主傾斜が1／100以上の農地面積割合が50%以上。奄美における林野率についてはサンゴ礁露出面積を含めて算定する。 2 受益面積 10ha以上		
助成対象	都道府県		
その他補足	農振地域		
予算額	1,748,024千円		
集落対策関連	○	所管団体	農林水産省
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	農政部農地整備課農村整備係
対象地域	過疎地域、特定農山村地域、振興山村地域、離島地域(奄美含む)、半島地域、その他地域	連絡先	099-286-3241
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	中山間地域総合整備事業(団体営)(H2～)		
事業内容	農村地域の中でも自然的、社会的、経済的に不利な条件を有している中山間地域では、地理的条件の制約、基盤整備、道路、環境整備などの社会資本整備の遅れ、就業の場の不足、市町村の財政力の脆弱さ等により平地農村、都市との経済的格差が拡大し、若年層の流出にともなう過疎化、高齢化が進行することにより地域社会の活力と魅力が減退しているため、中山間地域の農業・農村の活性化を促進する。 1 農業生産基盤整備 (1) 農業用排水施設整備 (2) 農道整備 (3) ほ場整備 (4) 農用地開発 (5) 農地防災 (6) 客土 (7) 暗きょ排水 (8) 農用地の改良または保全 (9) 土地基盤の再編等 (10) 埋蔵文化財調査 2 農村生活環境整備 (1) 農業集落道整備 (2) 営農飲雑用水施設整備 (3) 農業集落防災安全施設整備 (4) 用地整備 (5) 生産・販売・交流・農泊等施設整備 (6) 情報基盤施設整備 (7) 農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備 (8) 農村資源利活用推進施設整備 (9) 交換分合		
助成等の要件	農業生産基盤整備及び農村振興環境整備のうち2工種以上かつ農業生産基盤整備の(1)～(8)のうち1工種以上を実施することが必須。 1 農業生産基盤整備実施地域 林野率50%以上かつ主傾斜が1／100以上の農地面積割合が50%以上。奄美における林野率についてはサンゴ礁露出面積を含めて算定する。 2 受益面積 10ha以上		
助成対象	市町村		
その他補足	農振地域		
予算額	66,740千円		
集落対策関連	○	所管団体	農林水産省
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	農政部農地整備課農村整備係
対象地域	過疎地域、特定農山村地域、振興山村地域、離島地域(奄美含む)、半島地域、その他地域	連絡先	099-286-3241
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	農村振興総合整備事業(H13～)		
事業内容	農村の総合的な振興を図るため、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施する。 1 農業生産基盤整備 (1) ほ場整備 (2) 農業用排水施設 (3) 農道整備 (4) 農用地開発 (5) 農用地の改良または保全 2 農村生活環境整備 (1) 農業集落道整備 (2) 営農飲雑用水施設整備 (3) 農業集落排水施設整備 (4) 農業施設等用地整備 (5) 集落防災安全施設整備 (6) 自然環境・生態系保全施設整備 (7) 地域資源利活用施設整備 (8) 施設補強整備 (9) 地域農業活動拠点施設整備 (10) 集落農園整備 (11) 情報基盤整備 (12) 施設環境整備 (13) 歴史的土地区画改良施設保全 (14) 集落土地基盤整備		
助成等の要件	(1) 農業振興地域 (2) 基本計画等が作成されている地域 (3) 広域的な規模を有し、一体性があること (4) 総事業費10億円以上 (5) 工種別の要件 ①農業用排水水路60ha以上 ②農道50ha以上 ③農地保全20ha以上 ④区画整理60ha以上 ⑤他2工種以上と合わせ行う事業10ha以上		
助成対象	都道府県、その他個人、団体など		
その他補足	農振地域		
予算額	42,400千円		
集落対策関連	○	所管団体	農林水産省
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	農政部農地整備課農村整備係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-3241
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	地域用水環境整備事業(H3～)		
事業内容	農村地域に存在する水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保管理又は整備と一体的に地域用水の有する多面的機能の維持増進に資する施設の整備を行い、農村地域における生活空間の質的向上を図るとともに地域一体となった農業水利施設の維持・保全体制の構築に資する。 (1) 親水・景観保全施設 (2) 生態系保全施設 (3) 地域防災施設 (4) 渇水対策施設 (5) 利用保全施設 (6) 地域用水機能増進施設 (7) 小水力発電のための施設整備		
助成等の要件	※各整備型により採択基準が異なりますので、担当課にお問い合わせください		
助成対象	都道府県、市町村、その他個人、団体など		
その他補足	土地改良区		
予算額	54,650千円		
集落対策関連	○	所管団体	農林水産省
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	農政部農地整備課国営・水利係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3256
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.maff.go.jp/i/study/other/e_mura/oomori/n-koufukin.html

事業名	畑地帯総合整備事業(H9～)		
事業内容	畑作農業経営の体質強化のため、農業用排水施設及び区画整理等の基盤整備を行うとともに経営安定等のための環境整備を一体的に行い、農家の経営の安定に資する畑地帯整備を総合的に実施する。 1 農業生産基盤整備 (1) 農業用排水施設整備 (2) 農道 (3) 土層改良 (4) 区画整理 (5) 農用地造成 (6) 農地保全 等 2 営農環境整備 (1) 農業集落道整備 (2) 農業集落排水施設整備 (3) 農業集落防災安全施設整備 (4) 環境整備 (5) 生態系空間整備 (6) 農作業準備休憩施設 等 3 農業経営高度化支援事業		
助成等の要件	1 受益面積 (1) 担い手育成型 ・内地20ha以上 ・離島10ha以上 ・奄美10ha以上 (2) 担い手支援型 ・内地・離島30ha以上 ・奄美20ha以上 ※各整備型により採択基準が異なりますので、担当課にお問い合わせください。		
助成対象	都道府県、その他個人、団体など		
その他補足			
予算額	6,935,797千円		
集落対策関連	○	所管団体	農林水産省
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	農政部農地整備課国営・水利係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3256
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.maff.go.jp/i/nousin/sekkei/nn/n_nouti/index.html

事業名	みんなの水辺サポート推進事業(H18～)		
事業内容	地域の自治会、ボランティア、NPO等が行う県管理河川又は海岸の清掃・美化などボランティア活動等について、市町村と連携しながら支援することによって、ボランティア活動等の普及啓発を図るとともに、河川又は海岸を核とした地域環境の保全向上や共生・協働による活力ある地域社会づくりに資する。 ・活動団体の認定(認定書を発行する) ・団体名等を示したサインボード設置 ・美化活動経費(草刈・伐採に要する機器の燃料代、ゴミ袋、軍手、草刈機、水分補給用経費(飲料品代)、重機・運搬車両・草刈機のリース料、収集した草木等の処分手数料等)の補助 ・傷害保険の助成 ・県ホームページ上での活動団体の紹介等 ・知事表彰 ※ 知事表彰については、認定団体のみでなく、県内で河川愛護活動をしている団体も対象としている。		
助成等の要件	県管理河川又は海岸の一定区間(100m以上)において、年1回以上、定期的な草刈やゴミ拾いなどの清掃・美化活動等を行う団体		
助成対象	集落・自治会・町村会など、第三セクター、民間事業、公益法人、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体(農協、商工会議所等)、協議会、実行委員会など、その他個人、団体など		
その他補足			
予算額	21,107千円		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト事業	県の担当部署	土木部河川課管理係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3590
助成等の形態	補助金・交付金等の交付、表彰制度、その他	関連HP	https://www.pref.kagoshima.jp/ah07/infra/kasen-sabo/kasennkaigannaigo/mizubesapo-to.html

事業名	ふるさと砂防サポート推進事業(H22～)		
事業内容	・県管理の砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設の清掃・美化などのボランティア活動を行っている地域住民や『里山砂防事業』により、協定を結び砂防指定地内の支障木の除去や管理用道路・通路の日常的な維持管理を行っている地域住民を市町村と連携しながら支援する。 ・砂防を核とした地域環境の保全向上や共生・協働による活力ある地域づくりに資することを目的に、県管理の砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域において、定期的に(年1回以上)草刈り等のボランティア活動を行う団体及び個人及び里山砂防事業により協定を締結している団体及び個人を「ふるさと砂防サポーター」として認定し支援する。		
助成等の要件	【対象経費】 ・団体名等を示したサインボードの設置 ・草刈り等のボランティア活動に要する経費の助成 ・水分補給用経費(飲料品代) ・安全対策セーフティーコーン、のぼり旗、立て看板、作業用安全ベストの購入費 ・伐採に要する重機・運搬車両・草刈機のリース料、収集した草木等の処分手数料、伐採に要する重機・運搬車両の燃料代 ・里山砂防事業により協定を結んだ団体等の施設の保守に必要な材料費の助成(助成対象:木材) ・傷害保険料の助成		
助成対象	【対象者】 ・県管理の砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域並びに里山砂防事業により締結している維持管理協定書に規定されている範囲において、年1回以上の定期的な除草、伐採又はゴミ拾い等の美化活動等を行う団体又は個人(ふるさと砂防サポーター) ・ふるさと砂防サポーターのうち、里山砂防事業により締結している維持管理協定に基づき、施設の保守を行う団体又は個人		
その他補足			
予算額	919千円(繰入金)		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	土木部砂防課管理係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3616
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.pref.kagoshima.jp/ah08/infra/kasen-sabo/sabo/furusatosabo.html

事業名	都市防災総合推進事業(H14～)		
事業内容	市街地の防災性の向上及び被災地の早期復興等を図るため、都心の防災構造化や住民に対する意識向上、並びに被災地における復興まちづくり等を総合的に推進する。 (1)災害危険度判定調査 ・事業主体: 地方公共団体、防災街区整備推進機構 ・国費率: 1/3 (2)盛土による災害防止のための調査 ・事業主体: 地方公共団体 ・国費率: 1/3 (3)住民等のまちづくり活動支援 ・事業主体: 地方公共団体、防災街区整備推進機構、地域のまちづくり団体 ・国費率: 1/3 (4)事前復興まちづくり計画策定支援 ・事業主体: 地方公共団体 ・国費率: 1/3 (5)地区公共施設等整備 ・事業主体: 地方公共団体、防災街区整備推進機構等 ・国費率 1/2 (用地費は 1/3 等) (6)都市防災不燃化促進 ・事業主体: 地方公共団体 ・国費率: 調査 1/3、工事: 1/2 (7)木造老朽建築物除却事業 ・事業主体: 民間事業者 ・国費率: 1/3 (8)被災地における復興まちづくり総合支援事業 ※激甚災害による被災地 ・事業主体: 地方公共団体 ・国費率: 1/2 又は 1/3		
助成等の要件	対象地域 災害の危険性が高い区域を含む市街地、大規模地震発生の可能性の高い地域、重点密集市街地を含む市、DID 地区、三大都市圏既成市街地、政令市、道府県庁所在地、激甚災害による被災地		
助成対象	地方公共団体、民間事業者、地域のまちづくり団体など		
その他補足	その他個人、団体などで申請できるもの: 防災街区整備推進機構、都市再生機構		
予算額			
集落対策関連		所管団体	国土交通省都市局都市安全課
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	土木部都市計画課計画係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-3678
助成等の形態	補助金・交付金等の交付、その他	関連HP	https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000008.html

事業名	交通結節点改善事業(H12～)		
事業内容	駅前広場容量不足の解消、駅周辺の放置自転車問題、自由通路整備による市街地分団の解消やバリアフリー化への対応のため、駅前広場、自転車駐車場、駅自由通路、パークアイランド駐車場などの交通結節点を整備し、道路と鉄道等其他の交通施設との結節性の向上を図る。 【対象事業】 駅周辺交通環境改善計画等の策定されている地域内であって、円滑な乗り継ぎや乗り換えを効率的に確保するために改善すべきと位置付けられている交通結節点を含む地区の整備を図る。 ・ 広場関係: 駅前広場・バス交通広場・交通結節点に直結し、円滑な乗り換えや積み替えを確保するために必要となる幹線道路 ・ 歩行者、自転車関係: 歩行者広場、自転車広場、駅自由通路などの歩行者空間・自転車空間 ・ 駐車場: パークアンドライドのための公共駐車場・自転車駐車場 ・ その他: 道路情報・交通連携情報施設		
助成等の要件	・概ね乗降客5,000人/日以上以上の鉄道施設又は軌道施設・バスターミナル ・概ね運行便数100便/日以上以上のバス停留所・運輸施設等の交通結節点を含む地区		
助成対象	都道府県、市町村、民間事業者、道路管理者		
その他補足			
予算額			
集落対策関連		所管団体	国土交通省都市局
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部都市計画課街路係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3686
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	都市・地域交通戦略推進事業(H19～)		
事業内容	都市交通の円滑化を図るとともに、都市施設整備や土地利用の再編による都市再生を推進するため、徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共空間や公共交通からなる都市の交通システムの整備に対して支援を行う。 1 主な事業内容 ① 整備計画の作成に関する事業 ② 公共的空間等の整備に関する事業(公共的空間、駐車場、自転車駐車場、公共交通関連施設等の整備) ③ 公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される事業 2 補助率 ○ 事業費の1/3(嵩上げ要件あり) ○ 社会資本整備総合交付金により補助		
助成等の要件	1 地区要件 ① 次のいずれかに該当する地区 ・ 都市再生特別措置法に規定する立地適正化計画を策定している区域 ・ 都市鉄道等利便増進法に基づく交通結節機能高度化計画に定める区域 ・ バリアフリー法に規定する基本構想に定める区域 ・ 歴史まちづくり法に基づく認定を受けた歴史的風致維持向上計画の重点区域に定める区域 ② 総合的な交通戦略を策定している区域 2 補助嵩上げ要件(事業費の1/2) ① 立地適正化計画関連 ② 自転車関連経費		
助成対象	地方公共団体、第3セクター、NPO、協議会等		
その他補足			
予算額			
集落対策関連		所管団体	国土交通省都市局
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	土木部都市計画課街路係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-3686
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)(H16～)		
事業内容	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする。 1 事業内容 ■主な基幹事業 ・道路、公園、河川、下水道 ・地域生活基盤施設(緑地、広場、駐車場、情報板等) ・高質空間形成施設(道路の高質化、歩行者支援施設等) ・高次都市施設(地域交流C、観光交流C、子育て世代活動支援C等) など ■提案事業 ・まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業、事業活用調査 2 補助率 ・事業費の概ね4割(嵩上げ要件あり) ・社会資本整備総合交付金により補助 3 事業期間 ・3～5年間(2期計画等により継続可能)		
助成等の要件	都市再生特別措置法第46条第1項に基づいた「都市再生整備計画」に位置づけられた事業を支援するもの 1 地区要件 ・用途地域内、鉄道駅から半径1km範囲内、地域生活拠点(都市計画区域外)など 2 補助嵩上げ要件 ・歴史的風致維持向上関連等、国の重要施策に適合するもの		
助成対象	市町村、市町村都市再生協議会、民間事業者等		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	国土交通省都市局
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	土木部都市計画課街路係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-3686
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000013.html

事業名	都市構造再編集集中支援事業(R2～)		
事業内容	「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者が行う一定期間内(概ね5年)の医療、社会福祉、子育て支援等の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対して総合的・集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的としている。 1 事業内容 ■主な基幹事業 ・道路、公園、河川、下水道 ・地域生活基盤施設(緑地、広場、地域防災施設等) ・高質空間形成施設(歩行支援施設等) ・高次都市施設 ・都市機能誘導区域内の誘導施設(医療、社会福祉、教育文化、子育て支援施設) ・土地区画整理事業 など ■提案事業 ・事業活用調査、まちづくり活動推進事業(社会実験等)、地域創造支援事業 2 補助率 ・1/2(都市機能誘導区域内、地域生活拠点内)、45%(都市機能誘導区域外) 3 事業期間 ・3～5年間		
助成等の要件	都市再生整備計画に基づき実施される事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するもの 【施行地区】 ・都市再生整備計画の区域が立地適正化計画の「都市機能誘導区域内」、「居住誘導区域内」及び「地域生活拠点」に位置づけられた地区		
助成対象	都道府県、市町村、市町村都市再生協議会、民間事業者等		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	国土交通省都市局
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	土木部都市計画課街路係、区画整理係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-3686
助成等の形態	補助金の交付	関連HP	https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000012.html

事業名	まちなかウォーカブル推進事業(R2～)		
事業内容	車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩いて移動できる範囲の区域における、道路・公園・広場等の既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援することを目的とする。 1 事業内容 ■主な基幹事業 ・滞在環境整備事業 ・計画策定支援事業 ・道路、公園 ・既存建造物活用事業 ・エリア価値向上整備事業 など ■提案事業 ・まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業、事業活用調査 2 補助率 ・1/2 3 事業期間 ・3～5年間(2期計画等により継続可能)		
助成等の要件	都市再生特別措置法第46条第1項に基づいた「都市再生整備計画」に位置づけられた事業を支援するもの 【施行地区】 ・都市再生整備計画事業の施行地区、かつ、まちなかウォーカブル地区		
助成対象	【交付金】市町村、市町村都市再生協議会 【補助金】都道府県、民間事業者等		
その他補足			
予算額			
集落対策関連		所管団体	国土交通省都市局
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	土木部都市計画課街路係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-3686
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000092.html

事業名	公共団体等区画整理補助事業(S33～)		
事業内容	道路、公園等の公共施設の整備・改善と宅地利用の増進を一体的・総合的に進めることにより、健全な市街地の形成を図ることを目的とする。 ・土地区画整理事業に要する経費を国が補助する事業 【道路事業】補助限度額は、12m以上(既成市街地については8m以上)の都市計画道路の用地買収事業費、補助率:1/2 【都市再生区画整理事業】 区画道路・公園等の公共施設整備費(移転補償費を含む)等、補助率:1/3		
助成等の要件	【道路事業、都市再生区画整理事業 共通】 ・面積5ha以上(既成市街地内については2ha以上) ・街路事業の採択基準に適合する都市計画道路の新設又は改築を含む地区 ・補助基本額が3億円以上の地区 【都市再生区画整理事業】 ・DID又は準DID地区(都市機能誘導区域内は施行後DID又は準DIDとなる見込みの地区も含む) ・市町村の都市計画に関する基本方針等に位置づけ ・施行前公共用地率15%未満		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	国土交通省都市局
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部都市計画課区画整理係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3686
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urban_mainte_tk_000032.html

事業名	暮らし・にぎわい再生事業(H18～)		
事業内容	中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公共公益施設等の都市機能の導入を図る。 1 コア事業 (補助率:1/3) (1)都市機能まちなか立地支援: 中心市街地に都市機能導入施設を整備することにより、中心市街地に不足している都市機能の集積を推進する。 (2)空きビル再生支援: 中心市街地の既存建築物の全部又は一部を都市機能導入施設として再生することにより、中心市街地に不足している都市機能の集積を推進する。 (3)賑わい空間施設整備: 多目的広場等の公開空地を整備することにより、中心市街地に不足している賑わい空間の創出を推進する。 2 附帯事業 (補助率:1/3) (1)計画コーディネート支援: コア事業の円滑な立ち上がり・事業実施を支援するため、まちづくり組織による住民の意見調整等の活動や、土地利用や建築物整備等の計画立案・調整等に対して支援を行う。 (2)関連空間整備: コア事業による都市機能導入と一体となって、周辺敷地内における快適なにぎわい空間の形成を図るため、公開空地の整備、駐車場の整備に対して支援を行う。		
助成等の要件	以下に掲げる要件に該当すること。 ・中心市街地活性化法に基づき認定された基本計画区域内 ・認定基本計画に位置付けられた公益施設を含む都市機能導入施設又は賑わい空間施設であること ・地階を除く階数が原則として3階以上であること ・耐火建築物又は準耐火建築物であること ・以下の省エネルギー水準に適合すること ①新築の住宅及び建築物は、原則として省エネ基準に適合すること ②地方公共団体又は都市再生機構が新築する住宅及び建築物は、原則として住宅部分においてはZEH水準、非住宅部分においてはZEB水準に適合すること ・地方公共団体又は都市再生機構が新築する公的賃貸住宅は、原則として太陽光発電が設置されていること ・地方公共団体が施行する場合にあっては、PPP/PFI手法の導入検討がなされていること ・敷地面積及び当該敷地の接する道路の面積の1/2の合計が1,000㎡以上であること ・三大都市圏の指定市及び特別区を除く区域であること		
助成対象	都道府県、市町村、その他個人、団体など		
その他補足	中心市街地活性化基本計画認定地区		
予算額			
集落対策関連		所管団体	国土交通省都市局、住宅局
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	土木部建築課監察指導係、都市計画課区画整理係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-3710、3686
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urban_mainte_tk_000063.html

事業名	集約都市形成支援事業(H25～)		
事業内容	人口減少・高齢化等により地域の活力が低下しつつある都市において、拡散した都市機能を集約させ、生活圏の再構築を進めていくため、医療・福祉施設、教育文化施設等の地域の生活に必要な都市機能の中心拠点への移転に際し、旧建物の除却処分費用や跡地の緑地化費用等へ助成を行うことにより、集約型の都市構造の形成を推進し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。		
助成等の要件	(1)計画策定支援 ①立地適正化計画 ②PRE 活用計画 ③広域的な立地適正化の方針 ④低炭素まちづくり計画 (2)コーディネート支援 専門家の派遣等を通じて以下の取組を支援 ・計画策定に向けた合意形成 ・コア施設または誘導施設の移転に係る関係者の合意形成 等 ・地域住民等の集約地域または居住誘導区域への移転に関する理解促進や合意形成 ・計画に位置づけられた都市機能・居住機能の誘導にかかる施策の推進に向けた合意形成 (3)誘導施設等の移転促進の支援 誘導施設等の跡地の除却処分・緑地等整備の支援 ・医療施設、社会福祉施設等(延床面積1,000㎡以上※) ※人口10万人未満かつ人口減少率20%以上の都市のみ500㎡以上 ・商業施設(上記と一体的に立地するもの) (4)居住機能の移転促進に向けた調査の支援 立地適正化計画に記載された防災指針に即した居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査等を支援		
助成対象	地方公共団体、民間事業者 等		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	国土交通省都市局都市計画課
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	鹿児島県土木部都市計画課計画係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-3678
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000054.html

事業名	住宅地区改良事業(S37～)		
事業内容	不良住宅が密集する地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の集団的建設を促進する。 不良住宅の撤去、公共施設及び地区施設、改良住宅の整備等。		
助成等の要件	・地区面積:0.15ヘクタール以上 ・地区内の不良住宅戸数:50戸以上 ・地区内の住宅戸数に対する不良住宅の戸数割合:8割以上 ・地区内の住宅戸数密度:80戸/ha		
助成対象	市町村		
その他補足	一定の要件を満たす不良住宅が密集する地区		
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	国土交通省住宅局住環境整備室
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部建築課住宅政策室住宅企画係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-3740
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/seido/01chikukairyo.html

事業名	小規模住宅地区改良事業(H9～)		
事業内容	不良住宅が密集する地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の集団的建設を促進する。 不良住宅の撤去、公共施設及び地区施設、小規模改良住宅の整備等。		
助成等の要件	・ 地区内の不良住宅戸数:15戸以上 ・ 地区内の住宅戸数に対する不良住宅の戸数割合:5割以上		
助成対象	市町村		
その他補足	一定の要件を満たす不良住宅が密集する地区		
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	国土交通省住宅局住環境整備室
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部建築課住宅政策室住宅企画係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-3740
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	社会資本整備総合交付金(旧地域住宅交付金(H22～))		
事業内容	地方公共団体が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とする。 ・ 基幹事業 公営住宅、地域優良賃貸住宅の整備、既設公営住宅の改善、住宅地区改良事業等、密集住宅市街地の整備等。 ・ 提案事業 地方公共団体の提案に基づく地域の住宅施策の実施に必要な事業。ただし、他の事業で補助を行っているものを除く。また、施設整備については、基幹事業として行われるものに限る。 ・ 効果促進事業 計画の目標実現のため基幹事業と一体になって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業等		
助成等の要件	地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画(地域住宅計画に基づく事業等)に基づき実施される事業の費用に充当するために交付する交付金。		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	国土交通省住宅局住宅総合整備課
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	土木部建築課住宅政策室住宅企画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3738
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	小規模住宅地区改良事業(空き家再生等推進事業)(H9～)		
事業内容	空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項に規定する空家等対策計画に定められた同条第2項第1号の空家等に関する対策の対象とする地区において、不良住宅又は空き家住宅等の除却及び活用を行うことにより、住環境の整備改善や、地域の活性化を図ることを目的とする。		
助成等の要件	・ 空き家住宅又は空き建築物の除去を行う場合、それらの跡地について、地域活性化に資する利用がなされること。 ・ 空き家住宅又は空き建築物の活用を行う場合、活用した物件について、地域コミュニティ維持・再生の用途に10年以上活用すること。		
助成対象	市町村		
その他補足	空家等対策計画の策定が要件		
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	国土交通省住宅局住環境整備室
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	土木部建築課住宅政策室住宅企画係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-3740
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000011.html

事業名	住宅市街地総合整備事業(地域居住機能再生推進事業)(H25～)		
事業内容	人口減少や高齢化が急速に進展する地域において、大規模な公的賃貸住宅の連鎖的な建替えを行いつつ、団地余剰地への子育て施設や福祉施設等を導入することにより、地域全体の居住機能の再生を図ることを目的とする。		
助成等の要件	- 第3項(重点整備地区面積1ヘクタール以上、重点供給地域面積0.5ヘクタール以上であること。住宅市街地総合整備事業等のいずれかの事業実施が見込まれる区域を含むこと。地域居住機能再生計画を策定すること。)に規定する重点整備地区を一つ以上含む地区にあって、重点整備地区の整備に関連して、良好な住宅市街地の整備が見込まれる地区であること。 - 整備地区の面積が概ね5ヘクタール以上であること。ただし、重点供給地域にあっては概ね2ヘクタール以上であること。 - 入居開始から30年以上経過した公的賃貸住宅団地を含むこと。 - 公的賃貸住宅の管理戸数の合計が概ね1,000戸以上であること。(複数の生活支援施設等(ただし、1施設以上は子育て支援施設とする。)を併設する場合は300戸以上に緩和)		
助成対象	都道府県、市町村、集落・自治会・町村会など、第三セクター、民間事業、公益法人、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体(農協、商工会議所等)、協議会、実行委員会など		
その他補足			
予算額			
集落対策関連		所管団体	国土交通省住宅局市街地住宅整備室
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部建築課住宅政策室住宅企画係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-3738
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	木造住宅耐震改修加速化事業(R7～)		
事業内容	住宅の耐震化の状況は、令和5年推計で本県の耐震化率は約86.5%、全国は約90%である。これまで、地域防災の観点から市町村が中心となって、国の補助制度を活用するなどして耐震改修工事に係る費用の一部を補助する支援が行われているが、所有者の費用負担が課題となっており、県が上乗せする助成制度を創設し、市町村の取り組みを支援する。		
助成等の要件	社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく住宅・建築物安全ストック形成事業を活用して市町村が実施する民間木造住宅耐震改修工事への補助に対して、県要綱に基づき県が上乗せ補助する(個別支援制度:限度額85万円、総合支援制度:限度額28.75万円) 更に緊急輸送道路沿いは、市町村が加算する場合に同額を上乗せ加算する(限度額10万円)		
助成対象	市町村		
その他補足			
予算額	17,000千円		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部建築課住宅政策室住宅企画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3738
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	都市空間情報デジタル基盤構築支援事業		
事業内容	PLATEAU(プラトー)は2020年度にスタートした国土交通省の新しいプロジェクトであり、スマートシティをはじめとしたまちづくりのデジタル・トランスフォーメーションを進め、人間中心の社会を実現することを狙いとしている。 PLATEAUの一環として、地方公共団体における3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進するため、令和4年度に「都市空間情報デジタル基盤構築支援事業」が創設された。		
助成等の要件	○補助対象事業 ・3D都市モデルの整備に関する事業 ・3D都市モデルの活用に関する事業 ・3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進 【通常タイプ】 ○補助率:1/2補助 ○補助要件: ・ユースケースがあること (注)原則、単年度で3D都市モデルの整備とユースケース開発を行うこととしている ・国が定める標準仕様書及び標準作業手順書に基づく国際標準規格であるCityGML形式でデータを作成すること ・整備した3D都市モデルをG空間情報センター等にてオープンデータ化すること ・整備した3D都市モデルを維持管理・更新する 【早期実装タイプ(令和5年度創設)】 ○補助率:10/10(上限1,000万円までの定額補助) ※1,000万円を超える事業費は地方負担となる ○補助要件: ・通常タイプの要件を満たすこと ・事業計画の初年度の事業に限る(以降は通常タイプでの採択となる) ・早期に課題解決や新たな価値創造が図られること(当該年度の事業において3D都市モデルの活用を達成すること) 【事前復興タイプ(令和8年度創設)】 ○補助率:10/10(上限2,000万円までの定額補助) ※2,000万円を超える事業費は地方負担となる ○補助要件: ・通常タイプの要件を満たすこと ・事前復興まちづくり計画の策定に向けた検討に3D都市モデルを活用 ・都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画に、事前復興まちづくり計画の策定予定時期を明記すること ・事前復興タイプの適用期間は 上限3年とする		
助成対象	都道府県、市区町村等の地方公共団体、民間事業者(営利法人、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人その他これらに類する者)		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	国土交通省都市局都市政策課
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	鹿児島県土木部都市計画課計画係
対象地域	その他の地域	連絡先	099-286-3678
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.mlit.go.jp/toshi/daisei/plateau_hojo.html

事業名	コミュニティ助成事業(地域防災組織育成助成事業)(S55～)		
事業内容	一般財団法人自治総合センターは、宝くじの社会貢献広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、要綱に定めるコミュニティ活動に助成を行うことにより、コミュニティ活動の充実・強化な発展を図るとともに宝くじの社会貢献広報事業を行う。 ア 一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等の整備に関する事業 イ 地域防災のリーダーである消防団の装備の拡充を図るとともに、消防団の活動に対し地域住民から積極的な協力を得るために必要となる設備等の整備に関する事業 ウ 女性防火クラブなど主に家庭における初期消火活動、救出救護活動及び防火思想の高揚等に必要となる資器材等の整備に関する事業 エ 幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要となる資器材等の整備に関する事業 オ 女性消防隊が行う初期消火活動及び予防活動、応急救護普及活動に必要な資器材の整備に関する事業 カ 将来の地域防災を担う人材の育成に資するため、少年消防クラブの消防防災実践活動に必要な資機材の整備に関する事業		
助成等の要件	1 助成対象団体 助成の対象となる団体は、市町村(政令指定都市は除く)、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会とする。 2 助成事業の要件 ア 市町村又は市町村が認める自主防災組織 イ 消防団を有する市町村、広域連合及び一部事務組合 ウ 女性防火クラブを有する市町村、広域連合及び一部事務組合 エ 幼年消防クラブを有する市町村、広域連合及び一部事務組合 オ 女性消防隊を有する市町村、広域連合及び一部事務組合 カ 少年消防クラブを有する市町村、広域連合及び一部事務組合 3 助成金 ア 30万円から200万円まで イ 50万円から100万円まで ウ 100万円まで ただし、防火防災訓練用資器材の整備については60万円まで エ 40万円まで オ 100万円まで カ 100万円まで 4 助成対象経費 ア 自主防災組織又はその連合体が行う地域の防災活動に必要な設備等の整備に要する経費。ただし、建築物、消耗品は対象外とする。 イ 消防団の装備の拡充を図るとともに、消防団の活動に対し地域住民から積極的な協力を得るために必要となる設備等の整備に要する経費。ただし、建築物、消耗品は除く。 ウ 女性防火クラブなど主に家庭における初期消火活動、救出救護活動及び防火思想の高揚等に必要となる資器材等の整備に要する経費。 エ 幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要となる資器材等の整備に要する経費。 オ 女性消防隊が行う初期消火活動及び予防活動、応急救護普及活動に必要な資機材の整備に要する経費。 カ 将来の地域防災を担う人材の育成に資するため、少年消防クラブの消防防災実践活動に必要な資機材の整備に要する経費		
助成対象	市町村、集落・自治会・町村会など、その他個人、団体など		
その他補足	申請に際しては各市町村が窓口となる。		
予算額	11,200千円(令和7年度実績)		
集落対策関連	○	所管団体	一般財団法人自治総合センター
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	危機管理防災局 危機管理防災課防災係(ア) 消防保安課消防係(イ～カ)
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2295(防災係) 099-286-2259(消防係)
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	学校施設環境改善交付金事業(H23～)		
事業内容	公立の義務教育諸学校等施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、地域住民にとっては、災害発生時の応急的な避難場所でもあることから、その経費の一部を国が負担することによって施設整備を促進し、教育活動の円滑な実施を確保する。 国の定めた補助単価に、補助対象面積を乗じた補助対象額に交付率を乗じた額を、施設整備計画により市町村単位で一括して交付する(交付率の優遇措置あり)。		
助成等の要件	・公立小中学校の校舎や屋内運動場の改築、補強、大規模改造工事 ・へき地教員住宅の新增築 ・公立幼稚園の新增改築、補強工事等 ・学校給食施設等の新增改築 ・太陽光発電の整備など		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	文部科学省
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	教育庁学校施設課市町村立学校施設係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-5236
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業一覽（所管課毎）

地域づくりオールガイド掲載事業一覧 ※令和8年4月時点

部局(庁)	担当課	事業名(施策名)	ページ	区分
総務部	市町村課	外部専門家(地域力創造アドバイザー)制度	52	10
		旧市町村合併特例事業(合併推進債)	87	16
		旧市町村合併特例事業(合併特例債)	87	16
		地域総合整備資金貸付(ふるさと融資)	88	16
		過疎対策事業債	88	16
		鹿児島県市町村振興資金貸付事業	89	16
		辺地対策事業債	89	16
		地域未来交付金(地域未来推進型)	90	16
		地方創生人材支援制度	91	16
		地方創生伴走支援制度	91	16
	財政課	人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金交付事業	92	16
男女共同参画局	青少年男女共同参画課	地域塾への活動支援助成事業(かごしま地域塾推進事業)	58	12
	くらし共生協働課	地域課題の解決に向けた協働推進事業	59	12
		地域貢献活動応援プロジェクト	59	12
		共生・協働の地域コミュニティづくり推進事業	60	12
		地域づくり人財育成事業	60	12
		鹿児島県コミュニティづくり推進協議会事業	61	12
		多文化共生のまちづくり促進事業	80	15
		多文化共生社会推進事業	80	15
		地域連携アドバイザー活用・地域力UP事業	62	12
		つなぐ・つながる協働促進マッチング事業	62	12
総合政策部	総合政策課	地域経済循環創造事業	14	5
	国際戦略課	国際交流支援事業	79	15
		民間国際交流活動助成金	81	15
	デジタル推進課	携帯電話等エリア整備事業	6	3
		高度無線環境整備推進事業	7	3
		民放ラジオ難聴解消支援事業	7	3
		地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業	8	3
		放送ネットワーク整備支援事業	8	3
		ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業	9	3
		地域社会DX推進パッケージ事業	9	3
		地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業	10	3
		地域未来交付金(デジタル実装型)	92	16
	地域政策課	ふるさとものづくり支援事業	14	5
		地域再生マネージャー事業	15	5
		スポーツ拠点づくり推進事業	35	8
		宝くじスポーツフェア開催事業(サッカー)	35	8
		宝くじスポーツフェア開催事業(バレーボール)	36	8
		宝くじスポーツフェア開催事業(ベースボール)	37	8
		移住・定住・交流推進支援事業	53	10
		過疎地域持続的発展優良事例表彰	63	12
		環境保全促進助成事業	67	13
		あなたが選ぶかごしま景観大賞	75	14
		景観アドバイザー派遣制度	75	14
		公民連携アドバイザー派遣事業	78	15
		公共施設マネジメント調査研究(研究モデル事業)	78	15
		地域イノベーション連携モデル事業	78	15
		過疎地域持続的発展支援交付金(過疎地域集落再編整備事業)	93	16
		過疎地域持続的発展支援交付金(過疎地域遊休施設再整備事業)	94	16
		過疎地域持続的発展支援交付金(過疎地域持続的発展支援事業)	94	16
		過疎地域持続的発展支援交付金(過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業)	95	16
		地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業	95	16
		集落支援員制度	96	16
		地域おこし協力隊制度	96	16
		地域プロジェクトマネージャー制度	97	16

地域づくりオールガイド掲載事業一覧 ※令和8年4月時点

部局(庁)	担当課	事業名(施策名)	ページ	区分
(総合政策部)	(地域政策課)	地域活性化起業人制度	97	16
		ふるさとづくり大賞	98	16
		地域づくり表彰	98	16
		買物弱者支援促進事業	99	16
		地域振興推進事業	99	16
		半島特定地域「元氣おこし」事業	99	16
		地方創生アドバイザー事業	100	16
		地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業	100	16
		コミュニティ助成事業(一般コミュニティ助成事業)	101	16
		コミュニティ助成事業(コミュニティセンター助成事業)	101	16
		コミュニティ助成事業(地域づくり助成事業)	102	16
		コミュニティ助成事業(青少年健全育成助成事業)	102	16
		シンポジウム助成事業	103	16
	離島振興課	特定離島ふるさとおこし推進事業	103	16
		離島活性化交付金事業	104	16
		離島広域活性化事業	104	16
		奄美群島成長戦略推進交付金事業	105	16
		特定有人国境離島振興対策事業	105	16
	交通政策課	肥薩おれんじ鉄道利用促進対策事業	2	1
		鹿児島県地方公共交通特別対策事業	2	1
		島原・天草・長島架橋建設促進交流連携事業	4	2
観光・文化スポーツ部	PR観光課	観光アドバイザー派遣制度	79	15
	文化振興課	文化芸術ステップアップ支援事業	40	9
		新進芸術家海外研修制度	40	9
		学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業及び舞台芸術等総合支援事業(学校巡回公演)	41	9
		優秀映画鑑賞推進事業	41	9
		宝くじ文化公演	42	9
		宝くじおしゃべり音楽館	42	9
		宝くじふるさとワクワク劇場	43	9
		宝くじまちの音楽会	43	9
		地域の芸術環境づくり助成事業	44	9
		芸術文化振興基金	44	9
		(公財)三菱UFJ信託地域文化財団助成	45	9
		地域住民のためのコンサート	45	9
		文化の国際交流活動に対する助成	46	9
		地域の伝統文化保存維持費用助成	46	9
		地域の文化・芸術活動助成事業	47	9
		地域伝統芸能等保存事業	47	9
		ユニークベニュー活用促進事業	48	9
		鹿児島城跡を親しみ、楽しみ、学ぶ事業	49	9
	スポーツ振興課	鹿児島県スポーツイベント等開催支援事業	38	8
環境林務部	環境林務課	地域環境美化功績者表彰	67	13
	地球温暖化対策室	こどもエコクラブ登録制度	68	13
		地球環境を守るかごしま県民運動環境保全活動団体等表彰	68	13
	廃棄物・リサイクル対策課	循環型社会形成推進交付金	69	13
		海岸漂着物等地域対策推進事業	69	13
	自然保護課	生物多様性保全推進支援事業	70	13
		みんなの生物多様性サポーター支援事業	71	13
		県立自然公園満喫周遊スタートアップ支援事業	71	13
		自然公園等整備事業(自然環境整備交付金、環境保全施設整備交付金)	52	10
		国立公園等多言語解説等整備事業	72	13
		国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業	72	13

地域づくりオールガイド掲載事業一覧 ※令和8年4月時点

部局(庁)	担当課	事業名(施策名)	ページ	区分
(環境林務部)	森林経営課	かごしまの特用林産物産地づくり事業	15	5
		かごしまの竹で育む産地づくり事業	16	5
	かごしま材振興課	林業・木材産業構造改革事業	16	5
		木とふれあう環境づくり推進事業	81	15
	森づくり推進課	森林(もり)の体験活動の支援事業	82	15
		里山林等の維持・再生事業(里山林の協働活動による整備)	83	15
保健福祉部	医師・看護人材課	緊急医師確保対策事業(ドクターバンク運営事業)	12	4
		緊急医師確保対策事業(医師修学資金貸与事業)	12	4
	高齢者生き生き推進課	高齢者地域支え合いグループポイント事業	29	7
		介護人材確保ポイント事業	30	7
		高齢者生きがい活動促進事業	30	7
		世代間交流で人生100年生きがい創出事業	33	7
子ども政策局	子ども政策課	子ども・子育て市町村応援交付金事業	31	7
	子育て支援課	産科医療体制確保支援事業	12	4
		離島地域出産支援事業	29	7
		産後ケア推進事業	31	7
		離島地域子ども通院費等支援事業	32	7
		遠方の分娩施設への交通費等支援事業	32	7
		保育人材支援等市町村交付金事業	33	7
	子ども福祉課	放課後子ども教室運営費助成事業(かごしま地域塾推進事業)	58	12
商工労働水産部	商工政策課	商店街活性化デジタル活用支援事業	17	5
	新産業創出室	起業支援プロジェクト事業	17	5
	販路拡大・輸出促進課	鹿児島ブランド支援センター事業(アドバイザー紹介活用事業)	18	5
		鹿児島ブランド支援センター事業(かごしまの新特産品コンクール事業)	18	5
		鹿児島ブランド支援センター事業(県産品市場展開支援事業)	19	5
	外国人材政策推進課	外国人材受入環境整備支援事業	19	5
	雇用労政課	地域雇用活性化推進事業	20	5
	水産振興課	水産多面的機能発揮対策事業	83	15
		離島漁業再生支援交付金	106	16
	漁港漁場課	農山漁村地域整備交付金(漁業集落環境整備事業)	106	16
		漁村整備事業	107	16
農政部	農政課	かごしまの農業未来創造支援事業	108	16
	農村振興課	棚田地域等保全対策事業	84	15
		中山間ふるさと・水と土保全対策事業	84	15
		多面的機能支払交付金	84	15
		農地集積推進事業(最適土地利用推進事業)	85	15
		中山間地域等直接支払事業(中山間地域等直接支払交付金)	109	16
		中山間地農業ルネッサンス推進事業	109	16
		むらづくり活動推進事業	110	16
	農産園芸課	「稼ぐ力」を引き出す大規模畑かん営農展開推進事業	20	5
	農地整備課	むらづくり交付金	111	16
		基盤整備促進事業	111	16
		中山間地域総合整備事業(県営)	112	16
		中山間地域総合整備事業(団体営)	112	16
		農村振興総合整備事業	113	16
		地域用水環境整備事業	114	16
		畑地帯総合整備事業	114	16
	農地保全課	農村地域防災減災事業	56	11
(土木部)	道路維持課	ふるさとの道サポート推進事業	64	12
	河川課	みんなの水辺サポート推進事業	115	16
	砂防課	ふるさと砂防サポート推進事業	115	16
	港湾空港課	みんなの港サポート推進事業	76	14
	都市計画課	特定地区公園(カントリーパーク)事業	22	6
		都市公園事業	22	6
		公園施設長寿命化計画策定調査	23	6

地域づくりオールガイド掲載事業一覧 ※令和8年4月時点

部局(庁)	担当課	事業名(施策名)	ページ	区分
		公園施設長寿命化対策支援事業	23	6
		都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業	24	6
		社会課題対応型都市公園機能向上促進事業	24	6
		公共下水道施設整備促進事業	25	6
		公共浄化槽等整備推進事業	25	6
		浄化槽設置整備事業	26	6
		農業集落排水事業(団体営農業集落排水施設整備事業)	26	6
		農業集落排水事業(農業集落排水施設整備促進事業)	27	6
		官民連携まちなか再生推進事業	65	12
		都市防災総合推進事業	116	16
		交通結節点改善事業	116	16
		都市・地域交通戦略推進事業	117	16
		都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)	118	16
		都市構造再編集中心支援事業	119	16
		まちなかウォークラブル推進事業	119	16
		公共団体等区画整理補助事業	120	16
		暮らし・にぎわい再生事業	120	16
		集約都市形成支援事業	121	16
		都市空間情報デジタル基盤構築支援事業	124	16
	建築課	住宅市街地基盤整備事業	27	6
		地域優良賃貸住宅整備事業	54	10
		高齢者あんしん住まい整備事業	54	10
		街なみ環境整備事業	76	14
		住宅地区改良事業	121	16
		小規模住宅地区改良事業	122	16
		社会資本整備総合交付金(旧地域住宅交付金)	122	16
		小規模住宅地区改良事業(空き家再生等推進事業)	122	16
		住宅市街地総合整備事業(地域居住機能再生推進事業)	123	16
		木造住宅耐震改修加速化事業	123	16
危機管理防災局	危機管理防災課	コミュニティ助成事業(地域防災組織育成助成事業 ア)	125	16
	消防保安課	コミュニティ助成事業(地域防災組織育成助成事業 イ～カ)		
教育庁	学校施設課	公立学校施設整備費国庫負担事業	38	8
		エコスクール・プラス	73	13
		学校施設環境改善交付金事業	126	16
	保健体育課	学校施設環境改善交付金事業	38	8
	文化財課	県指定文化財保護事業	49	9
		国指定文化財保護事業(建造物, 記念物, 民俗文化財等)	49	9
		重要伝統的建造物群保存地区基盤強化事業	49	9
		国指定文化財保護事業(史跡等購入)	50	9
		埋蔵文化財発掘調査補助事業	50	9